

五十餘名  
に一孤燈

し提燈を點じて光を取れり。須く想見すべし、寂々たる敵國の荒野に野營を張り、唯一點の孤光を力と頼み、五十有餘の病者を看護する人々の心は、果して如何なりしか。飲むべき酒は一滴もなし、汲むべき茶碗は一個もなし。こは忍びても過ぎもせん、去れど万一敵兵の來りまば、如何にすべき、味方は既に馬公城に進めり。是に於て大軍醫衆に告げて曰く、萬一不虞の事起らば、兵士は銃を執つて立て、人夫は有り合ふ者を取りて手向へよ。かくて人夫四名宛は常に營外にありて哨線を張りぬ。明けて二十六日、外山大軍醫來り、片岡三等軍醫と交代す。今しも糧食の爰はなければ、而も看病人の不足なりしは尙前日の如し。

二十七日旗艦の命によりて、鹿兒島丸は本國に歸航せしかば、又もや苦心を増しぬ。偕てあるべきにあらざれば、小谷野大軍醫は、西京丸に赴きて三田村軍醫大監及び、其他の係り官に會ひ、將來糧食の事を談せしに、然らば今夜より材料は、陸軍より受取るべしとの事に決し、人夫も不足なれば、此次交代に赴くべき人夫は、二十名を増して四十名となすべきことと定めたり。終りに臨み、器具不足の事を訴へて曰く、今日まで病舎にて用ひ來りし柄杓は、唯一本あるのみ、茶碗は唯七八、人夫の齎らし居りし者のみ、之を陸軍に求むれば、兵士軍夫各自携帶の筈なりとの挨拶ゆゑ、士官も看病夫も、掌の上に飯を載せて食へり。患者は指の間より漏る、粥をのがさじと口

にありて、食ふ、實に人間界とは思はれず。其狀看るとして悲惨ならざるはなし、此日二艘の通船來る、船夫六名あり、命じて汲水の事に従事せしむ。昨日より患者漸く増加しければ、看護は益々煩雜を極め、殆ど底止する所を知らず、避病舎にては、豫め患者を分ちて、重症者、輕症者、快復患者を各別個の室に居らしめたり。然るに、重症者中の足の健なる者は、潜に脱して輕症者の室に入り、輕症者は轉じて快復者の所に雜り、快復者は患者の廁を厭うて潜に事務員の廁に入り、時としては逃亡する者もあり、又何時の間にか歸り來り居るもあり。他人の衣を着て死せるあり。名偽るあり、裸体にて營外に出で、死せるあり、到底調査に及ぶべからず。廿八日大暴風雨來り、砂塵を擧げ、天蓋を煽り、困難甚し。患者は地上に苦を布き、其上に臥せし事とて、戰慄して寒さに苦めり。一たび天幕の一端を開けば、土砂飛び、雨濺ぎて堪ふ可らざるを以て、僅かの間隙より、更に一枚の天幕を入れて與へしに、患者は各其中に潜みて、漸く苦をしのぎけり。又藥を與ふるに由なきを以て、天幕の間より瓶を傾けて口に注ぎたりと。三十日、看護夫二名雇看護夫六名來るを以て、業稍閑なり。松島の竹内少主計亦來る、氏齎らすに「ラム」酒を以てす。始めて看護卒、人夫等に麴芳を味はしむるを得たり。又竹内少主計は厨夫一名を伴ひ來りて。便を與へり、三十一日竹内少主計歸艦し、酒井旅醫亦馬公に引揚ぐ。これより先き、高千穂來りて諸種の

ラム酒の



川端中尉  
避病舎に  
死す

納金閉づ

本願寺布  
敷僧の功

需要品を供給し、四月一日更に西京丸來り、大に便宜を興へければ、諸事頗る整頓するに至れり。四月二日、川端中尉兵士十三名を率ゐ文良港に來る、蓋し土民不逞の徒に備ふるなり。中尉の文良港に來るや、外山大軍醫と與に相談笑して別れしが、夜に入りて中尉避病舎に來り、曰く、僕下痢すること二回なり、是を以て來れりと。大軍醫手を執つて脈を問ふに、微々として振はず。是に於て前日竹内主計送りし所の『ラム』酒を出し、快飲せしめ、別に室を設けて横臥せしむ。未だ幾ならず、大に下痢して脈搏頓に落つ。明朝終に死す。五日早川少軍醫來り、島崎少主計亦來る。今は早何事も遺憾あり、此日外山大軍醫病ありて臥し、十日馬公に向つて去れり。十九日入院者全快して退き、裏正角病院は、茲に閉舎を告げたり。初めより收容せし患者二百二十一名、而して死せし者八十九名他は皆快復せり。

此厄難に當て、本願寺の派遣せし布敷僧等、與て力あり。故に此に特記して、其功を旌表せざるべからず。初め我軍の澎湖島に向ふや、京都東本願寺よりは、伊藤大恵、松ヶ枝哲の兩師、西本願寺よりは、下妻鳳城、名和淵海の二師、各々挺身戦地に臨み、兵馬倥傯の間に立ちて、布敷に盡力せり。即ち同島占領後、同寺の布敷所を設置すべき塲所兩三ヶ所を豫定し、又其傍に疫病患者死者の埋葬に従事せり。而して下妻鳳城は、不幸にして同病に斃れ、其餘三人僅に免かるゝことを

本願寺布  
敷僧の功  
狀

得たり、同教派に山田良圓なるものあり、身は歩兵大尉にして、混成枝隊の副官なり。殊に伊藤大恵は、患者の爲に大に盡す所ありしかば、同枝隊長比志島大佐は、之に功狀を贈れり。

大谷派本願寺

從軍布敷師 伊藤 大 恵

右混成枝隊と共に澎湖島に上陸し軍中に在て日夜盡力、其功尠からず、依て之を表彰す。

明治二十八年四月六日

混成枝隊長 比志島 義 輝

大恵歸朝の後、右の狀況を陳べて曰く、馬公城内最初の間は、裏正角の避病院へ發病者を送り居けるが、虎軍の勢日に猖獗、一人を送り去れば、十人來り、十人を出せば百人之人に代るの勢、終に間に合はずして、二十七日より此地にも病院を設けぬ。城郭の外七八町の處なる支那寺を以て病院に充て、其周圍三十張の天幕を張りて、内外ともに患者を入れたり。余は日々同寺を見廻りけるが、其有様實に酸鼻に堪へざるものあり。三月五日迄は運輸上の不便より毛布も到達せざりければ、寺内敷瓦の上に、其儘倒れて呻吟せるものあり。又飲水極めて少き爲め、苦し紛れ邊の畝中に這ひ出で、土中に轉び土塊を握りて悶へ苦むものあり。余を見て咒字袈裟を引きつゝ、



本願寺御坊助け賜はれよと生死の一刹那、覺えず悲叫するものあり。醫員二人も其數の多くして手の附け様なきと水も與へ難き病なるとに依りて、餘儀なく苦悶の儘になし置ぬ、胸中察すべきあり。各自の襟には、聯隊の番號及び、姓名を記せし紙札を結び附け、れど、其苦悶の間に引切りて、此等を知るに由なく、日々死屍を此處彼處より、集め來り、一所に埋め、一片の木標を建て、葬儀を執行せり。三月二十七日、即ち病院設立以來、四月四日迄に葬儀を營みし將校以下軍夫は、左の如し。

三月二十七日 四十五名 ○廿八日 六名 ○廿九日 四十名 ○三十日 五十四名 ○三十一日 百廿八名 ○四月一日 八十九名 ○二日 百廿三名 ○三日 百十六名 ○四日 六十八名

此中歩兵少尉山本隆徳、同中尉牛雄忠直、同大尉清水延純、同少尉山村徳太郎及び、特務曹長村上良平の五名は、いづれも混成枝隊附なり。傳染病のことなれば、總體を火葬に附すべきなれ共、薪材の欠乏の爲ため、多くは埋葬せり。我軍炊事用の割木を以て、漸く火葬したるものは、獨り將校の死體のみ。死骸を運搬するに、初めは五十錢乃至二十錢の賃錢にて、土民を使役したりしも、後には傳染を怖れて來らず、餘儀なく通譯官をして近郷にゆき、一人一圓即ち一擔架二圓の

葬儀の數

費用もて雇ひ來りて、間に合せたり。曩には木山定生御影の奉擁し來れるあり、今又伊藤大恵の功績此の如し、本願寺の其職に熱心なる、誠に賞すべきなり。

我艦隊の無事

茲に澎湖島陥落して、既に二旬有餘、敵の南洋艦隊は、影だに示さず、雞籠を伺へどもわらず、淡水を問へどもわらず、福州の沖、厦門の海、求め悉して遂に隻影を見ず。我艦隊は無事に苦みつゝ、漁翁島邊馬公灣頭白沙青渚の間に投錨し、徐ろに時の來るを待つ。四月七日午前七時松島と高千穂とは、錨を拔き北に向ふ。行く所何ぞ、雞籠か淡水か、將た福州か。四月八日黎明右舷船首に一大島を認む。問ふ迄もなく臺灣なり、突兀たる峯巒地平線の上に崛起し、積翠波の如く丘に沿うて走る。風光愛すべし、艦は海岸に沿うて北に走り、雞籠港の前を横切つて東に進めり。港内例に依つて敵艦なし、唯、港門の左なる砲臺が手持無沙汰に待つゐるのみ。艦は波又波を蹴破りて航すること二晝夜、四月十日の午後に至り、遂に一島の横臥するを認めたり。甲板にある者呼んで曰く、琉球々々。二艦の那覇港に入港するや、那覇の市民日章旗を樹て、祝意を表し、又使を送りて明日艦員一同を南陽館に招待せんことを請ふ。明くれば四月十一日、朝陽暉々として青山笑ふが如く、涼風習々として軽く、征衣を拂ふ。午前九時頃より主賓の車を驅つて會場<sup>ウツバ</sup>に赴く者絡繹として相望む。近郷の老幼男女、亦今日の盛況を見んとして來るもの堵の如し。

松島高千穂琉球に入る



沖繩に於ける艦隊の歓迎會

會場は昔て勸業展覽會の爲に建築せし者にして、堂の内外には、支那朝聘使の事蹟を板に刻して掲げたり。庭内廣さ數百坪、樹林庭園の間を通じて、三五の曲徑あり。那覇市中第一の造營と稱す。午前十一時主客略ぼ集るや、沖繩縣知事奈良原繁、起て歡迎の辭を述べ、畢りて帝國の萬歳を三唱す。伊東常備艦隊司令長官進みて之が答辭をなす。長官例に依て狀貌魁に音吐朗なり。其市民の厚意を謝して南征の事に及ぶや、眉宇少しく昂り、面色稍熱し、忽ち勵聲疾呼して曰、『祐亨不敏と雖も、誓つて南洋艦隊の隻影だも日本海に游戈せしめざるべし』と。衆期せずして、拍手す。答辭畢りて主賓卓に就き、立食の饗を受く、皆陶然として酔ひ、快談痛飲殆ど身の軍旅にあるを忘る。見渡せば、庭の中央に花瓶を据ゑたる一卓子を擁して坐する者數人、正面なるは山階宮殿下にして、其左に坐する者は、伊東司令長官、右に東帶結髮して卓子に倚れる者は、琉球の王子兄弟、其隣にあるは、野村艦長、傍に薩摩琵琶を抱いて侍する者あり。宴闌にして撥を執つて歌ふ。其聲悲壯淋漓、覺ゆす襟を正す者數次、午後三時辭して歸る。

艦、琉球に留ること三日、食品の購入畢りたるを以て、十三日纜を解きて歸航の途に向ふ。十五日黎明、臺灣の南角雞籠沖に來り、海上を遊航すること二三時間、港内異狀なきを以て、柁を西北に轉じて走る。午後淡水の沖を過ぎんとする時、一支邦船あり、帆を舉げて淡水港に向ふ者の如

淡水沖の支那船の檢

し。松島・高千穂に命じて曰く、『彼の支那船を臨檢せよ』と。即ち端艇を卸し、馳て之に赴く、支那船にある者惶恐狼狽を乞ふ。船中を檢すれば、豚百七十餘頭を載す、曰く、厦門より來り、淡水に赴く者なりと。依て之を解放し、航路を西北に取りて進む。夜に入り四顧暗黒物色辨せず、忽ち一船あり、前を横切て北に馳せんとす。即ち暗號符を以て之を誰何すれば、西京丸の將に澎湖島より故國に歸らんとするにてありと。十六日黎明亦一汽船あり、南より來る語視すれば、土陽丸なり。南洋の海敵ありと雖も、往行自由、我が船艦の蹂躪に任す、知らず南洋艦隊は今何を爲しつゝあるか。十六日午後四時根據地に歸り、投錨す。炎暑舊に依て盛なり。午下百度を上下す四月十七日詰旦汽船一隻澎湖島の南を掠めて西に去らんとする者あり。空砲一發之に停止を命じ、臨檢す。船は是英の商船にして、昨雞籠を發し、今香港に赴かんとする者なり。載する所怪むべきなきを以て之を許す。午後三時旗艦の命により、浪速・秋津洲・嚴島の三艦、水雷艇三隻を率ひ抜錨す。水雷艇若干は曩に母艦近江丸と與に佐世保を發し、沖繩諸島を経て數日前茲に來りたる者、海軍少佐鏑木誠之司司令官たり。少佐佐世保にあるや、人に語りて曰く、今度の出陣は風波の戦争なりと。南洋由來風波の難多し。南洋艦隊の鼠輩いふに足らずと雖も、天候の難恐るべき者あり。此日出港したる諸艦、諸艇は、厦門より福州近傍の海岸を巡邏せり。

鏑木少佐の言



是時に當り、前に難を四方に避けたる本島土民は、我軍の紀律嚴明にして、秋毫犯すなきのみか、懇切に保護せらるゝを聞きて、續々として歸來せり。行政廳より下附せられたる紙片を板の上に張り付け、或は恭しく棒の先に懸けて、憚るを賣りゆく者あり、或は露店を張りて、饅頭、温饅などを賣るもの二三あり、左の一片は我軍馬公城に入りし一兩日後、城門に貼附し置きたりしものなりき。

馬公城門の榜

今特稟明澎湖衆百姓早已順降伏祈

大日本萬歲爺龍恩又各將士兵隊發慈悲善心早出告示曉諭民心各安生業百姓等叩謝皇恩即

感佩天涯矣忙具數言

伏請

大將帥鑑核將行

衆百姓謹具

明治 二年二月 日呈

彙に行政廳は、枝隊司令部と共に元澎湖鎮署内にありしが、馬公城を距る一里許なる海岸の村落、西營村に移りぬ。

獨一新報紙一葉を送り來る和の報

四月十九日、獨艦一隻入港し、我に送るに上海新聞一葉を以てす。紙上記するに四月十七日、平和談判結了云々の電報を以てす。夕に至りて、獨艦去る。彼は益し一葉の新紙を示さんが爲に、特に茲に寄港せし者なるべし。是に於て衆始めて日清媾和の克復を知る。

初め比志島混成枝隊の渡島するや、其貔貅實に三千餘人、而して一朝瘴癘に襲はるゝ及んで、斃るゝ者比々、其任了へて歸朝するに至り、隊伍を爲すもの纔に七百人に過ぎず。馬公城外丘墳あり、原草離々、海風度りて毎に浙瀝たり。屹然たる墓標題して忠魂碑と云ふ。埋葬せらる者一千四百餘人、同島の我版圖に歸すると共に、永く芳名を千載に遺して、冥々の中、靈や永く此土を守らん、生きて勇戦の士となり、死して忠義の鬼となる。蓋し國民の均しく期する所なるも、而も瘴毒斯くの如くにして斃るゝは、深く諸士の爲めに惜む所あり。是を征清役中の最大慘事となす。嗚呼亦痛哉。



### 第二十九 大總督府の前進

大總督府  
前進の大  
詔

詔に曰く、「朕が征清の陸海軍漸く其歩を進め、既に作戰第一期を經過し、今、將に第二期の作戰を、開始せんとするに方り、征清大總督を命じ、戦地に前進せしむるの必要を認む。因て、朕、今卿に任じ、委するに出征全團の指揮を以てし、假すに配下將官以下、任免補叙の權を以てす。卿、夫れ朕が意を體し、往て事に従ひ、以て我國威を宣揚せよ」と、抑も、征清の事起るや、先づ大本營を皇城内に置かせられ次で又之を廣島に進め給ひき。是に於てか六師愈々奮ひ、錦旗の指す所、敵國皆伏す。即ち陸は朝鮮境内より清兵を攘ひて、深く敵國に入り、旅順威海の要地を占め、海は黃渤兩灣を蔽ふて、敵の手足を頼みたる、北洋艦隊をも、全滅せしめたり。是れ、其、第一期の作戰に係り、今や、第二期に移らんとして、茲に此大詔を見る。其、聖算廟謨の深遠にして、且つ雄大なること、得て窺ひ知る所に非ず。二十八年、三月十六日、此大詔と共に、參謀總長小松宮彰仁親王殿下に、左の如く御沙汰あらせられたり。

御沙汰書

征清大總督 彰 仁 親 王

大總督宮  
御出發の  
光景

今般大總督府ヲ戰地ニ、前進スルコトヲ命ジ、大本營中、作戰ニ必要ナル、諸機關ノ一部ヲ從屬セシム。

是に於て、宮は、總督府員全部と、共に同日、午後二時、廣島御出發、同じく三時半、宇品御着、御休憩所に於て、將校以上の奉送員を延見し給ひき、四時半、軍艦、千代田・龍田・和泉の三艦に護衛せられて、馬關に向はせ給ふ。同日、大元帥陛下には、特に、廣幡侍從を御勅便として、宇品に差遣せられ、又其宇品に至る途中は、宮の護衛として、近衛師團騎兵、及び第五留守師團騎兵を扈從せしめ給ひぬ。當時在廣島の各大臣、以下の高等官、及び廣島赤十字社員、各學校生徒、市會議員等、一同沿道に奉送す。會々、雨天なりしも、非常の賑ひなりき。御乘艦の、將に宇品を發せんとするや、其海岸よりは、留守師團砲兵、並に各軍艦は、皇族禮砲として、二十一發を放てり。此行、大總督府の樞要ある一部の、敵國に前進せられるものにして、素より、廣島に御座ある大艦は、奮に依て依然たるも是より更に一層我軍を振作するものあらん。

既にして御乘艦は、馬關に至る、時に十四日午前なり。豫て此地に在りし八重山艦を始め、大小の漁船は、何れも滿艦盛飾したり、當時清國の媾和使として此地に在留せる、李鴻章等一行の搭と來れる、禮裕公義の兩號も、蕭然として碇泊するを見る。斯くて、同九時四十五分に至るや、宮

馬關御通  
過



の御乗船、威海丸の、當港を通航するに當り、八重山艦は皇族禮砲を發し、威海丸は樂曲を奏し、我軍艦は之に従ひて進行せり、又、幾十隻の運送船は、前後陸續として、此地を通過し、皆、敵地向へり。是より先き、伊藤總理大臣も、媾和全權大臣として、李鴻章等に會見せり、乃ち、豫め總督府前進の事を、李等に告げて曰今や、我國は第二期出征の準備、既に成り、日ならずして、將に起んとす。然れども事頃日、貴國と約せし休戰條約と相關せずと、その會見所たる春帆樓、並に、李等の旅館引接寺、皆、指顧の中に在り。當日、此壯觀に接する、李等の所感、果して如何。此行、横井陸軍編修官、亦、遣中に在り、即ち吟じて曰く、

春波濺蕩穴門頭。

錦旆高翻總督舟。

祝砲忽轟軍樂湧。

驚他星使曉眠不。

又、此時、或人の歌に、(下の關にて、大總督宮の御舟を、清使の旅館より望を見て、)

天つ日の、光てりそふ、御大舟、から人いかに、まばゆかるらん。

去程に、本船は、午前十時五十分、六連島に近くや、滿船盛飾したる、一隻の小蒸氣、頻りに烟を吐て、本船を待設けけるが、やがて端艇を下して、樺山軍令部長は、伊集院大佐・鈴木大尉を従へ、末松法制局長官は、其屬官と共に、本船近く酒ぎ寄せたり。乗組の諸將、舷門を出で、之を迎ふ、樺

六連島の  
光景

山中將、乃ち大總督殿下に拜謁し、彼方の船を指して曰く、彼は宮川丸にして、伊藤首相等、奉送の爲めに、乗り來れるものなりと、殿下莞爾として、急に船橋に上り、之を待ち給ふ。宮川丸の人々は之を望み奉りて、一同帽を揮ひ、奉送の意を表し參らせしかば、本船よりも、亦、川上中將以下の諸將校、同しく帽を揮ひて、相互に其健康を祝し、軍樂洋々の間に、船は互に西と東に別れけり。正午本船は、北緯、三十四度二分、東經、百三十度四十五分に位置せり。此日、平波垣々、恰も内海を行くに異ならず、午後五時、名にし負ふ、玄界灘の險浪も、事故なく通過し給ひて、遙かに壹岐・對馬の二島を、雲烟縹緲の間に望む。既にして、其山水民家は、續々來りて我を迎ふるもの、如く、乗組諸將多くは甲板に出で、之を指顧せり。同じく六時、對馬海峡を過ぐるや、茲に全く愛すべき故國を去りて更、に喜ふべきの新占領地向ひぬ。

十五日、右舷を凝視すれば、巨文島の樹木、鬱然として肉眼に映じ、漁舟の其前に漂ふを認む。更に前望すれば、太郎・草島・草園・莞島・知島・知途の諸島、點々として星羅棋布せり。八時二十分、左舷に濟州嶋を見る、島中の山骨、皆瘦せて、更に一樹の存在するものなく、山巔、唯白雪を戴けるのみ。聞く、威海衛陥落前は、兵士、及び糧食を運送する、我御用船は、總て航路を朝鮮海岸と、此諸群島との間に取り、以て敵襲の虞を防ぎしも、北洋艦隊全滅の後、右群島と、濟州島との間



發火演習

を航し、爲めに其距離、約五十哩を節約するに至れりと、午前十一時、濟州島沖を通過するに當り、突然として、砲聲の起るを聞く、是れ我先鋒艦千代田が、發火演習を爲すなり、此時、宮を始め奉り、川上・樺山・兩中將、以下の諸將、皆船橋に上りて、快哉を連呼せり。正午本船は、北緯、三十三度五十分五秒、東經、百二十六度二十三分の處に在り。風少しく起りて、雨、亦加はらんとす。上甲板には、海軍々樂隊の奏樂起り、其側には、諸將の輪投遊戯あり、笑聲嚙々として起る。午後一時、衛兵の軍歌あり、始めは下士以下の、運動場に於て唱へしが、忽ち宮の御思召として、將校運動場に於て、之を爲さしめたり、其曲雄壯最も喜ぶべし。同じく二時、左舷に當り、我軍艦、大和・及び御用船の歸るを認む。黄海は廣く四面茫々たるも、此海亦我手に占領せらる。横井編修又詩あり。

魏貅百萬指三燕京。 所向無前今日情。

玄海遙連黃海水。 縱橫只有一我船行。

午後四時三十分、灰色の砲艦、本船の左舷に現はる。初、軍艦千代田は、本船の先鋒にして和泉・龍田の兩艦、其後を警衛しき。灰色の艦は、即ち龍田なり。今や殿下の御着船を、旅順に豫報せんとて、全速力を以て先づ進める所なり。

龍田先づ  
進み殿下  
の來着を  
旅順に報  
す

山東岬角

十六日夜來の降雨全く收まりて日光は暉々たり。海面は坦然として砥の如く、四顧絶えて山を見ず。聞く、此處山東角を距る一百哩と、夜來寒氣頓に加はる。同く十一時三十五分、衛兵の軍歌起り、洋々として海軍の軍樂と相應じ、清音船中の苦を洗ふ。末松法制詩あり曰く。

樂聲嘯曉和潮聲。 誰謂斯行是遠征。

萬里海洋平似席。 春風護夢向燕京。

正午本船は、北緯、三十度二十九分、東經、百二十三度十分に位す。午後四時、水天相連る所一、髮の翠黛を認む、即ち山東角なり。航海數日、殿下は、殊に御健全に其大半を送り給ひぬ。末松氏、山東角を望み、

牢艦乘風夢亦開。 鵬程直指大連灣。

全羅慶尙青纜了。 已見山東處々山。

午後、六時二十分、築城灣前に至る、燈臺は、角頭に屹立せり。回顧すれば今を距る八十餘日前、我軍大舉して、敏速の上陸を遂げし處、今は唯、危岩怪礁の、突兀たるを見るのみ。六時三十五分、先鋒、千代田艦より信號あり、曰く、西北の風起り、漸次、猛烈に向はんとす、と依て同夜は、劉公島を回りて、威海灣内に、碇泊するに決し、同八時、北山嘴・黃島間より入りて、錨を投す。時に夕

威海灣内に  
錨を投す



陽、全く没して、月光、未だ浮ばず、兩岸、纔に燈火の明滅するを見るのみ。追憶すれば、此地、前日、我軍鏖戦の跡、彷彿として、尙夢寐の間に在り、人をして悽然轉眠る能はざらしむ。時に司馬陸軍教授、一首の歌あり、曰く、

荒波の、音も弔ふ、心地して、かすみにくもる、春の夜の月。

夜色沈々、海風腥く、連山寂々、燈影寒し、丁提督・劉艦長・張統領等の靈、今、果して何れの處にかある、天空茫茫、問へども答へず、敗亡の跡、覺ぬす長嘆せしむるものありき。

十七日早朝、殘月、尙影を浸して、微光、東海に輝けり。頭を擧ぐれば、劉公島は眼前に横はり、喇叭にし我喇叭の音は、喇叭として近く響きぬ。即ち知る、該島、夙に、我軍隊の駐屯する者あるを。村田中佐、甲板に上りて、詳に威海衛の形勢を説く。望見すれば、劉公島は、聞きしに勝る、大面積を有し、人煙亦之に稱ふ。隱顯砲臺は、北山嘴砲臺と相對して、山上に裝置せられ、海軍公署は、兵營の中央に屹立し、是より海岸、棧橋に至るの間、通路坦然、棧橋前には、敵艦威遠、僅に櫓樓を殘して沈没し、少しく距りて、東南の沖合には、彼の來遠、逆に船底を現はし、尙ほ、其東方には、有名なる定遠、一個の檣樓と、二本の「マスト」を現はせり。又日島は、百尺崖下、約三千米突を、距る海面に孤立し、遙かに棧橋の南方に、突出せるを認む。聞く、該島の幅員、甚だ小にして、

敵の敗艦の状

其隱顯砲臺は、全島に蟠居し、隱顯砲臺の面積を除けば、日島無さに等し。然れども、此の渺乎たる一孤島の砲臺は、凝きに、大に我艦隊の運動を阻害し、北洋艦隊の活動を助長したりき。昔は敵の羽翼たり、今は我爪牙たり、豈亦快ならずや。獨り憾むらくは、百尺崖頭、一片の烟と消えし、我大寺少將は、骨肉化して、永く異境の土となりぬるを。然れども、其戰勝の功は、摩天嶺に比して、更に高し。日島砲臺と、本船の碇泊所との間に當りて、水面に橋樓頭上「マスト」の突出するを見る。是れ二月五日の夜、我水雷艇に暗撃せられて、沈没したる靖遠の、殘骸なりと云ふ。同島と劉公島との間は、人工を以て、堤防を築造し、彼我の往來に便せり、加ふるに、邦人の此地に駐屯するもの、頗る多く、鶏犬の聲、相聞えて、宛然、我内地にあるの思を爲せり。北山嘴の砲臺は、劉公島上の砲臺と相對し、呼べば將に應へんとす、此地、曾て清兵逃竄の後敵の、海軍陸戰隊上陸して、砲臺を破壊せし處、爾後、我占領に歸するや、更に急造砲臺を築き、強硬に砲撃して、終に敵をして降伏せしめたり。少しく山腹を経て、西に至れば、水雷營の壘壁は、悄然として其跡を留む、黃泥崖砲臺も、亦其西岸に築かれぬ。仰視すれば、祭祀砲臺は、山の半腹に設けられ、以て海面の防禦に供へらる、其結構、頗る壯麗なり。更に西方に當りて、白聖山に連り、人煙の大に起るを認む、即ち威海衛なり。四方を圍繞せる城壁は、宛然帶の如く、人家其間に櫛比す。又龍



獨逸軍艦  
の砲

廟嘴・鹿角嘴・趙北嘴等の諸砲臺は、南方山嶺に透逶たり。其下一路を通ず、是れ實に芝罘に通ずる街道なりとす。平にして幅廣く、行歩最も便、築路の法、全く歐洲風に基くと云ふ。此日午前八時、獨逸軍艦「マリー」號來り、大總督の御乗船に對して、祝砲を發せり、我軍艦、葛城之に答砲す。既にして十一時半、彼の艦長は、一葉の端艇に乗じて、本船に來り、我大總督宮殿下に拜謁す、同艦長曰く、去る十五日、芝罘に於て、日清平和條約の調印を、了れるの電文を見ると。是に於て、我諸將、始めて媾和の成るやを疑へり。同日、威海衛に在りし葛城・千代田・和泉・及び水雷艇、並に御用船・玄海丸・觀音丸・滿艦盛飾し、特に葛城艦長小田大佐は、本船に來りて、殿下に拜謁す、本船甲板には、絶えず海軍々樂の聲、湧き起れり。十一時、小田大佐の報に曰く、北洋艦隊、降伏の當時、清兵が隠匿したりし、一個の魚形水雷は、遂に發見するに由なかりしが、今回、某國士官の言に依りて、初めて其所在を偵知し、昨夜來、其發掘に着手し、只今、漸く之を得たりと、此日、早朝、天氣快晴なりしも、午前九時頃より、海霧四方に塞がり、進航の方針を辨せず、已むことを得ずして、拔錨を見合せたりしが、十一時四十五分頃に至り、濃霧漸く晴れしを以て、再び進發を決せり、暫時の後、霧又忽ち起り、遂に又進む能はず、午後四時半、風少しく起り、霧漸く收まらん

大總督府  
旅順に向

旅順の光

十八日、午前四時、船は既に旅順口を認むべき、距離に達せしも、濃霧の爲め、千代田方向を失す、同六時、朝暾、地平線上に輝き、霧、亦漸く晴れ、始めて旅順の港口を認む。黄金山砲臺は、高く山嶺に在りて、海面を睥睨し、牧猪礁砲臺は、少しく東方、山の半腹に在り。嶗嶗嘴砲臺は、其右手の高處に屹立す。此所、殊に臺邊一帶、城壁を繞らす、を以て一見、往日の激戦を追想せしめたり。又、老甲山砲臺は、入口の西方なる、山上に聳ゆ、老鑛山・饅頭山・城頭山等の諸砲臺、亦海を抜くこと數十丈、敵は此天險に據りて、文明の利器を利用す、思うて是に至れば、未だ曾て、我第一師團、及び第六旅團諸士の勇敢なりしを、感嘆せんばあらず。七時皇族禮砲は放たれぬ。千代田後れて至り、和泉・龍田・比叡・愛宕・烏海の諸艦、及び御用船は、滿艦盛飾、口外に投錨す。同じく二十分、筑波艦長黒岡大佐、烏海艦長細谷大佐來る、此時、軍樂は洋々として、甲板上に湧き、錦旗は高く檣頭に翩翩として、各艦の盛飾と相映し、壯觀、實に言ふべからず。其港口に入るや、兩岸幾萬の將士は、西岸に整列して、殿下を奉迎し、歡聲湧くが如く、且つ碇泊の軍艦、及び御用船は、萬歳の聲を揚げ、水陸相應じて、天地も爲めに、震動せんかと怪れぬ。目を擧ぐれば、日章の國旗は、黄金山の砲臺上に翻れり、八時十五分、船の既に岸に着するや、井上西海艦隊司令長官、三浦知港事、鄭民政廳長官、黒木第六師團長を始め、海陸軍將校の、本船に來り、拜謁する者陸續た



旅順口大  
總督府

り。同九時、上陸の準備整ふや、殿下には、乗組諸將を随へて、御上陸の後、元と道臺衛門たりし、我征清大總督府に入らせ給ひぬ。

船内の衛  
生監督

茲に赤十字社に於ては、過般其筋の命を奉じ、船内救護醫員、百名、看護夫、三百名を、各府縣より撰拔し、以て其急に應ずるの、計畫ありしが、既に、其第一回を派遣し來り、威海丸には、船内救護醫、壹名、看護夫、三名、乗込居り、乗込員の病狀を診斷し、治療するの任に當りしは、勿論、食物の検査、飲料水の配布、其他、船内一般の衛生を監督し、銳意熱心に、船内の疾病を、未然に豫防せらる。今、其氣候上の一調査を舉ぐれば、即ち左の如し。

氣候調査  
表

航海中の寒暖	
日	寒暖
十三日	晝正午 五五 夜 六六
十四日	六六 六六
十五日	六六 六六
十六日	五五 四六
十七日	四五 四八
十八日	四五 四二

殿下の御  
容體

右は威海丸、長谷川航海手の測度に係り、一は「パロノートル」に装置せる、寒暖計に據り、他は單獨の寒暖計の示す所に、依れるものなり。

然る所、殿下には、御乗船の翌日頃より、少しく御寒冒の氣味に、渡らせ給ひしが、僅に一日許にして、熱は全く去り、航海中は、風波荒き、山東角沖に於ても、毫も、苦痛を感せさせられざるが如くなりき。聞く殿下は、御船中強く、御食事の如きも、平常より却て進ませらるゝよし、自ら仰せありしと。又殿下に、毎に御運動に、勉めさせられ、朝となく、夕となく、數回甲板に御出遊あらせられしと。旅順、御上陸の時の如きは、御機嫌、殊の外、麗はしく、樺山・川上・兩中將、以下の陸海の將校を随へ、御徒歩にて、大總督府に入らせ給ひき。當時、大總督府内に、設けある一室に、寢食あらせられんどの、仰せありしも、隨從の將校等、殿下の御衛生の爲め、當分、威海丸に御寢食あらせらるゝやう、頻りに申上げければ、殿下は、やがて其請ひを納れ給ひき。

大總督府は、既に記せる如く、舊道臺衛門、及び行臺なりける故、其建築、輪奐宏壯、規模の廣大なると、廣島なる、大本營の比にあらず。然れども、室内總ての造作、盡く荒廢して、昔の跡だに留めず、漸く壁と床板、及び、天井とを存するのみ。四門頭には、金もて文字を蝕め、其他、各柱にも、同じく種々なる字句を記せる、貼紙ありしも、大總督府、亦之を剝ぎ去らず、西門を出で、中門を



大總督府の結構及部局

通りて、正面を受附となし、管理部、其隣に在り、村田中佐其長たり。憲兵・衛兵・輜重兵・之に屬し、更に一門を通りて、右せし所、即ち、道臺事務室を以て、今や大總督殿下の、御室に充られ、川上中將の室は、其二階即ち、舊、道臺家族の居住せし所と、定めらる。陸軍參謀部其隣に在り、樺山中將の室は、其下即ち道臺一部の、事務室を用ひ、海軍參謀部其隣に在り。道臺衙門の西方に、空地を存して、洋風の一屋あり、庭前、奇岩怪石を以て、小丘を築き、植うるに樹木を以てす。聞く此家は、是れ清の客將、漢納根の住宅なりしと。此地より一望すれば、陸地の各砲臺は、指顧の間に點々し、軍港、亦眼前に横はる。庭前の空地は、是れ其客將等の、優遊せし處なるべし。今や、此處は、我運輸通信部・兵站總監部となり、野戰高等電信部・野戰高等郵便部・船舶輸送部、之に備はり、寺内少將之を管す。而して兵站總監部は、川上中將の統督に屬せり。又受附より、右して行臺衙門には、石黒野戰衛生長官、野田監督長官、横井陸軍編修通譯官、大總督府附將校、憲兵事務所・足工所・石版所等、之に備はる。要するに、大總督府の各部局は、事務所、兼寢室にして、殿下の御室すら、僅に支那風の寢臺と、粗造なる、鏡及び椅子、卓子を備ふるのみ。他の將校の居室に至ては、推て知るべし。凡そ臺上、布く處、例の高梁を以てし、重ねるに赤毛布を以てす。其以下に至りては、床上に高梁と布き、數枚の毛布を以て、辛じて夢を結ぶのみ。而して、各室に

衛生上の訓諭

設けられたる、卓子、椅子の如きも、亦、極めて粗にして、是れ即ち先發、宮崎大尉、到着の後、晝夜工を督して、急造する所に係ればなり。昔は土階三尺、茅茨刈らざるの宮室もありしと聞けども、今にして此空屋と均しき、大總督府に住はせ給ひし、宮の御困難は、如何許なりしかと恐察し奉るも愚なりかし。

かくて、大總督殿下には、深く衛生に御注意遊ばされ、首として先づ、左の如き訓諭を發せられたり。

當地の氣候は、内地と相異なるのみならず、戰病、殊に明治二十年、虎列刺病大流行以來、年々該病發生す、此際、大總督府員、一般左の各項を、特に注意すべし。

右訓示す。

明治二十八年四月二十日 旅順口に於て、

征清大總督 彰 仁 親 王

一、腹の冷ゆる爲めに、腹巻を用ふべし、且、寢る時、腹を出して、眠るべからず、又うたゝ寢は、極めて宜しからず。

二、下利したる時は、速に、醫官の診断を受くべし。



三、飲物は、湯茶の外、決して生水等を用ふべからず。  
 四、食物は、能く煮たるもの、又は能く焼きたるもの、外、用ふべからず。  
 五、酒は適宜に飲めば、差したる害はなけれども、決して大酒すべからず、酒を悪疫の豫防と心得るは、大なる間違なり。  
 六、土人の鬻ぐ菓子、其他の食物を、猥りに食すべからず、但し鶏卵の如きは、此限にわらず。  
 七、冷えんたる飲食物は、猥りに食すべからず。  
 八、大小便は、便所外に於て、爲すべからず。  
 九、不潔物は、所定外に於て、猥りに棄つべからず。  
 去れば、石黒野戦衛生長官及び、寺内運輸通信部長は、昨夜を以て加古川丸に搭じて大連灣に向ひ、其船舶及び衛生上の視察を遂げたり。又二十日は、大總督殿下、樺山海軍々令部長、川上陸軍參謀次長、大生陸軍副官、伊集院海軍參謀を從へ、戦利品の一たる魚雷營、則ち魚形水雷製造所を御覽遊ばさる。坪井海軍根據地司令官官之が先導たり。一々其要部に就て説明ありければ、殿下の御感斜めならざりしとぞ。  
 是より先き、營口附近の民情を偵察せる者あり、十九日歸來某將官の談に曰く、營口附近の良民

大總督府  
殿下魚雷  
營御覽

營口附近  
の情勢

旅順の土  
民

は、今回我皇の仁惠を深く感謝し、行政上些の澁滯をも見ず、然る所以のものは、同地方に於ては、秋冬の交、盜賊横行して、貨財を掠奪し、或は婦女を辱かしむること甚だしき爲め、人々常に其堵に安んずる能はざりしも、今や一蹴して我占領地とあり、民政廳を置かれて、篤く良民を保護し、重く罪惡を嚴罰す。是に於てか、良民始めて安堵の思を爲せり。故に我軍の至るや、箚食壺漿、以て我を歓迎せしなり。從て之が統御の點に於ては、毫も顧慮するに足らずと。又翻て旅順口の土人を見るに、多くは苦力と稱する下等社會にして、眼中更に國家なし。されば昔て彼等が清の版圖に衣食せし事も遺忘せしもの、如く。今や彼等の多くは、常に我軍隊に雇はれて、石炭の運搬、道路の改築、汚穢物の掃除等に從事せり。他は皆海邊に出でて漁業するにわらずば、所謂乞食の徒たるに過ぎず。然れども其雇役者は、能く邦人の命令に従順し、諸般の勞役に服せり。而して其報酬の如き、或は我殘飯を受くるを以て満足するものありといふ。  
 二十二日午後四時半、大山第二軍司令官は、佐久間占領地總督、乃木第二師團長、山口、伊瀬知の兩旅團長等以下の諸將校と共に、薩摩丸にて同地に着す。大總督府の諸將校出て、之を迎ふ。大將以下、征戰數閱月、櫛風沐雨、而かも疲勞の態なし。殊に大將の風彩優容頗る人意を壯ならしめたり。殿下深く諸將の來着を喜ばせられ、同日午後七時大山司令官・佐久間占領地總督・乃木



第二師團長・黒木第六師團長・山口旅團長・伊瀬知旅團長・中村第二軍監督部長・土岐同軍醫部長・露國公使館附武官「ウォーガック」大佐、米國公使館附武官「オーブクイエン」、英國一等軍醫正「テーロル」、佛國「ルタン」新聞軍事通信員「ドラゲニー」等を威海丸に招き、宴會を開かる。大總督府よりは、樺山海軍々令部長・川上陸軍參謀次長・寺内運輸通信長官・石黒野戰衛生長官・野田野戰監督長官・土屋參謀・高木參謀・大生副官・村田管理部長等列席し、席上大總督宮殿下の御演説あり、主客互に胸襟を披き、海軍々樂隊の甲板上に奏する、魯、英、米、佛、其他各種の樂曲洋々聲裡に痛飲快談、各歡を盡して去る。

大總督府の宴會

是に於て、大山大將には、右の御返禮として、二十三日午後八時より同地の劇場を買ひ切り、殿下の御覽に供せんとを請ひ奉りしに、殿下は之を御嘉納あらせられたり。部下の陸海諸將校を従へ、大山大將の一行と共に臨ませ給ふ。大總督府諸員も、亦多く其席に列す。劇場は旅順口第一の宏大なる建築にして、棧敷舞臺の構造の如きは、本邦の者と大同小異なり。入口には、集仙茶園と大書せる額を掲げ、三名の土人木戸を守る。舞臺の正面には、赤地に虎龍を金字にて刺繡せし幕を張り、奏樂者其前に憑り、俳優其前に演伎す。舞臺左右の前柱には「古屬南蘇州豈無異會謳歌陳隋金粉。新編出塞曲間以渾脫劍器勅邊聲」と大書し、其上高く旭旗を交叉せり。同夜脚本

旅順の演劇

題目は、打花鼓、小放牛、大湖船、三世修、の四種にして、俳優は十歳より十五六歳に至るの少年なり。本邦の演劇の如く、淨瑠璃語りなる者なく、樂人の奏曲に合して、俳優自ら歌ひ、自ら舞ふ、而して其歌ふや、律に適ひ、美音朗々として圓轉喉を遊ばしる、所作進退巧に節に合するの點は、大に觀るべきものあり。衣裳は美なりと云ふを得ざるも、皆脚本當代の風に擬せり。彼等が得意の長技たる明笛、月琴、胡弓、大鼓、柏子木の調子を以て、之を操縦す之を本邦の演劇に比すれば、只だ鳴物の雜然騒然たるを覺ゆるのみ、殿下には時々双眼鏡を取て御覽遊ばされ、屢々御微笑を漏らさせ給ひぬ。劇場の坐主は、殿下の御遊覽をいと忝しけなさに思ひ、各優を勵まし、充分の技を演せしめたりと云ふ。劇場の面積は、約一千五百人を容るゝに足り、毎日午後二時より四時半、八時より十時まで二回の興業を爲し、觀客も亦少なからず。因に記す、金州に於ける演劇も略之に類せり、曩に我軍の金州を攻撃するや、同地俳優は、盛んに技を演じ、以て清軍に通ずるなきを明かし、爲めに俳優觀客を併せて、其危難を免かれしと云ふ。亦一奇と謂ふべし。

砲臺巡覽

斯くて、大總督宮殿下には、二十五日午後一時より川上中將・大生大佐・小澤大尉・末松法制・市來公使館書記官等を従へ騎、馬にて磨練塲、摸球礮兩砲臺を御巡覽あらせらる。又同日午後寺内運



輸通信長官・石黒野戰衛生長官・野田野戰監督長官は、便船に乗じて營口地方に赴けり。因に記す、前日大連灣視察の景況を聞くに、當初流行病蔓延の點に就て、頗る苦慮せられたる由なるも、親しく其實況を査察せしに、病患は何れも患者各自の不養生より起りしものにして、死亡者の如きも、其割合甚だ僅少なる上、病勢稍や遅緩なるを認めければ、爾後嚴に衛生の法を施行して、其豫防法を策せられしと云ふ。又樺山海軍々令部長の、大本營の命令に依り、二十三日午前十時、急に軍艦龍田に搭じて、歸朝の途に上れり。

是に於て、旅順口なる行政署の景況を視察すれば、同處は去る二十七年十二月三日を以て玉成官限局に設けられしが、此局は舊旅順道臺襄熙璣四川提督宋慶、黃統領等の資本を投じて組織せし一種の銀行にして、山東の紳商郭世泰を其代理者と爲し、専ら兵員に貸金を爲し、高利を徴收せしものなりといふ。此地住民は、多く山東省・登州・青州・萊州の三府より移住せし者に係り、之に次ぐは、天津人なり。近郷の農家、亦概ね山東、山西の移住民より成る。我外務書記官鄭永昌は、戰亂の後を承けて、行政署長たり。三名の書記及び、憲兵を督勵して務めて窮民を撫恤し、良民をして各々其堵に安んせしむるの策を講せり。當初は先づ、饑饉に頻せる細民を救濟し、兼て我義軍の大趣旨を土民に知らしむるの目的を以て、三十日を限り施米を舉行せり。次で尙ほ四十

旅順の行政署

我外務書記官鄭永昌

日間其舉を繼續したり。則ち客年十二月より、去る三月まで施米を乞ひし人口十四万〇九百四十五人其石高實に五百六十三石貳升四合の多き達せりと。是に於てか、土民深く我仁徳に感じ、從て前に、逃遁せしもの、亦來て業を營むに至り、今や毫も疑懼の念を抱かざるもの、如し。後ち三月二十六日、渡邊陸軍中佐代て署長たり。同じく銳意厚生の事に汲々たり。鄭書記官も、亦行政事務に軼掌し、事務員七名之に屬し、日夜其事を務め居れり。又秋山憲兵少尉以下十八名の憲兵は、主として保安衛生の事項を司り、其積大に見るべきものあり。現に土地家屋及び、人口調査の概畧をなしたるが如き、其一なり。而して行政區劃は、前格鎮堡より、楊樹溝に至るの以南にして、一市二百三十六ヶ村を包含す、村毎には村長一名、副村長一名を置き、村内の取締及び、願届等の事を司らしめ、共に名譽職たり。今三月末の調査に據れば、土地の面積三万六千六百九十三畝にして、戸數八千四百十戸、人口五万九千〇四十五人を算し、農牛馬車百七十四輛、漁獵船四十五艘、商船十二艘を有す。土民は農耕漁獵を業とし、或は我軍隊に雇はれて勞働に服する者多し。旅順口市街は、戸數二千百十三戸、人口千五百二十九人、内男子二百九十二人、女二百三十九人、行政署の許可を得たる商工營業者三百六十一人、日本雜貨商十五人、酒保三十四人、皆店舗を開けり。道路亦日本風にして、市街の各處に厠房を設け、清潔法を厲行せしを以て、所謂



占領地市街

支那の不潔なる習慣は、漸く將に其痕跡を收めんとす。斯くて土人の鬪ぐ所の雜貨は、即ち赤糖・燈油・火油・灰半紙・錫鉛・提青腕坭・茶葉・小磁碗・黃蒜燒酒・大葱・猪肉・普蓋・粘米・鷄卵子・魚等は悉く山東省の輸入にして、重に魏子窩附近の支那船の轉漕する所たり。其價格は不當といふにはあらざるも、總て高價なり。故に行政署は、豫め之が論議を爲し、以て市價の平衡を得せしむ、通貨は日本紙幣流通なきにあらざるも、土人は概して一圓銀貨を愛す、彼等は銅貨、若しくは五錢白銅を得れば、忽ち十錢乃至、二十錢の銀貨と交換し、十錢、二十錢銀貨を得れば、一圓銀貨と交換し、永く死藏して、容易に離さざるは、一般の意向なり。曩きに我軍占領の當時、未だ野戰郵便爲替法の施行なき間、人夫の好んで紙幣と兌換するを以て、土人も銀紙の兌換に不便を感せざりき。然るに、今は人夫等も、交換を要せざるを以て、忽ち其差を生ずるに至れり。是を以て、行政署は毎月二回兌換を許容するの制を設けぬ。蓋し土人は山東省に向て仕拂を要するが故に、此兌換を希望すと云ふ。

銀貨の交換

營口の現況

茲に又營口の狀況を記せば、營口は今回の占領地中、最も有望の要地たり。本年四月十二日を以て、特派理事官長なる者を舊と營口海關道臺衙門に開かれ、居留外人の保護及び、輸出入品の監督を爲す所の、一種の税關にして、三宮式部次官之が長官たり。當時居留の外人は、厦門に於け

牛莊港

清兵の暴行を傳聞し、敗兵の或は居留地に闖入するさまを慮り、切に帝國軍隊の保護を渴望せしを以て、三宮長官は、特に其筋に稟申して、愛宕、烏海の二艦を同港に碇泊せしむるの急務を陳じ、其儘同艦は止まることゝありしかば、同港居留外人及び、一般の良民は、其塔に安んずることを得て、通商貿易、又繼續して實行の運びに向ひぬ。現今理事廳に在りては、三橋書記官を始め、其他の僚員、皆熱心に事務を執るも、奈何せん手不足なるが爲め、税關の任務を完行し得ざりければ、海軍士官之を補佐し、縦に搭載の貨物を検査しつゝ、あり、亦臨機の止むを得ざる所置に出でしものなり。是に於て理事官廳は、米國副領事「バンデナル」及び英國代理領事「ホージー」に宛て、營口之既に帝國軍隊の手に占領せしを以て、通商貿易の事は、擧げて、監督の下に在り、而して其輸出入品の取扱は、依然舊の如く繼續すべきの旨を、同領事等に通牒したりしに、何れも、快よく之を諾し開應の日、即ち四月十二日、英國「バタフヒエルド、アンドスッセ」商會の取扱船重慶號・貨物及び旅客を搭載し、出港を出願せしにより、同艦は從來清國政府の税率により、課税し、旅客は一々身元を調べ、其不都合なきを認めて、而して後ち出港を許可し、爾來貿易を繼續せしめて、一般商民の便益を保護せしかば、陸海軍御用船の出入を除き、「ビチリ」號・北門丸等の船舶出入したり。營口は、今より三十年前の開港に係る新市場にして、外人は呼んで、牛莊港とい



營口の關

ふ。蓋し其前牛莊城に於て、通商取引を爲したるに起因するならん。理事廳・亦牛莊港と云ふ。一般外人の誤解を招かざる爲りなり。

理事官廳は、牛莊港より本邦へ輸出、若くは輸入する貨物は、從來實施に係る成規に準じて、課税すべきは勿論なるも、途中清國の開港場に寄港するときは、各港に於て課税の有無に拘はらず、同港に於て更に輸出入税の全額を課せらるゝの虞あるを以て、自ら清國他開港場より、本邦へ輸出する貨物に比し、大に權衡を失し、從て同港と、本邦間の貿易場に及ばず影響少なからざる故に、前記の貨物にして、清國開港に於て一旦課税せられたる確證あるものは、詮議の上、同港の輸出入税を免除し、其既納に係るものは、之が還附の手續を爲すことに決定せりと云ふ。

偕又支那船搭載物課税は、清國制度に據れば、清國內地の貨物にして、同港に輸入するものは、一切厘金税を賦課徴收するの成規なりしも、當分の内該貨物は、其性質種類及び、營口市當時の状況に鑑み、深く將來を慮り、輸入の許否課税免稅の區別の如きは、理事官廳たるもの、機に臨み、宜しさに適するの處分を爲すことに定めたり。又課税に際して、税率は外國人が輸入せし時の例に準據し輸出入税の半額を徴收するの見込みなり。而して、牛莊港税關にては、關税を徴收するには、從來清國の所謂海關兩を標準として、之を牛莊兩に換算して、徴收するの慣例なりしが、か

營口の名

くては取扱上、一々量目を檢定し、其品質の如何をも査察するの煩累ありて、其不便甚しきを以て、我銀貨、若くは紙幣を用ふるの便利に如かず、且つ同地方は、未だ兌換の機關備はらざるが故に、士民は銀貨を愛して、紙幣を授受するを厭ふの風あり、若し夫れ關稅徴收に際し、紙幣の納税を許すに於ては、紙幣流通の圓滿を補助すること少なからざるべければ。理事官廳。亦此に見る所ありて、墨銀を我一圓銀に交換する相場を適用し、徵稅の比準、一に我銀紙の圓錢に據り、徵稅することに決せり。因に云ふ、昨年來海關兩一兩は、牛莊兩百分の八半に該當し、一弗は一兩の百分の七十に該當す、抑も今回課稅の件に付きては、在營口舊帝國名譽領事「バンジネル」の力與て少なからず、同氏は同地に駐まること二十四年、深く輸出入の關係を諳じ帝國の爲めに務を執ること深切にして、確實なり。其理事官廳を開くや、氏は能く我國の情勢に通ずるが故に、交渉上彼我の利便少なからざりき。又愈々現金を以て關稅を徴收するに及んで、官廳は現金取扱人を置くの必要を感じ同氏に委するに此事を以てし、徵收金額百分の一に當る手数料を仕拂ふの約なりと聞けり。之れ亦應變の措置と謂ふべし。

牛莊港の貿易は、輸出多くして輸入少なきは、從來の實況に照して明かなり。是れ、單に本邦品のみに非ずして、外國品も亦然り換言すれば、市民の購買力豊富ならざるの致す所なり。故に一



朝我占領に屬したりとて、避かに本邦品の輸入を増加すと思惟すべからず、されども、營口には、三井物産會社出張所の一、日本商店在りしのみにて、日本商人の勢力微々たるに拘はらず、將來彼等の嗜好を探り、必用的日用品、例へば紡績類、雜貨、陶器、「マッチ」「ランプ」等を輸入せば、需要の見込充分なるが如し。之を要するに、土人は珍器の好事者にあらずして、尤も實用的の品物を愛す。故に其貨物を容易に用ひざる代りには、亦一旦用ひて、其實用を知らば容易に拋棄せざるの風あり。是を以て我商人たる者、巨利を一時に博せんと妄想すべからず、必ずや須らく熱心と、誠實と忍耐とを以て、永遠の事業を畫し、以て殖産興業の實利を收むるを期せざるべからず。

牛莊港口規則

牛莊港口規則

船舶碇泊區域、

一 船舶碇泊所は、遼河を流西は、老爺閣より、東は英租界の東界までとす。

船舶碇泊の位置、

一 船舶碇泊の位置は、船長及び貨物取扱人の請願に任せ、港長は出來得る丈の便宜の場所を指定すべし。若し此指定なくして碇泊する船舶ある時は、税關は其出入運動等を停止して、港長命令の執行を待しむべし。

投錨、

一 船舶は兩舷に於て、何時にても其錨網を三十フアツムの長さ延ばし得る丈の豫備をなして投錨すべし。但し必要の場合に於ては、ジユブ及びジユブーム等を引入れ置くべし

碇泊位置變更、

一 船舶は、港長の許可なくして其碇泊の位置を變更するを得ず。

危險貨物、

一 火藥若しくは、可燃物を搭載する船舶は、規定の碇泊所より、英里一里の河下に碇泊し、該貨物の積卸を終はらざる間は、日出より日没まで、紅色燕尾(第號)旗を中央旗頭に掲ぐべし

傳染病者、

一 傳染病者乗込の船舶は、規定の碇泊所英里一里の河下に碇泊し、日出より日没まで交通遮斷旗を、中央旗頭に掲ぐべし、此場合に於ては、何人も港長に於て衛生官吏と商議の上、許可するにあらざれば、上陸するを得ず。



一 バラストは、單に認可を経たる船舟に積卸することを得べし。但該船舟の備料は成規に由るべし。

出港、

一 船舶出港前二十四時間は、出港旗(第八號)を中央旗頭に掲ぐべし。

附則、

一 此等の規則に違背するものは、罰金を課すべし。

(注意)右は占領後新に發布したる規則にあらざりて、從來の儘を習用せしものなり。

理事官廳に於ては、稅率及び物件等は前記の如く、一に清國從來の制定に従ひ、一も更改する所なし。即ち清と列國の間に結約したる稅目標に據り、品目毎に稅率を異にす。其數約三百種以上の多きを有し、一々枚舉に追わらざるも鴉片の如きは、百斤に付十一海關兩、大豆は、百斤に付一海關兩、百分二を賦課す、又課稅の標準たる、從量從價を兩用するも、從價稅は甚だ僅少にして、從量稅最も多數を占むと云ふ。

斯くて、小松大總督宮殿下には、五月十二日午前八時騎馬にて二龍山に向はせられ黒木第六師團

大總督の射擊御覽

長、伊瀬地第十一團團長、黒瀬第二軍砲兵部長、瀬崎占領地總督部砲兵部長、小園同工兵部長、土屋大佐、小澤大尉等の諸將と、實彈射的演習を御覽遊ばさる。同日第一聯隊要塞砲兵は、九珊加農攻城砲六門を据ゑ空砲一發、近傍を警戒し、次で榴彈を填裝して、三千乃至四千五百米突の兩着的に向て發射したり。我砲手の熟練なる、照準法に適ひ、着發瞬間節に合するを以て、發する毎に着的に命中し、土煙を捲て破裂するの壯觀を呈したりき。尋で第四聯隊要塞砲兵は、九珊加砲八門を据ゑ、今井中隊長之を指揮し二千乃至三千五百米突の兩着的を射撃したり此日白砲は、今回我軍の發明に係る綿火藥、榴彈の効力を試檢するの任を帯ぶるを以て特に周到なる注意を以て發射せられぬ。其結果は、豫期の如く偉功を奏し、其岩石を微塵に破碎したる勢力の如きは、普通榴彈の、到底企及する能はざることを證據立てたり。加ふるに、中隊長の森嚴なる號令を以て、一時硝煙空を蔽ひ、砲聲天地を震動するの優絶、壯絶、實戰もかくやわらんと思はれたり。往年醇親王此地を巡視し、磨崖嘴砲臺、四万斤克虜十鋼砲實彈射的を觀て左の詩あり。

醇親王の舊詩

造極登峰巔、

追風禦電材、

砲聲連遂谷、

氣湧層臺、

形勝當年據、

襟懷此地開、

停呼海客、

爲爾爾心來、

山海形勝の地、一舉我有に飯し、今茲に大總督宮殿下の親しく望ませられて、實彈射擊を御覽せ



られしと聞かば、醇親王たる者、轉た今昔の感に堪へざらんか。  
 翌けて、十三日午前四時四十五分、殿下は又旅順口を解纜し、八時大連灣に御着遊ばさる。相伴  
 ふ人々には、川上中將・大生・土屋・兩大佐・長崎式部官・中尾・柴・大澤三少佐・吉岡・井上・松本・梅  
 村・吉村・小澤の八大尉・高山・島内兩中尉・横井編修・落合軍醫官以下の僚屬、船は威海丸にて其  
 既に着せらるゝや、直に小蒸汽船に召させられて、柳樹屯に御上陸、一行と共に第二軍司令部よ  
 り廻はされたる腕車に乗じ、十一時金州城に入らせ給ふ。殿下は豫て設けの休憩所に於て、暫時  
 御休憩の後、軍司令部に赴き、將校集會所に於て、大山大將、佐久間中將等の諸將と會見し、命介  
 する所あり。此所に於て、御遊覽せらる。庭前には、陸軍軍樂隊の奏樂、嚟として湧き、雪  
 中の進軍、旅順口の軍歌あり、やがて御用濟ませらるゝや、大山大將の發意として、騎兵の旗奪  
 ひ、劍客の仕合、近衛撥夫(高砂浦五郎の志願せし純粹の江戸相撲)、の角力等の餘興あり、殿下殊  
 の外、御満足に思召さる。既にして、殿下は南門の城廓に上らせられ、城の内外の形勝御覽あり、  
 午後四時全所に於て、大山大將、佐久間中將等の諸將と別を告げ、腕車に召されて、御機嫌麗はし  
 く柳樹屯より本船に移らせ給へり。翌日海霧濛々海を蔽ひ、船爲めに進行すること能はず、十五  
 日午前九時、直に拔錨急行旅順口に歸らせ給ふ。大總督府諸將出て、之を岸頭に奉迎す。時正

大總督府  
金州城に  
入らる

に十一時四十五分なり。

大總督の  
凱旋

是時に當て、日清の媾和全く成り、大總督府及び、各地屯駐の諸軍隊相次で、凱旋せんとす。而し  
 て大總督府は、五月十七日午後第三時を以て旅順口を發せり。大總督宮殿下は、威海丸に召させ  
 られ、其護衛の順序は、先づ和泉を以て嚮導艦とし、本船之に次ぎ、而して千代田之が殿艦たり。  
 然るに、其將さに港口を出でんとするや、風浪暴起し、船は右岸の岩壁に膠し、間もなくして其舳  
 稍傾けり。此棹事の起るや、扶桑は端艇を下し、伊東司令長官は、威海丸に馳せ、數多の端艇及び  
 小蒸汽船は、皆威海丸に集まれり。是に於て扶桑より信號あり、殿下は横濱丸に御召換へ、出帆  
 は多分明日なるべしと、此夜雜具万端を横濱丸に移し、準備匆忙たり。十八日午前五時、愈々出  
 帆す。此日天空纖翳なく、浪亦最も穏かなり。横濱丸には橋頭高く親王旗を掲げ、各艦は滿艦盛  
 飾、各々二十一發の祝砲を放てり。旅順を出づるの時、其艦列順序は和泉先頭、次ぎに横濱丸、千  
 代田之に次ぎ、龍田殿艦たりしが、後變じて和泉・横濱丸・龍田・千代田となり、列を正して進め  
 り。見渡せば、橋頭の國旗は、東天に指し昇る旭日に映じて、曉風に舞ひつゝ、國威を四海に示  
 すが如く、一隻の汽船、三個の艦燈は、堂々浪を蹴て行く。凱旋の景象、壯觀亦甚し。旅順より馬  
 關に至る海上五百哩、纒に二晝夜半を以て達せり。時に我 大元帥陛下は、既に廣島の行宮を出



立たせ給ひて、暫時京都に御駐蹕遊ばさる。依て大總督宮殿下は、同地に於て乃ち復命し給ふ。是に至て、大總督府は、復び大本營に合せり。

陸海軍人に賜ひし勅語

是に於て、大元帥陛下には、陸海軍人に大勅を下し賜はく、朕ガ親愛スル帝國陸海軍人ニ告グ、朕兵馬ノ大權ヲ統べ、明治十五年陸海軍人ノ制略立ツニ於テ、汝等ニ軍人ノ精神五個條ヲ訓諭シ、忠節・禮儀・武勇・信義・質素・貫クニ一誠ヲ以テスベキコトヲ告ゲタリ。朕ガ汝等ニ訓諭スルノ殷切ナリシモノ、洵ニ汝等ヲ以テ朕ガ股肱ト頼メバナリ。爾來治平十有餘年、客歲清國ノ釁ヲ開クヤ、汝等ハ朕ガ一號令ノ下ニ起テ、隆暑ニ耐ヘ、祁寒ヲ冒シ、内ハ籌畫警防ヲ努メ、外ハ進攻出戰ニ勞シ、陸ニ海ニ振古未ダ有ラザルノ偉勳ヲ奏シ、能ク交戦ノ目的ヲ達シテ、帝國ノ光榮ヲ四表ニ發揚セシメタリ。朕ハ帝國陸海軍ノ進歩、茲ニ至リタルヲ欣ビ、汝等カ深ク五個條ヲ服膺シテ、敢テ失墜セズ、命ヲ重シ生ヲ輕ジ、以テ能ク朕ガ股肱タルノ職ヲ盡シタルヲ嘉ス。獨リ鋒鏑ニ斃レ、疾病ニ死シ然ラザルモ、病廢トナリタルモノニ至テハ、朕深ク其事ヲ烈トシテ、其人ヲ悲マザルヲ得ズ。朕今清國ト和ヲ講ジ、汝等ト俱ニ治平ノ慶ニ頼ラムトス。願フニ、軍隊ノ名譽ハ帝國ノ光榮ト共ニ、汝等ノ責務ヲ重カラシム。朕ハ我武維レ揚リテ、汝等ト其譽ヲ偕ニスルヲ樂ムト雖モ、邦家ノ前程ハ尙遠遠ナリ、汝等其レ能ク朕ノ訓諭ヲ遵奉シ、留リテ隊伍ニ在ルモ

ノト、散シテ鄉關ニ歸ルモノトニ論ナク、五事ヲ服膺シテ、軍人ノ本分ヲ恪守シ、一誠以テ他日ノ報效ヲ期セヨ(明治二十八年五月十三日)と。嗚呼、此無前ノ盛舉、實に陛下の統率を御躬らし給ひし處、而して敵國既に屈し、不績既に成れば、反て之を將校下士卒に頒たせ給ふ、聖德無疆、永く青史を照して、萬世の龜鑑たり。



### 第三十 媾和談判

驕る者は久しからず、看よ、纔か數月前まで氣勢甚だ熾にして、大國自ら居り、特に我邦を藐視し、毎に侮慢を以て外交政策を執り、我を鼠に比し、又卵に比せし清國も、其既に交戦するに及では、此迷想は全く實戦と相反し、彼は頻りに敗北して、百中に一快勝戦なく、我軍は意外に疾速なる進撃を持續しつゝ、第一軍は、北九連城より鳳凰城に進み、南第二軍は、破竹の勢を以て金州より、旅順口を陥落したり。是に於てか、彼か迷夢は全く破れて、人心忽ち動搖し、最初主戦論を以て充たされたる舉朝は、震駭爲す處を知らず、要する處、媾和の議にわらずば、遷都の論のみ。豈憫然の至りならずや。此時に當て、西洋人の彼土に客寓する者、奇貨居くべしと爲し、機に乗じて巨利を博せんとし、起て彼の要路に向て、頻りに誘説し、奮て日清の媾和を試みんとして、先づ我國に來る者あり。

媾和使の先鋒

時に十一月二十六日(明治二十七年)午後一時四十分、支那商招局の汽船禮裕號、獨逸の船旗を翻へして、飄然神戸港に至り、直に上陸して周布兵庫縣知事を訪問せる者あり。名を「デットリング」といふ。米國の人、清國の稅務司たり。又李鴻章の幕僚たり。人となり、譎詐力に富み、冒險を好

敵國の小吏を斥け

みて、浮雲の富貴を食れり、曩きに豊島の役、客將獨逸士官漢納根と共に海に投じて、纔に生命を免かれ、次で黄海の役、鎮遠に在りて、我艦隊に敵せし者なり。是を以て、李鴻章の爲に信用せらる。是に至て媾和談判を試みんとするなり。在清の洋人、多くは射利の徒なり「デットリング」も、亦其一人「デットリング」の公言すらく、李鴻章より我伊藤伯に呈するの私書を携帶せりと。乃ち周布知事に説て曰く、小人の任務は、清國が今回特派せんとする所の媾和大使を、伯に紹介し、以て日本をして此の大使を受けしむるに止る、望むらくは、小人に廣島大本營下に赴き、伯に會見するの允許を得せしめよと。知事は、直に之を伊藤總理大臣に急電して、其指揮を請へり。伊藤大臣、乃ち訓電して曰く、大本營下は臨戦地境たり。敵國の使節を迎接すべきの地にわらず、且つや帝國の總理大臣は、明らさまに、敵國の大使に會合するの公事あるも、暗に敵國使節の扈從小吏と相見るを容さず「デットリング」の請願は、其れ之を斥けよと。凡そ戦時國際の例に據れば、一の交戦國が、他の對手國に和を請ひ、又は降を乞はんとすれば、先づ軍門に於て將軍と應接するを常となす。今此「デットリング」は、纔に李鴻章の手書を以て、直に政府に來り請ふは、是れ我を侮辱するものあり。我政府、豈にかゝる無禮の所爲を許さんや。次で二十八日、伊東内閣書記官長は、首相の命を銜みて神戸に急行し、加藤公使も、亦之に會せ



總理大臣  
の命

り。此夜周布知事の官邸に於て『デットリング』を召見す。因て伊東書記官長は、總理大臣の命を傳へて曰く。

- 一 貴下は、正當の手續を踏みたる使節にあらざれば、面會するを得ず。
- 二 今兩國は、交戦中なり、若し事の商議を要するものあらば、清國に於て正當の手續を盡し、充分實効を有する資格を備ふる者を派遣せざるべからず。
- 三 假令李鴻章の書翰を携ふるも、其事正當の使節を派遣する爲めの豫備の一手續に關するも、猶ほ且つ北京政府の欽命に基き、清國政府を完全に代表するの權力を有する、清國官吏ならざるべからず。

以上の事由に因り、總理大臣は、貴下に面會するを得ず。又其齎せらるる李鴻章の書翰をも、接受するを得ずと。

『デットリング』は、之に對して曰く、貴命悉く了せり。實は李鴻章の書翰は、今朝(二十八日)既に伊藤伯へ向け郵送したり。外に自分よりも、一翰を添へたり。且つ自分は、急に天津へ歸航すべしとの電命を得たれば、最早緊泊するの要なし。將に明曉を以て解纜せんとすと。彼我の會話、僅に十五分間『デットリング』の倉皇官邸を辞めて本船に歸り、翌二十九日午前六時錨を拔

禮務院

て、神戸を去りぬ。伊東書記官長も、同しく十時廣島に引返せり。『デットリング』より伊藤總理大臣に郵送したりし書翰は、二通にして、内一通は公文、他の一通は私信に係る。且つ『デットリング』の添へたる書中には、自分は李鴻章より欽差せられたるものなりと云へり。其愚も亦甚しと云ふべし。此禮務院は、獨逸の國旗を掲げありしも、船内の或る部分には、洋字も『シシュ』と刻せるを見る。蓋し今回の日清事件中に、一時招商局汽船を獨逸の船籍に轉せるものなり。其乗組員は、四十一人にして、船長は米人『ブレセン』、外に士官數名、皆歐人にして、他は盡く清人なり。尙ほ外に會計方二十六人及び、船客並に『ボーイ』四人は、皆清人なり。而して船客は『デットリング』以下三人なり。船の長さ二百五十呎、幅三十九呎、深さ二十呎、登降噸數一千二百七噸、烟突の中程は、藍色なり、其既に入港するや、兵庫縣廳及び、神戸税關は、大に警戒を嚴にし、水上警察は晝夜巡查をして、同船の周邊を彷徨せしめ、税關よりは監吏をして、絶えず船内に詰切らしむ。船長、官吏に語て曰く、予は此船の何の爲に來れるやを知らず、予は唯客人の需めに應せしのみ、蓋し船客は、漫遊者なるべしと。會て自ら與り知らざるもの、如し。又右の會計方の二十六人は、多きに過ぎたるもの、如く、中には其面貌武官の如きあり、一夜乗組の清人は、竊に弱年なる我沖商人を船中人なき所に招き、多くの物を購求し、且つ曰く、予が爲めに銳利な



る日本刀を求めて、此の船に持ち来らずやと。更に洋人中に『ミキイ』と云へる者あり、彼は『デットリング』が歸國の後、尙ほ數日間滯留し、而して佛國郵船にて、上海に向け出發したり。此者は齡既に耳順を越し、も、身體は尙ほ壯健にして、才氣亦常人に勝される所あり。明治十二年の頃は、倫敦なる某商會の代理人として、清國に渡來し、爾來常に上海、天津間を往來して、諸種の公私事業に従事し、漸次李鴻章の依信を得て、其帷幄に參與するに至れり。其勢力の頓に高まるや、同時に又『タイムス』新聞通信員となり、常に清國の事情、殊に李に關する事件は、大小となく之を通報して措かず、實に李が今日英人の間に有する勢力は、『キミイ』の扶植に成るもの多しかや。而して同人今回の渡來に付きては、敢て他意あるにわらず、只旅行の爲めなりと云へり。之を要するに、船中の光景は、奇々怪々にして、思議すべからざるもの多かりきと云ふ。

初め清國は、英・獨・露の三國に向て、仲裁を哀求したり。三國政府は、共に休戦は望む處なれども、從來の經歷上より、日本に對し自ら周旋すると能はざるの事情あり。依て北京に於ける三國公使は、清國に此の旨を諭し、且つ仲裁の哀求は、從來毫も右に關係なかりし、米國に依頼する方得策なるべしと助言したりしかば、清國は遂に此助言の如く、米國に哀求しけり。時に、大連灣陥落の頃なり。米國は單に清國政府が、日本に對し、和睦を講せんとする意見のみを取り次ぐもの

清國外國に仲裁を哀求す

米國の助言

とせば、之を周旋するも妨げなし。然れども、其仲裁の項目を定め、之に關する一切の周旋は、敢て當る所にわらずと返答したりしに、清國は、其れにしても正式に申込まれんことを、更らに哀願したりき。依て米國政府は、其旨を我國在留の『ダン』米國公使に通知するに、此意を以てしたりき、而して今回『デットリング』の來らんとするを聞くや、米公使は乃ち書記官一名及び、通譯官を従へ、二十八日終列車に乗じ神戸に向ひけり。然れども米國は、一の助言者たるに過ぎずして、仲裁の主動者にあらずれば『デットリング』の拒絶せらるゝと共に、其事遂に止みぬ。『デットリング』の去來、頗る漠然たり。

第一回韓和使 張蔭桓等の來朝

要するに、デットリングは、李か一使介たるに過ぎずして、素より正當の國使に非ず、其國使の來れるは、此後二回、前なる者は、張蔭桓にして、後なる者は、李鴻章なり。是を正當の韓和使と爲す。

第一回の韓和使

此時に當て、我軍愈々奮揚、海陸並び進み、北京、天津の驚擾は言ふも更なり、清廷の宗廟地たる奉天は、將に危急に迫らんとす。而して前韓和使『デットリング』は、全く要領を得ずして悄然歸國しければ、清廷の韓和を希望すること、愈々益々切なるに至る。其韓和論者の重なるものは、即ち恭親王にして、李鴻章の如きも、表に主戰説を飾ると雖も、是れ全く輿論に制せられたるものに



して、其實は却て平和論者たり。是に於てか、次の媾和使は、來らんとす。是に於て、清廷は更に戸部左侍郎兼管三庫事務張蔭桓及び、湖南巡撫邵友濂を以て、欽差全權大臣となし、我國に派せり。使節は、一月七日北京を發し、十四日上海に至り、二十六日加奈太平洋洋氣船「エムプレス、オフ、チャイナ」號に搭じて、二十八日長崎に達し、三十日朝神戸に着せり。是より先き、北米合衆國前國務卿「フォスター」は、清國媾和使の顧問となり、米國を發して、二十一日横濱に來り、轉じて神戸に赴き、以て使節の到るを待つ。我政府亦井上外務書記官を遣はし、使節を迎へしむ。使節一行の乗船着神するや、我が通譯官は、直に之を訪問し、次で井上外務書記官も、亦使節に面し、迎接の爲め、此處に來りしことを告ぐ。かくて、張、邵の正副使節は、隨行員四名を隨へ、三十日午前十一時頃「フォスター」と共に上陸し、而して兩使節は、馬車、他は人力車に乗りて、「フォスター」の旅館「オリエンタル、ホテル」に赴けり。張氏は、藍色の服を着け、「ダイヤモンド」を挿みたる帽を戴き、邵氏は、藍色の服を着け居れり。張は年齢五十八、顔圓く色白く、頭髮鬚皆白し、邵は年齢五十四、身長顔色黎く、眼凹み、細心謹恪の態あり。かくて兩使節及び、隨員等は、「フォスター」と共に、「オリエンタル、ホテル」に至り、晝飯を喫したる上、兩使節は二頭立の箱馬車、他は人力車にて「ホテル」を出で、復び米利堅波止場より小蒸汽船に乗りて、一

時三十分頃尾張丸に着せり。

媾和使宇品に著す

尾張丸は三十一日の午前十時半頃宇品に着せしが、船の將に着せんとする頃、張、邵兩使は甲板に出て、張氏は望遠鏡を以て四方を眺め居けり。宇品の海濱に並び立てる幾多の豫備食庫、灣内所狭き迄投錨せる御用船、恰も乗船せんとしつゝ、ありし補充の兵士、人夫あり、彼は此等を望んで果して如何なる感を生せしか、使節及び、重立たる隨員十餘名、「フォスター」及び、其隨員は先づ小蒸汽船にて上陸し、吉川支店にて暫時休憩の上、何れも腕車にて廣島なる春和園に赴く。他の隨員も、漸次同所に至り、一同晝餐を終りたる後、同所及び洗心樓、淺野邸に、夫々分宿したり。宇品には、園田警視總監、寺田廣島縣警部長、檢分の爲め尾張丸に出張し、大本營の陸軍參謀柴砲兵少佐(五郎)も亦出張せり。棧橋近傍は勿論、廣島に至るの途中、所々に見物人群集せしも、何れも靜肅なりき。使節の尾張丸に乗り、神戸港を出づるや、同船に黃龍の國旗を翻さんとを請ひけるも、我官吏は、本船は御用船なれば、大本營の特別の許可あるにあらざれば、許可する能はずとて、之を拒絶したりき。使節の一行は、欽差全權大臣張蔭桓・欽差全權大臣邵友濂・頭等參贊候選道伍廷芳・二等參贊刑部郎中顧肇新・二等參贊內閣侍讀瑞良・三等參贊候選道梁誠・三等參贊候選道黃承乙・翻譯官分省補用知府沈鐸・同上官補直隸知州盧永銘・隨員兵部郎中錢紹祖・同



湖北候補同知張洞華・同江西候補同知縣張佐興・同前東知縣松汝濟・同山東候補監大使靖世廉・同候選訓導沈卯京・供事候選布理問徐知・供事分省候補同縣馮徐保銘・差辨授補外委李玉德・差辨五品頂戴施鴻聲・同上施祥芝・同六品頂戴劉志麟・學生張作藩・易廷祺・江豫源・外に雜役二十四人、都合四十九人なり。

張蔭桓

張蔭桓は、樵野と號す。廣東省南海縣の人あり。夙に外交官を以て身を起し、諸官を経て、華盛頓駐劄公使となり、在ること數年、其歸國するや、戶部侍郎を以て、各國通商總理衙門事務大臣となり、頗る外交の事實を知る。人となり陰佞其出身、多く故會紀澤の提携に由れり。一朝志を得て總理衙門に入るに及び、却て紀澤を要路に讒し、以て倅進の地をなせり、識者之を惡む。邵友濂は、篠村と號す、浙江省餘姚縣の人なり。新強事件の起るや、參贊官として、前さには崇厚に隨ひ、後には會紀澤に従ひて、露京に遣ひし、周旋甚だ力む。是より機を得て、荐りに登用せられ、上海道臺となりて、意を専らにして、外人の歡心を迎へ、因りて以て、李鴻章の眷愛を受け、兵部侍郎を以て、臺灣巡撫となれり。かの賞を懸けて、我國人の首を求め、又我商船打破の嚴命を出したるは、此時なりしなり。人となり、謗詐狡猾利を射るに巧みに、能を迎ふるに知なり、伶俐にして捷給、所謂當世流の才子なり。使節の隨員中、最も名を知られたるは、伍廷芳となす。廷芳

邵友濂

伍廷芳

は、李門の俊秀、夙に歐州に留學し、英國「バリストル」を得、歸國後、李鴻章の秘書官として李を贊け、清國の外交に與りて力あり。往年天津談判の際にも、常に李の左右に在りき。

使節の資格不完全

使節既に到る、朝廷乃ち伊藤内閣總理大臣、陸奥外務大臣を以て、全權辦理大臣となし、廣島縣廳を以て議衙となす。三十一日夕、使節は齎らす所の君主の親任狀を奉す。是に於てか、二月一日を以て雙方の談判を開けり。此日使節は、委任狀を失念し、勿惶其旅館に就て之を持ち來らしめたり。二日の午後九時、使節の資格不完全の爲め、此方より談判拒絶を申聞け、且つ速かに我國を立ち去るべきことを命じたり。彼等は、四日の午前十一時過ぎ、悄然として厩所の羊の如く、廣島を去りぬ。

清國使節、應接に關する公文書は、伊藤内閣總理大臣より傳達せよとの命ありしとて、林外務次官、二月六日之を衆議員の議場に朗讀したり。今序を遂ひて左に登載す。

第一號 (外務大臣より欽差大臣へ宛てたる、帝國全權辦理大臣任命の通知書)

大日本帝國皇帝陛下の外務大臣從二位勳一等子爵陸奥宗光は、茲に大清帝國皇帝陛下の欽差全權大臣に向て、左のことを通告す。

大日本帝國皇帝陛下は、内閣總理大臣從二位勳一等伯爵伊藤博文及び、本大臣を全權辦理大臣

清國使節應接に關する公文書



に任命せられ、大清帝國皇帝陛下が、任命せられたる欽差全權大臣と、媾和豫定條約を締結するの全權を委任せられたり。

明治二十八年一月三十日廣島に於て、

外務大臣 子爵 陸 奥 宗 光

封筒上宛名

大清帝國欽差全權大臣張蔭桓閣下

大清帝國欽差全權大臣邵友濂閣下

第二號 (帝國全權辦理大臣より、清國欽差全權大臣へ向け、會晤時日の通知書、)

大日本帝國全權辦理大臣は、茲に大清帝國欽差全權大臣に向て、左のことを通知す。

大日本帝國全權辦理大臣は、二月一日午前十一時、廣島縣廳に於て、大清帝國欽差全權大臣に會晤すべし、而して其時に於て、互に帶有する所の全權委任狀を交換すべし。

明治二十八年一月三十一日廣島に於て、

大日本帝國全權辦理大臣 伯爵 伊 藤 博文

大日本帝國全權辦理大臣 子爵 陸 奥 宗 光

第三號 (帝國全權辦理大臣の通知書に對する、清國欽差全權大臣の回答書、)

本大臣命を奉じ、恭て國書を齎し、貴國に出使し、光緒二十一年正月六日廣島に到り、貴大臣よりの來文に接し、貴大臣は貴國大皇帝の旨を奉じ、特に全權辦理大臣の任を授かり、本大臣と媾和豫定條約を締結せしめらるゝの事敬悉す、貴國が舊好忘れられざるの意を彌縫せんとして、期を請ひ相會せんと欲する折柄、爾後貴曆二月一日午前十一時、廣島縣廳に於て會晤せんとこの事を通知せられしにより、本大臣は、期に到り前往すべし、此段公文を以て回答す。

光緒二十一年正月六日

大清欽命出使全權大臣 尙書銜總理各國事務大臣 戶部左侍郎 張

大清欽命出使全權大臣 頭品頂戴署湖南巡撫 邵

大日本帝國欽命全權辦理大臣伯爵伊藤閣下

大日本帝國欽命全權辦理大臣子爵陸奥閣下

第四號 (帝國全權辦理大臣の帶有せる全權御委任狀、)

天佑を保有し、萬世一系の帝祚を踐みたる大日本國皇帝(御名)、此書を見る、有衆に宣告す。

朕帝國と、大清國との和好を回復し、以て東洋全局の平和を維持せむが爲め、茲に信任する所



の内閣總理大臣從二位勳一等伯爵伊藤博文、外務大臣從二位勳一等子爵陸奥宗光の材能敏達なるを以て、全權辦理大臣に簡命し、委するに、各別に、又、共同して大清國全權委員と會同協議し便宜事を行ひ、媾和豫定條約を締結し、之に記名調印するの全權を以てす。而して其議定する所の各條項は、朕親しく檢閲を加へ、其妥善なるを認めたる後之を批准す可し。神武天皇即位紀元二千五百五十五年、明治二十八年一月三十一日廣島行在所に於て、親ら名を署し璽を鈐せしむ。

御名 國璽

内閣總理大臣 伯爵 伊藤 博文 副署

第五號 (清國欽差全權大臣の帶有せる勅諭書)

尙書衙總理各國事務大臣戶部左侍郎張蔭桓、頭品頂戴署湖南巡撫邵友濂を派して、全權大臣と爲し、日本より派出の全權大臣と事件を會商すべし。爾は仍ほ一面に總理衙門に傳達し、朕の旨を請うて、遵行すべし、隨行の官員は、爾の節制に聽かすべし、爾其れ精誠を彈竭し、謹で事を行ひ、委任に負くこと勿れ、爾其れ之を慎めよ、特に諭す。

第六號 (清國欽差全權大臣へ、全權委任の權に關する節略)

大日本帝國全權辦理大臣が、只今大清帝國欽差全權大臣に知照せし所の全權委任狀は、媾和結約の件に付、大日本國皇帝陛下より、該全權辦理大臣に附與せられたる一切の權限を包含するものなり。

就ては、可成他日の誤解を避くる爲め、且互相の主意に基き、大日本帝國全權辦理大臣は、大清帝國欽差全權大臣より知照せられし所の全權委任狀は、未だ查驗を経ざれども、果して大清國皇帝陛下より媾和結約の件に付き、該欽差全權大臣に附與せられし一切の權限を包含するものなるや否、書面を以て確答あらんことを望む。

明治二十八年二月一日廣島に於て、

第七號 (右照會に對する、清國欽差全權大臣の回答書)

光緒二十一年正月七日、貴大臣は奉する所の貴國大皇帝の勅書一通、並節略一通を面會して交付せられ、本大臣に於ては、何れも既に敬悉す、又本大臣が奉する所の全權職任を詢問し、公文にて回答すべきことを請求せらる。本大臣貴國に出使し、奉する所の勅書は、貴大臣と即日交換するを経たり、本大臣は本國大皇帝より媾和締結の爲め、條款を會商し、記名調印の全權を與へられたり。議する所の各條款は、迅速に辦理するを期するを以て、電信にて本國に奏聞



し、勅旨を請ひ、期を定め調印し、其上にて議せし所の條約書を發して、中國に歸り、恭て大皇帝の親から披閱を加へ、果して妥當なりとして批准せらるゝを待て、施行すべきこととす。此段公文を以て聲明す。

光緒二十一年正月八日

大清國欽命出使全權大臣 尙書銜總理各國事務大臣 戶部左侍郎 張  
大清國欽命出使全權大臣 頭品頂戴署湖南巡撫 邵

大日本帝國欽命全權辦理大臣 伯爵 伊藤閣下

大日本帝國欽命全權辦理大臣 子爵 陸奥閣下

第八號 (明治二十八年二月二日、清國欽差全權大臣に對する、伊藤全權辦理大臣の演述)

使節に對する伊藤の演説

本大臣が、今同僚と共に將さに探らんとする處置は、論理上止むことを得ざるの結果に出づるものにして、其責素より本大臣等に歸すべきにわらず。

從來、清國は殆んど列國と全然睽離し、時に或は列國の社團に伍伴する爲めに生ずる利益を享受したることあるも、其交際に伴ふ責守に至りては、往々自から顧みざることあり、清國は常に

孤立と猜疑とを以て其政策とす、故に其外交上の關係に於ては、善隣の道に必要とする所の公明と信實とを缺くや宜なり。

清廷の欽差使臣が、外交上の盟約に付き、公然合意を表せし後、却て翻然として之に調印することを拒み、或は儼然已に締結したる條約に向て、更に明白なる理由も無く、漫然之を拒否せるの實蹟、一にして足らず、右等の實蹟に就て之を徵するに、當時清廷の意中操持するの誠實なく、其談判の局に當れる欽差に至ても、亦必要なる權利を委任せられざること、比々皆然らざるなきを見るべし。

故に今日の事ある、當初に於て我帝國政府は、先づ既往の事實に鑑み、全權の定義に協はざる清廷の欽差とは、一切談判を避くるの決意を以て、斷然媾和談判を開くに當り、清廷の委任者は、媾和締結に對する全權を有せざるべからざるを以て、豫め一の條件と爲したり、而して清廷は、此條件を恪遵して、其の全權者を我國に派遣せられたりとの確然たる擔保を認め、我大日本天皇陛下は、本大臣並に同僚に委するに、清廷の全權者と媾和の豫定條約を締結し、之に調印するの全權を以てし給へり。

清廷は、既に此の擔保を爲したるに拘らず、兩閣下の委任權の甚だ不完全なるは、清廷の意末



だ和を求むるに切ならざることを確認するに足るべし。

昨日此席に於て交換したる雙方の委任状は、一見以て其軒輊の甚だしきを知る、殆んど批判を俟たずと雖も、茲に之を指摘するも、首て徒爲の業ならざるを信ず、即ち一は開明國慣用の全權の意に適ふも、他の全權委任に須要の諸項殆んど悉く欠乏したること是なり。加之兩閣下が、携帶せられたる委任状は、閣下が談判せらるべき事項を明にせず、又何等訂約の権利を興へず、且つ兩閣下の所爲に對する清國皇帝陛下事後の批准に付ても、一言する所なし、之を要するに、閣下等に委ねられる職務は、本大臣及び同僚が陳述する所を聞て、之を貴政府に報ずるに止まるものと、謂はざるべからず。事既に茲に臻る、本大臣等に在ては、此上談判を繼續すること決して能はざる所なり。

或は云はん、今回の事に於ては、敢て從來の慣例に背きたるものにあらざと。本大臣は、斷して此の如き説明を以て足れりとする能はず、清國內地の慣例に至りては、本大臣素より之に容喙するの權なし、然りと雖も、我國に關連する外交上の案件に至ては、清國特殊の慣例は、國際上の法則に凌駕せられ、裁抑を受けざるべからざることを主張すべきは、獨り本大臣の權利なるのみならず、本大臣の義務なりと信ず。

抑も、平和の克復は、至重至大の事なり、今再び輯睦の道を啓かんとせば、固より之を目的として、條約を締結するの必要あるのみならず、其の互に締結する所、亦必ず之が實踐を期するの誠衷なかるべからず。

媾和の事に關しては、我國より進んで清國に求むべき理由を見ずと雖も、我帝國は、其代表せる開明の主義を重んずるを以て、清廷が至當の道軌を履み、其緒を開くに於ては、之に應ずるの義務ありと信ず。然りと雖も、無効の談判、若くは紙約に止まるの媾和に參與するが如きは、將來堅く謝絶する所なり。我帝國は、一旦締結したる所の條件は、必然之を實踐すべきを明言すると同時に、清國に向ても、亦此の如く其履行を確めざるべからざるなり。

此の故に、清國が切實信誠に和を求め、其使臣に委ぬるに現實の全權を以し、且つ其締結する條約の實踐を擔保するに足るべき名望官爵ある者を選て、此任に當らしむるに於ては、我帝國は更に談判に應ずるを拒まざるべし。

#### 第九號 (談判拒絶に關する節略)

大日本帝國政府は、東京駐劄及び、北京駐劄亞米利加合衆國特命全權公使に由て、和を媾するには、和約を締結するに足るべき全權を帶有する委員を簡命すべきことを、屢々聲明するを經



たり。

然るに、本月一日大清帝國欽差全權大臣より、大日本帝國全權辦理大臣へ知照せられたる所の命令狀は、其の之を發せられたる所以の目的に對し、極めて妥當を欠くものと爲さるを得ず、何となれば、該命令狀には、普通に全權委任狀に缺くべからざるものと知られたる所の要素を、殆んど具備せざればなり。

而して、大日本帝國政府の所見は、今尙前きに亞米利加合衆國特命全權公使を以て、聲明せし所と相異なることあるなし、因て大日本帝國皇帝陛下より、授與せられたる適當、且つ完全なる全權委任狀を帶有する所の大日本帝國全權辦理大臣は、單に事件を會商し、總理衙門へ諮報し、旨を請ふて遵行すべしとの命令狀のみを帶有せらるゝ、大清帝國欽差全權大臣とは、會議することを肯諾すること能はず。是を以て大日本帝國全權辦理大臣は、今回の會議は、茲に止めざるを得ずと宣言する外なきに至れり。

明治二十八年二月二日廣島に於て、

使節の廣島より放逐せらるゝや、四日の午前十時半頃各旅館を出で、何れも人力車に打乗り、數名の警官に護衛せられつゝ、宇品に至り、直に棧橋より第二吳丸、外二隻の小蒸汽船に分乘し、尾

フオスター  
氏會激

張丸に乗込み。此日張氏は、寶石附の帽の下に、頭巾様のものを着け、車聲を勢ひよく駈け付けしも、風采甚だ揚らず、何んとなく打濕りたる態なりき。斯くて尾張丸は、豫定の時刻に出帆せしが、同船には井上外務書記官、鄭外務屬の兩氏及び、園田警視總監以下、警部三名巡查二十名乗込み、何れも長崎に赴けり。又井上廣島憲兵隊長、寺田廣島縣警部長及び、憲兵士官、警部數名は、宇品に出張し、沿道所々には、巡查、憲兵を配置して、万一を警戒せしが、見物は來着の時の半にも足らず、極めて靜肅なりき。又顧問「フオスター」は、「ヘンダーソン」秘書を伴ひ、使節一行と共に同船にて出發したり。使節一行は、長崎にて使船を待ち受け、上海に抵り、是れより、北京に歸ると云ふ。「フオスター」去るや、大に使節の不都合を激怒し、且つ人に語りて曰く、余は北京に抵りて、清廷に完全なる使節の派遣を請ひ、充分誠實を以て韓和を成就すべしと。是に至て談判復た拒絕せらる、此の如く不充分なる使節を派して重ねて我に拒絕せらるゝに至ては、獨り其國体を汚辱するのみならず、又列國に對して非常なる信用を失ふや必せり、抑も清國の外交政略たる、曖昧模糊として、容易に信を措くに足らざるのみか、現に彼の英、佛同盟軍の時の如きは、韓和談判既に成りて、將に批准せられんとするや、尙ほも之を蹂躪したるの例あり。されば、今回の如きは、其初に於て充分正確謹嚴にして、事に従はざれば、或は、英佛の覆轍を踏むなきを保



すべからず、況んや其使節の權力に不充分なる點あるに於てをや、是れ我の毎に之を拒絶する所  
以あり。

第二回 媾和使李鴻章等の來朝

前後兩度の、使者は結局未だ談判の端緒だも開かざるに、先づ拒絶せられて、殆んど放逐せられ  
たるが如く、又遁逃したるが如くにして去れり。然れども、若し戦を持續せんか、到底彼は亡國  
に至らざれば必ずや、北京城下の盟をなさざるべからず、是に於てか、反對者の多數なるにも拘  
はらず、或る一部の現要は、主として媾和に進みて、早くも第三の媾和使は來れり。誰ぞと問へ  
ば、李鴻章其人なり。彼は久しく海外に名重く、從來外國交渉とし云へば、必らず、其手を經て、  
而るの後圓滿なり。されど、今回の大敗北に就きては、彼は非常に信用を落せしのみならず、剩  
さへ非常の攻撃を被れり。攻撃は被ると雖も、いざ媾和の切要なる間際に迫れば、又もや李鴻章  
に待たざるべからず、是れ最後の全權大使に任せらるゝ所以なり。彼は如何なる人乎、即ち其經  
歴を叙すれば、久しく重要せられたり。今其官邊履歴の大略を記するも、尙ほ左の如し、

李鴻章、字は少荃、安徽省合肥縣の人。弘化四年(道光二十七年丁未)の進士、嘉永六年(咸豐  
三年)翰林院侍講より出で、嗣で安徽省の提督となり、長髮賊を撃つ。安政六年(咸豐九年)

李鴻章の  
官邊履歴

福建の分巡道より江蘇の分巡道(蓋し蘇松大兵備道なりしが、該道は上海を關を兼理す)に  
轉任す、文久二年(同治元年)江蘇の巡撫を署理す、是年會國藩と共に南京の長髮賊を撃つ、  
嗣で江蘇の巡撫に陞任す、文久三年(同治二年)兩江の總督を署理し、南洋通商大臣を兼ね、  
慶應二年(同治五年)本官を以て、欽差大臣に簡任せられ、長髮賊を剿辦す、慶應三年(同治六  
年)湖廣總督に陞任す、明治三年(同治九年)太子大保、協辦大學士、直隸總督に任じ、一等伯  
爵を授けられ、北洋通商大臣を兼ね。明治九年(光緒二年)の頃、太子太傅文華殿大學士に累  
遷す、(文華殿大學士は、清國人臣の極位にして、清朝國を開き、官を設けし以來、漢人の文華  
殿大學士に任せられたるは、李鴻章を以て始めと爲す。)明治十八年(光緒十一年九月)會辦  
海軍事務大臣(海軍會辦と通稱す)に補す、明治二十七年(光緒二十年)日清交戦するに當り、  
督辦軍務大臣(軍務督辦と通稱す)に補す、嗣で連戦連敗に因り革職留任と爲りしが、今回使  
節となるに及んで、更に原任に復したり。

使節の一  
行

今回彼れが帶ふる、官名は即ち頭等全權大臣なり、之に従ふ人々には、頭等全權大臣參議李經方、  
頭等參贊官羅豐祿、同馬建忠、同伍廷芳、譯官林聯輝、翻譯官盧永銘、同羅庚齡、外に學生柏斌、黃  
才俊、高莊凱、王崇厚、史悠祿、呂夢齡及び、供事黃正、武辨楊福、同倪順、邱榮、閻欽、田尙霖、吳忠



元・吳錫寶・柴振邦・田錫珍等を始め、其從僕を併せて二百二十五名、公義・禮裕・兩汽船に乗込みり。三月十九日午前八時(明治二十八年)門司港に来る。李は今や春秋七十四、疎なる鬚鬚は半白なり、然れども、清國の安危は懸けて此の老叟の肩に在り、其任も亦甚だ重からずや。

我全權大臣馬關に赴く

斯と聞く我國の應接準備は、をさく／＼怠りなく諸職員を始め其、會見所は、馬關(下の)なる春帆樓と定め又李が旅館は同地の引接寺(引接寺)を充てたり。先づ我國の全權大臣たる伊藤總理大臣・同陸奥外務大臣は、伊東内閣書記官長、鮫島秘書官及び、翻譯官小倉警部等數十名と共に、威海丸に搭じて、十九日午前七時を以て門司港に着するや、直に上陸、全權大臣等は其旅館たる梅の房及び、石川邸に投ず。又豫て井上外務書記等は、同地に來りて延見準備に着手したり。而して同地には、豫戒令を布き、海陸の警戒甚だ嚴なり。李等の着するや、我後藤警部長及び、檜原(下の)陳政、井上勝之助等は、水上警察の小蒸汽船に搭じ、李等の乗船に向て駛走せり。蓋し李に告ぐるに、旅館準備の事を以てし、且つ隨員をして其適否の檢閲を爲さしめんが爲めなり。久うして一の小蒸汽船は、忽ち東棧橋に來れり。乗る者は、檜原等一行と、二清人一洋客なり。清人は乃ち李が幕下なる伍廷芳、其譯官たる陶大均、洋客は『ピーテック』なり。此行清使に伴はれたる洋人には、『フスター』、『テニスン』及び、『ピーテック』等數人あり。蓋し彼の顧問に備はれるものなるべし。

第一回の會見

かくて旅館は、檢閲を了はりしかど、李は尙ほ船中に留まりて、敢て上陸せざりき。

李等の上陸

三月二十日、第一の會見は開のれぬ。今日は李等の上陸すべき日なれば、朝來看客群集し、東棧橋を起點として、旅館引接寺に至るの兩側は、人を以て堵を築かれたり。さなきだに、狹隘なる馬關の街路は、之が爲めに愈々縮小せられて、僅に一縷の線路の旅館に向て引けるのみ、既に李鴻章等は來れり。李鴻章は、三眼翎の帽を戴き、紺(紺)の上衣に、薄茶色の袴を穿ち、頽然(たひやん)老いたるといへども、銀縁白球の眼鏡底より、爛々(爛々)の紫電を示せり。其棧橋に上るや、侍者に扶けられ、て石階を履み、轎(か)に乗る。轎は青桐油を以て上部を覆ひ、緑色の羅紗を以て周圍を張りつめ、『タイプ』の四方は、赤桐油を以て張れり。其内部は、淺黄紋を以て張りつめ、虎の皮を敷き、其後部に臺あり、枕すべく、膝の邊に棒を横たへて、曲欄の用に供す。其中央に圓穴あり、磁石(かんじ)を嵌入す。一隅には花瓶の如きものあり、又右邊の一隅に小なる鏡あり、鏡の四方に黒き房を吊せり。従て上陸せし者には、參議官李經芳・參贊官羅豐祿・馬建忠及び、譯官なる盧永銘・羅庚齡なり。此時李の出迎者は、我外務省の檜原・内務省の山田・外警部二名・第三小野田丸にて導けり、既に會見所たる春帆樓に至れば、早くも我兩全權大臣を始め、伊東内閣書記官長、井上外務書記官・中田外務秘書官・陸奥外務翻譯官等、先づ在り。會見一時二十分間にして去る。時に午後四



李旅館に入る

時二十分なり、聞く、此日は單に兩國全權の信任書を交換せるに止まりしといふ。  
 二十一日、李鴻章始めて旅館に入る。此日午前九時、李伯の從行者數人上陸して、定めの旅館なる引接寺に入り、什器物具の運搬を始む。井上書記官立會ひて、諸事を指揮し、後藤警部長、自ら出張して警衛を監督す。李伯の居室には、引接寺の奥なる客殿を以て之に充て、三室を通じて伯の使用に供し、其中央の一室は、十疊の間にして、寢台、椅子、卓子等を置き、李の一行が持参したる安樂椅子二脚をも据ゑたり。是を寢室とす。寢室の右に六疊の小間あり、大卓を圍むに、五六の椅子を以てす。蓋し食堂に供す、左即ち最も奥の一室は、八疊の間にして、畫幅を掛け、金屏を繞らし、(他室にも、金屏は繞らせり。)椅子二三を安排す。宴居談話の室に供するなるべし。其他隨員の居室五六に加へ、庖厨をも設け、一切從行の清人をして、之に當らしむ。而して寺に隣る高邱に、紅葉館あり。『フォスター』、『ダーソン』、『ベシク』も俱に之に館す。李伯は東波止場より上陸、例の轎に乗り、街路を経て寺門の前に至り、石階を攀ぢ、玄關前にて轎を出づ。隨員手を把り扶けて、玄關に上らしむ。而して此日以後談判所たる春帆樓(藤野)へは、此館より參列することとなりぬ。

第二回の會見

第二回の會見、則ち二十一日の談判劈頭に於て、李鴻章は先づ休戦を請求したり。我全權は、天

第三回の會見

津、太沽、山海關の砲臺及び、兵營武器を我に引渡し、彼の兵士を引揚げ、並に天津、山海關間の鐵道を引渡し、我出征軍費を拂ふに非ざれば、休戦は許されずと陳べたりしに、李鴻章は其條件の甚だ重きを言ひて、多少の輕減を歎願せしも、其議遂に容れられず、越えて二十四日、第三回の會見あり、此日の談判に於て、休戦の議は竟に、撤回せられ、更に明日を約して、媾和の本議に取掛らんとす。午後四時二十分會見を了へ、李等退いて歸館の途、既に外濱町に至るや、一兇漢あり、突如として右側憲兵屯所の附近より躍り出で、李鴻章を目掛けて、拳銃一發。兇漢名は小山六之助、群馬縣の人、年齡方さに二十六、躁暴氣を負ひ、事理を解せず、漫に此舉に及ぶ。而して李鴻章の創傷甚だ重きにあらざるも、談判之れが爲めに、一時中止の姿となり。

李伯の遺

事天聽に達す、宸襟甚だ安からず、乃ち石黒、佐藤兩軍醫總監に命じて、急に馬關に李鴻章を訪診せしめ、給ふ。二氏就て其傷所を檢するに、銃丸は面部右側より、斜に左眼の下を射、盲管創を受けたるものなり。然れども、李は尙は能く自ら歩いて室に入る、亦不幸中の幸といふべし。我陛下には、更に中村侍從武官を派して、其遭難を御慰問せられ、又我兩全權は、變を聞くと等しく、直に引接寺に至り、李を訪問せしに、李は長椅子に横臥しつゝ、假りに醫員の手術を受け居れり。爾來我國民の李に對して、訪問、或は信問する者陸續たり。而して、原山口縣知事、後藤警部

李の慰問



長は、之が爲めに職を免せられ、又六之助は山口裁判所に送られたり。

嗚呼、機は一髮の間に逸せり。兇漢の一妄舉は、我國の爲めに至大に、且つ不幸なる結果を來せり。詔は下れり。曰く、朕惟フニ、清國ハ我ト現ニ交戰中ニアリ、然レドモ、已ニ其ノ使臣ヲ簡派シ、禮ヲ具ヘ、式ニ依リ、以テ和ヲ議セシメ、朕亦全權辦理大臣ヲ命ジ、之ト下ノ關ニ會同商議セシム、朕ハ固ヨリ國際ノ成例ヲ踐ミ、國家ノ名譽ヲ以テ、適當ノ待遇ト、警衛トヲ清國使臣ニ與ヘザルベカラズ、乃チ特ニ有司ニ命ジ、怠弛スル所ナカラシム、而シテ不幸危害ヲ使臣ニ加フルノ兇徒ヲ出ス朕深ク之ヲ憾ミトス、其ノ犯人ノ如キハ、有司固ヨリ法ヲ案シ處罰シ、假借スル所ナカルベシ、百僚臣庶、夫レ亦更ニ善ク朕ガ意ヲ體シ、嚴ニ不逞ヲ戒メ、以テ國光ヲ損スル勿カラムコトヲ務メヨ。と、是に於てか、曩きに、重要なる保證を要せられたる休戰談判も、非常に洪大なる欲慮として、竟に無條件を以て、之を御許容せられたり。其定約は、即ち左の如し。

無條件休戰

大日本國皇帝陛下は、今回不慮の變事の爲め、講和談判の進行を妨礙せしを以て、茲に一時休戰を承諾すべきことを其の全權辦理大臣に命せられたり。因て大日本國皇帝陛下の全權辦理大臣内閣總理大臣從二位勳一等伯爵伊藤博文、全權辦理大臣外務大臣從二位勳一等子爵陸奥宗光及、大清國皇帝陛下の欽差頭等全權大臣太子大傳文華殿大學士北洋大臣直隸總督一等肅

毅伯李鴻章ハ、左の休戰定約を締結せり。

休戰條約

第一條

日清兩帝國政府は、盛京省、直隸省、山東省地方に在て、下に記する所の條項に従ひ、兩國海陸軍の休戰を約す。

第二條

本定約の效力に依て、休戰すべき軍隊は、實際交戰を停止するとき當りて、各其の屯駐する所の場所を保持するの權利を有すべし。但し本定約の期限内は、如何なる場合たりとも、前記の場所以外に進出することなかるべきものとす。

第三條

日清兩帝國政府は、本定約の存する間は、攻守の孰れを問はず、各其の滯陣の方面に於て、進撃の備を加へ、或は援兵を派し、其の他一切戰鬥力を増加せざるべきことを約す。然れども、現に戰地に於て戰鬥に従事すべき軍隊を増加するの目的にあらざる以上は、兩帝國政府に於て、新に兵員を配置運漕することを妨げざるものとす。

第四條



海上に於ける兵員、軍需及、其の他一切戰時禁制品の運漕は、戰時常規に依て、捕獲せらるゝことあるべきものとす。

第五條

日清兩帝國政府は、本定約調印の日より二十一日間を限り、休戦を實行するものとす。尤も兩國軍隊の屯駐する場所にして、電信の通せざる所へは、迅速の方法を以て休戦の命令を發すべし、而して兩國軍隊司令官にて、右命令を受たるときは、互に其の趣を相通知し、休戦の措置を爲すべきものとす。

第六條

本定約は、別に互に通知を要せず、明治二十八年四月二十日、則ち光緒二十一年三月二十六日の正午に於て終了すべし。而して若し右期限内に於て講和談判不調なるときは、本定約は同時に終了するものとす。右證據として、日清兩帝國全權大臣は、茲に記名調印するものなり。

明治二十八年三月三十日、則ち光緒二十一年三月五日、下の關に於て作る。

大日本帝國全權辦理大臣内閣

總理大臣從二位勳一等伯爵

伊藤 博文 印

大日本帝國全權辦理大臣外務

大臣從二位勳一等子爵

陸 奥 宗 光 印

大清帝國欽差頭等全權大臣太

子太傅文華殿大學士北洋大臣

李 鴻 章 印

直隸總督一等肅毅伯

是に於て休戦の命令は、四月一日我出征諸部隊に下れり。されば、第一軍高等司令部は、此訓電に基き、同日休戦申告の爲め、敵營に向て軍使を派遣せり。此任に當りたるものを、青木參謀少佐となす。少佐は曾て久しく清國に遊び、其語に精通せる人、膽略あり、深慮あり、今回の軍使としては、最も適任の評あり。少佐は同日正午命を含み、海城を發し、乾線堡を経て、翌二日鞍山站に至り、之を敵營に通せり。其頭末は、載せて少佐の上申書にあり、曰く、  
使命を受け、四月一日午後二時半海城を發す。同夜乾線堡に一泊、同處より支那人四名を雇ひ、之に左記の文書を持たせ、沙河鎮、首山堡及び、遼陽に在る支那軍將領に送れり。其内沙河鎮に遣はせし支那人は、昨二日中には返書を携へて鞍山站に歸還する筈なりき。四月二日午前八時、乾線堡を發し、十二時過鞍山站歩兵第六聯隊第三大隊本部に着し、前方の様子を問合

休戦通知  
に就て青  
木參謀少  
佐の報告



せたる處、敵は今朝四方臺附近に在り、我兵の姿を見れば、直に砲火を開き、今朝も我斥候は四方臺附近に於て、敵の射撃を受けたりと、事に付、更に直接前面の敵に、我一行の目的と、任務とを知らせ、安全を期するの得策なるを信じ、當地(鞍山站)に於て土人二名を雇ひ、書面を持たせ、最近支那兵の所在地、(四方臺若しくは長店舖)に遣はしたり。此支那人は、遅くも今朝迄に敵の返書を持って、當鞍山站に歸還する筈なりき。然るに、今朝までに、何れの使者も歸還せず、又何の返書もなきを以て、猥りに時日を遷延するを恐れ、本日一行七名、(内二名は海城より雇ひ來る支那人)鞍山站を發し、前哨線を發し、前哨線を出でし時より、白旗を先頭たる支那人に持たせ、絶えず喇叭を吹奏しつゝ、遼陽街道を行進し、四方臺の村落を離るゝ約三百米突に達せし時、突然敵の騎兵三騎、歩兵五六名高土屯より現はれ出て、約七八百米突の處より、我に向つて射撃を始め、我は旗を揺り喇叭を吹奏し、或は帽を振て之を制止するにも拘らず、發火を連續し、遂に三百米突に近けり。此時は、彼も我意を了解し得たる事と想ひ居りしに、我は(初のより毫も抵抗を爲す事なく、駐止し居れり)。何ぞ圖らん、彼は愈々迅速なる射撃を始めたり、依て下官も、到底彼等の頑冥を破る能はざる事と信じ、退却せり。此時海城より進れ來りたる二名の支那人の内一名は、敵彈を受け、其場に倒れたり。(多少の負傷に止まりし

ならん、敵兵之を捕へ去れり。)其他一行は無事なり。

前記の景況に依て、察するに、敵方より昨日來の書面に對して、何分の返答ある迄は、到底満足に使命を達し得る事は、残念ながら覺束なき事と存候、依て夫迄は、當地に滞在し、更に前進の積りに御座候、彼等の頑冥は、又意想の外に有之候、右不取敢上申候也。

四月三日鞍山站に於て、

青 木 參 謀

小川第一軍參謀長殿

青木少佐の一行は、實に前項の如き、最も困難にして、且危險の使命を帯びて發程したり。而して敵兵の發砲せる間は、尤も危険を極め、我騎兵の一名は、(防寒外套の)雙肩を射撃せられたり。されど、幸に微傷だも被らざりき、而して四月三日彼等ハ、稍々悟りたる者の如く、在鞍山站ある同少佐に向て、返信を送り來れり。

初め、四月二日、乾線堡より青木軍使は、書束を齎らしめたる四名の支那人を敵營に派しけるが、其内二名は四日午前九時、鞍山站に歸還せり。此二名の支那人等は、八里莊に於て、依將軍の營務所に至り、我書束を示し、同營務所より左記の返束を持歸りけり。其文意に徴するに、該營所等は、未だ休戰定約の成立せる事を知らず、依て依將軍に候して、回照せんと欲するに外なら



敵の回答

カウヤウ。

大清國統兵大師前黑龍江將軍總理營務所。爲照覆事。照得本營務所。頃奉貴軍明治廿八年四月二日照會。內開。貴國今與我大清國。新定休戰條約第五款。約定何期何地會商等因。前來查。與兵停戰。軍機要務。必須奉有我大皇帝明降諭旨。方敢遵照。惟既准貴軍照會。前來應轉稟我統兵大師前黑龍江將軍法什尙阿巴圖魯依。批示如何。再行照會。爲此照覆。貴軍查照。須至照會者。

右照會

大日本國軍將領麾下

然るに、四日午前九時半頃、鎮邊軍の札統領より、左記の書面を得たり。同統領に對して、我軍使より三日夜書面を以て、軍使の一行は、四日正午に四方臺を経て前進する旨を通知し置けるに依り、之に對する返書なり。

統領黑龍江鎮邊軍右翼步隊副都領銜花翎協領札。爲照覆事。現接貴大日本國回文。由云。赴前敵相商之意。與今日由鞍山站午刻起程。懇請統領通知沿道紮營各將領。知悉等情。據此隨即派人前敵各處。送信示知等情。前來除分行外。合亟傳知貴處。查照可也。

也。須至照覆者。

右照會

大日本國將領麾下鑒閱

右の書面到着したる後、程なく札、吳の二統領より、我軍使一行を迎ふる爲めとて、二名の騎兵を我歩哨線に遣しけり。去れど、軍使は是より先き、鞍山站より前進す可らざるの命令を受けたるに依り、左の意味ある書面を、敵騎に託して歸還せしめたり。

今日依將軍の營務所より、返書を受けたるに、會商の地及び時日に關しては、更らに照會する所あり、依て同照會の來らば、更らに第一軍司令官閣下の許可を得たる上にて、前進致すべし云々。

次で、四日午後一時遼陽知州徐より、左の如き無禮なる書面を送り來れり。

大清國總統鎮東馬步全軍三品銜記名簡放知府署遼陽州正堂徐。爲照會事。照得。本月初九日接據貴軍照會。以現在停戰。擬定期定地會商等語。查兩國會商事件。本無不可。惟本總統未奉我國大皇帝諭旨。未敢擅專。且末文稱停戰。何以復來侵擾吉東哈鞍山站邊界地方。殊違信約。如果貴軍真已奉有貴國王明諭。應即回海城。本總統亦當轉飭

無禮の敵



各營分守、吉東嶺鞍山站一帶邊界。停戰期內。決不進攻海城。以敦信約。爲此照會貴第一軍司令官。請煩查照。來文內事理者希即見覆施行。須至照會者。

右照會

第一軍司令官 子爵 陸軍大將 野津道貫

第一軍參謀從六位勳六等陸軍砲兵少佐 青木宣純

光緒二十一年三月初九日

右の如き無禮なる書翰に對して、素より返書すべきの限りにあらずしかど、我軍使は左の如き返信を與へたり。

大日本帝國第一軍參謀從六位勳六等陸軍砲兵少佐青木宣純返答に及ぶ、日清兩國間に休戰約定成立の電報我軍司令部に達せしは、明治廿八年四月一日にして、吉洞峪、把會寨、鞍山站に亘る一帶の地は、該報知の未だ各隊に達せざる前に於て、既に我先鋒軍の占領駐屯する所なり、故に麾下の言の如く、決して休戰約定に違反したる者にあらず、麾下其れ之を諒せよ。

前況の如き次第なりしを以て、在鞍山站の我諸隊は、悉く警戒を嚴にせり。同日午後六時、依將軍の營務所より、左記の照會を爲し來れり。

再依將軍の書に接す

大清國統兵大師前黑龍江將軍總理營務所爲照覆事。照得本營務所。於三月初九日。我四月三日接貴軍第二次照會。內開。貴國與我大清國。新定休戰條約第五款。商辦休戰事宜。約期在沙河會商等因。來查、兩接照會。本應赴約。惟貴軍既奉貴國休戰明諭。彼此自應無事會商。即請貴軍各隊。先行爲撤退。本營務所已稟奉師諭。即飭各將領。於休戰期內。決不前進以失信。爲此照覆。貴軍查照。須至照會者。

右照會

大日本帝國軍將閣下

光緒二十一年三月初十日

四月二日軍使が鞍山站に達せし時前面最近の敵將に一書を送り、一行の任務と目的とを知照したるに、其備ひたる支那人が軍使に依託されたる書翰を出すの暇もなく捕縛せられ、八里庄に在りたる依將軍の營務所に送致せられ同所に於て其書翰を受領し返答し來りたるものなり、此照會は豫て我より遣はしたる甲乙二回の照會文に對せし者なり、則ち左の如し。

甲

大日本帝國第一軍參謀陸軍砲兵少佐從六位勳六等青木宣純爲照會事。照得。本官茲奉大日



本帝國第一軍司令官子爵陸軍大將野津道貫委派。令擬前赴貴軍。大日本國與大清國。新定休戰條約第五款。商辦所有休戰事宜。刻到此地。煩貴將領。即將此意轉達貴總統。可否定于何日何刻在何處商議之處。即希先將示覆以便屆時會商可也。再者此事拘于兩國軍機。矢有關係。懇請貴軍將領併將此意轉達。切賜回音。附使擲還。不堪切盼之至。爲此照會。須至照會者。

明治二十八年四月二日

於乾線堡

乙

大日本帝國第一軍參謀陸軍少佐從六位勳六等青木宣純爲照會事。照得本官茲奉大軍遵照。大日本國與大清國新定休戰條約第五款。商辦所有休戰事宜。本官隨帶人員通譯官一名。馬兵三名。外有清國人跟役二名。共計七名。又照萬國公法。帶有自旗。時吹喇叭。擬將明日下午由鞍山站起程。前往沙河。貴將領即行查照。轉飭所管軍隊。一件知悉。一體知悉。勿有各兵誤認敵人放槍等事。以使本官一路無虞前往沙河。實爲公使相應。照會貴將領。即煩查照施行。並請示覆。附使擲還。不勝盼望也。爲之照會。須至照會者。

明治二十八年四月二日

鞍山站に於て

休戰定約第五條に準據して、更に休戰に關する措置をなす爲め云々の意味を誤解して、彼我兩軍の間に於て直に休戰を約する者の如く想ひたるやの疑ひあり。加ふるに彼等は、此時未だ本國政府より休戰定約に於て何たる命令なも受けざる如く、隨て其返答も漠然たり。且つ支那軍には、統一の司令官なきを以て、甲乙丙等の各統領總統等より、各自相異なる照會來り、一時は實に紛雜に堪へざりしと。最も初め乾線堡に若したる時、我照會文の、或は敵將に達せざるやを恐れ、清軍將校宛を以て、四五通の同一文を發したる爲め、諸方面の統領の手中に落ち、遂に紛雜なる結果を來したるの止むなきに至れるものなり。左記は我軍使の一行に對して、曩日射擊したる騎兵隊長よりの挨拶なり

敬請の挨拶狀

統領黑龍江鎮邊軍全起馬隊驍騎校崇爲照會事。本統領前於初七日。帶領親軍馬兵。由湯崗子地方。適遇貴軍。前路互遙相持。本統領於是日。夜帶隊越山。紮於四方台屯。原擬探擇營壘以備防守。不意貴軍以砲遙向烘擊。當時諒停戰之信。彼此皆不知曉。本統領因後路守兵未及布置周密。隨帶親兵返回後路。嚴整隊伍。於初九日。始還兵店舖。據本軍守卡兵等。面稟有貴軍遞來公事等。因本統領適來在營。故將貴處公事。飭



辨。送與本軍依師處。想已照覆矣。日昨貴軍前來。商議停戰事宜。我兵誤而放槍。實因不知有約之故耳。嗣後兩處相持。自應各盡各職。防守乃可。本統領已飭令各營馬兵。遇有貴處來往遞送公事。兵卒三五名之者。不唯施放槍擊。亂行阻滯。仰請貴軍使知等。遇有本軍兵卒三五名之者。前往遞送公事。亦勿得放槍擗嚇。方是兵家不忌來使之。爲之照會。須至照會者。

右照會

大日本駐紮鞍山站第一軍參謀純

光緒二十一年三月初十日

明治二十八年四月四日

再徐の無  
禮狀

次で、遼陽知州徐より、例の無禮なる照會書來る。即ち四月五日なり。大清國總統鎮東馬步全軍三品銜記名前放知府署遼陽州正堂徐。爲照會事。昨准來文。當即照覆。在案。茲奉我大清大皇帝旨。即所有奉天直隸等處。一律停戰。定期二十一日。自初五至廿六屆滿。約款六條。已飭總署分電。應即日傳諭各營將領。遵守無誤等因。欽之。當即欽遵轉飭各營頭。一體遵照。惟貴軍。于本月初七八兩日。侵擾遼陽界鞍山

站吉東嶺地方。已在停戰期內。不應前來有聖旨。殊乖人臣事君之道。或貴軍來擾之日。未奉貴國朝諭。亦未可定。果爾不足爲怪。今既奉貴國皇諭旨。應即退兵。各遵朝旨。以踐信約。惟本總統雖能嚴飭本部將領。恪遵萬國公法。于停戰期內。不致別生事端。但本總統所屬團練。不下三十餘萬人。鄉愿俱懷忠義。一時難以家喻戶曉。深恐有下不便之處。反致失信貴國。尙希退回海城。靜候和議。以免貴軍有意外之虞。本總統爲和輯邦交。起見望。即示覆。須至照會者。

右照會

第一軍司令官 子爵 陸軍大將 野津道貫

第一軍參謀從六位勳六等陸軍砲兵少佐 青木宣純

此照會は、彼の第一の照會に對し、我返答の未だ着せざるの内に發したる者からん。本文に依れば、敵軍に於ても愈々休戰の命令に接したる者の如し、而して彼れは、此照會に對する回答を求めたるも、軍使は單に書面正收とのみ返答せり。次で五日、又依將軍に向て左の書面を遣はしけり。

大日本帝國青木宣純。爲照會事。查。大日本國與大清國。新定停戰條約。其第五款內開、

重て依將  
したる書



兩國統兵大帥。奉有本國明諭。即應彼此互行通知商。辨所有停戰事宜等因。載有明文。本官茲奉大日本帝國第一軍司令官子爵陸軍大將野津道貫委派。擬將前住貴軍。商辦所有停戰事宜。先行照會貴軍。暨沿途札營貴軍各將領。隨帶通譯官一名。馬兵三名。跟役(清國人)二名。共計七名。又照萬國公法。揭一白旗。吹喇叭。四月初三日午刻。由鞍山站起程。前進遼陽大道。詎迨至四方臺附近地方。突有貴軍兵。連行放槍。危險難進。此時本官雖有百方設法。以示來意。而伊等毫無理會。漸及相近。放槍愈甚。本官亦已無法可施。遂不得已。退回鞍山站。如此行爲。實以甚屬無法。業經稟報我第一軍司令官。去後現奉司令官諭。無庸前往。在鞍山站。俟有貴軍所派委員來到。日夜會商等因。蒙此。相應照會。貴將軍即請接照條約第五款。挑委代貴國大帥。商辦所有停戰事宜之人。派來鞍山站。與本官。商辦該件可也。貴軍所派委員所過地方。本官萬保無虞也。再四月初三日。在四方臺附近。貴軍兵捕去之本官跟役(清國人)一名。仰請貴將軍轉飭該營。速行放回。以免無辜之民苦于冤枉也。爲此照會。貴將軍即請查照。前希示覆施行。須至照會者。

右照會

大清國統兵大帥前黑龍江將軍依

明治二十八年四月五日

六日正午、又々吉林將軍長の部下周なる者より一書を送り來れり。因て我軍使は、書面の受領書のみを渡して、其使者を返したり。書辭左の如し。

吉林將軍の書

大清國統兵大帥吉林將軍麾下、統領靖邊後路馬步全軍副將周。爲照覆事。照得。本統領。於本月初九日。接貴參謀照會。內開。貴國乞我大清國。新定休戰條約第五款。商辦休戰事宜。約定期定地商議等因。前來當經轉呈。在案。茲奉帥示。此事我大清大皇帝。亦有諭旨。現值議約期內。兩國各應休兵。聽候議約。我軍駐紮邊界。貴軍各隊。應即歸駐海界。至貴司令官所云定期地、會商之處。應毋庸議等因。蒙此相應備反照覆。爲此照會。貴參謀查照轉達可也。須至照會者。

右照會

大日本帝國第一軍參謀從六位勳六等陸軍砲兵少佐 青木宣純

大清光緒二十一年三月十一日

此照會、亦休戰條約第五條を誤解し、又海城方面へ歸駐云々、休戰條約第二條を無視したる、無禮



の言語なり。是等に對して、一々回答を爲すは、其煩に堪へざれば、爾後は單に依將軍にのみ交渉する事としたり。

六日終日、依將軍の回答來らず、又我使者も歸還せず。午後五時に至り、敵の歩兵四名來りて、我歩哨線に入れり。而して八日烏銃領外二人當地に來る旨、口頭を以て、前哨中隊長まで申出でたり。因て我が軍使は或は依將軍の返書も、同時に持ち來るべしと想像し、八日の早朝より應接所を準備し居けるに、午前九時に至り、又々敵の兵卒歩哨線に來り、言ふ大人は後刻來るを以て、豫め通知せんと。依て軍使は、歩哨線に出で、以て其來るを俟ちけるに、午後五時三十分に至りて尙來らず、又何たる書面をも齎らさず、因て青木軍使の一行は、十二日午後一時を以て、一先づ軍司令部に歸れり。

敵將來陣の通知

以上の事實を約言するに、四月一日は青木參謀金線埔より、一支那人に申告書を托して敵陣に送り、以て其の會見の時刻を定めよと申遣はし、二日には、鞍山站より、重ねて書簡を以て、公法の例規に據り、白旗を立て喇叭を奏して往くことを通じけるも、三日の朝に至り、尙は右の使者兩人とも歸來らず、されば、參謀も待ち兼ねて、例規の如くにして進み、鞍山站の北一里許の處に至りしに、敵の歩騎兵忽ちに現はれて之を射撃せり。依て我より合圖するも、敵は曉らず、既にし

李鴻章の謝意

て三百米突の地にまで迫り來る、之が爲め我れに隨行せる支那人一名重傷を負へり。是に至りて、參謀は已むことを得ずして、鞍山站に引揚げたり。四日敵方より、未だ休戦のことを知らず、依將軍に照會の上、返事すべしと、我參謀の許に通じ來り、其後ち黒龍江部隊統領より騎兵を遣はし、參謀の同行を促せり。されど、參謀は、敵は未だ休戦を知らずと言ふを以て、之を謝絶したり。此時にも、亦遼陽の知事廳より無禮なる書面を以て、休戦を知らずと云ひ越せり。此電報の馬關に着するや、我兩全權は之を李鴻章に告げて、更に北京に電報せしむ。李謝して曰く、遼北電線なければ、電局所在の地より、馬もて報知するもの故に、當時或は休戦を知らざりしならん。且つ射撃を加へたるは、蓋し鞭撻兵ならん、彼等は素より公法を辨へざるものなれ共、兎に角、貴國に對しては謝するに辭なしと。

第四回の會見

久しく鎖されたる春帆樓の門扉は、四月十日午前を以て開かれぬ。是れ問はざるも、李鴻章の銃創已に平癒して、今や第四回の會見日たるを知るべきなり。午後四時、果して李の輿は引接寺を出でぬ。李經芳以下、孰れも其側を打護りつゝ、徒歩し、其前後には隨員の武弁等扈從して、警衛最も嚴なり。且つ我警吏憲兵の其周圍を警固すること、前日に倍せり。李の顔面には、猶膏藥を貼しあり。會見殆んど二時間、議事甚だ重大に屬するもの、如し。越えて十七日、第五回の會見

第五回の會見詳細全く成る



を以て、媾和の議は始めて熟せり。今其要領を擧ぐれば、即ち左の如し。

第一 清國は朝鮮の獨立を確認する事。

第二 土地讓與は、

(イ)奉天省に於ては、鴨綠江口より遼<sup>きょうわん</sup>河に至り、鳳凰城、海城、營口等を包含し、遼河口に至る。

(ロ)臺灣及び、附屬諸島、

(ハ)澎湖群島を包含す。

第三 償金は二億兩、即ち三億圓、七個年完済、五分利付、但し三年内に全額を拂ふ時は、利子を免除す。

第四 歐米各國と清國との條約中、最惠國約款に依り享有せる諸利益及び、其他通商上の利益を享受す。即ち

(イ)沙市、重慶、杭州、蘇州の市港及び、

(ロ)重慶、蘇州、杭州、に至るの内地河口に、日本船舶の自由に航行往來を許す事。

(ハ)清國の内地にて、品物を購買し、又は輸入品を内地へ輸送するに方りては、無稅藏入

れを許す事。

(ニ)製造業に従事するの自由を許す事。

(ホ)諸器械類を輸入するの自由を許す事。

(ハ)清國內地に於て、(ニ)項に依り製造したる品物に對しては、輸入品同様の取扱を受け、特典免除を享有する事。

第五 新通商條約は、現に清國と歐米各國との間に存する條約を基礎<sup>きそ</sup>とすること、即ち彼に在りては、我が治外法權及び、稅權に服し、我れに在りては、法權稅權を全有する事。

第六 償金の擔保として、威海衛を占領し、若干の駐兵費を清國より支拂ふ事。

第七 捕虜交換の際、日本より返還したる清國の捕虜に對し、清國政府は、何等の罰を加へず、又交戦中日本軍と關係を有したる清國臣民は、總て其罪を問はれず、而して日本兵の捕虜となり居たるものは、無條件にて、日本に返還する事。

第八 批准交換の期は、調印の日より、三週間として、交換の場所は、芝罘と定む。

同日の會見既に了るや、彼我の全權大臣及び、以下の人々は、春帆樓にて會食し、正午十二時に至りて退散せり、李等一行は午後二時歸國の途に上り、我兩全權は、翌日を以て廣島に歸りぬ。是



平和克復  
の勅語

に於てか、平和克復の大詔下る。(四月二日)曰く、

朕惟ふに、國運の進張は治平に由りて求むべく、治平を保持して、克く終始あらしむるは、朕が祖宗に承くるの天職にして、亦即位以來の志業たり。不幸、客歲清國と釁端を啓き、朕は止むを得ずして之と干戈を交へ、十餘月の久しき、結びて解くる能はず、而して在廷の臣僚は、陸海兩軍及び、議會兩院と共に、咸能く朕が旨を體して、朕が事を獎め、内に在ては參畫經營し、費用を給し、需供を豊にし、防備に力め、外に在ては櫛風沐雨、祁寒隆暑に暴露し、百艱を冒し、萬死を顧みず、旭旗の指す所、風靡せざるなし。出征の師は、仁愛節制の聲譽を播し、外交の政は、捷敏快暢の能事を盡し、以て能く帝國の威武と、光榮とを中外に宣揚したり。是れ朕が祖宗の威靈に頼ると雖も、百僚臣庶の忠實勇

武精誠天日を貫くに非ざるよりは、安ぞ能く此に至らんや。朕は深く汝有衆の忠勇精誠に倚信し汝有衆の協翼に頼り、治平の回復を圖り、國運進張の志業を成さむとするに切なり。

今や、朕清國と和を講じ、既に休戦を約し、干戈を戢むる、將に近に在らむとす。清國渝明を悔ゆるの誠已に明にして、帝國辦理大臣の按定せる條件、克く朕が旨に副ふ。治平光榮、併て之を獲る、文武臣僚の互に相待て、全功を收めたるに外ならず、祖宗大業の恢宏、今や方に其の基を鞏め、朕が祖宗に對するの天職は、斯く其重を加ふ。朕は更に朕の志を汝有衆に告げ、以て將來の嚮ふ所を明にせざるべからず。

朕固より今回の戦捷に因り、帝國の光輝を闡發したるを喜ぶと共に、大日本帝國の前程は、朕が即位以來の志業と均く、猶ほ甚た悠遠なる



を知る。朕は汝有衆と共に、務て驕綏を戒め、謙抑を旨とし、益々武を  
 黷することなく、益々文教を振し、文に泥むことなく、上下一致、各々其  
 事を務め、其業を勵みて、永遠富強の基礎を成さむことを望む、戦後軍  
 防の計畫、財政の整理は、朕有司に任して、専ら釐籥の責に當らしむる  
 と雖も、積累蘊蓄、以て國本を培ふは、主として億兆忠良の臣庶に頼ら  
 ざるべからず、若夫れ勝に狂れて、自ら驕り、漫に他を侮り、信を友邦  
 に失ふが如きは、朕が斷して取らざる所なり。乃ち清國に至ては、媾和  
 條約批准交換の後、其の交友を復し、以て善鄰の誼、愈々敦厚なるを  
 期すべし。汝有衆、夫れ善く朕が意を體せよ。

御名 御璽

明治二十八年四月二十一日

内閣總理大臣 伯爵 伊藤 博文

兩全權大臣に賜ひし勅語

又我兩全權大臣に賜へる勅語には、曰く、  
 清國邊に全權大臣を簡派し、我に和を請はしむ。朕其の切實なるを認め、乃ち卿等に授くるに  
 全權を以てし、命じて清使と會商せしむ。卿等樽俎折衝數日を費し、終に善く妥協を得たり。  
 今卿等奏する所の梗概は、朕が旨に副ふ。洵に帝國の光榮を顯揚するに足る。朕卿等の功を  
 偉とし、深く之を嘉尚す。

此の如く、媾和談判終了して、將來我臣民の服膺すべき要件は、明示せられぬ。今は、唯兩國の批  
 准交換終了を俟つのみ。

列國の異議

此媾和要件の提供せらるゝや、かくと聞く列國は、之に對して異議を夾めり。要する所、遼東半  
 島の割讓を不可とするに在り。抑も列國の日清事件に對して、異議干渉を試みたるは、獨り此時  
 に始まるにわらず、初め兩國の齟齬を開かんとすや、露、英兩國は共に先づ調停を試み、清國政府  
 の韓地撤兵を諾するや、我の撤兵請求に應せざるを異むもの、如くなりしが、後には、兩國も亦  
 我意を了解して止みぬ。是れ外國が稍干渉的異議に及ばんとして、止みぬる第一段なり。次に  
 九、十月の交、清國政府の急訴に應じて、列國聯合の上、日本に勸說せんと試みしは、英國なり。  
 是も獨逸國の聯合排斥の爲に(十月十六日)成らずして終りぬ。是を其第二段とす。本年二月



の初め、清使張邵等失敗して歸國し、李の來らんとする風聞あるや、『タイムズ』は巴黎通信員發電として、英、露、佛、米、諸國の一致して、清國本土の割讓に反對するを傳へたり。是れ有名な『ブラオニッチ』の發電せし所なりとて、太く歐洲の政治社界を警動したるも、久しからずして又も枯尾花かれすばなとはなりぬ。されど、此一電傳はりて以來、歐洲の諸新聞中に、漸く大陸の割讓を論ずるもの起り、李鴻章の來りしより、漸く其聲を高めたるが如し。

四月一日は、我全權が下關に於て我要求の條件を清國全權に示したるの日なり。是より歐洲の物論は、噴噴げんげんを加へたり。『ノウウオスチ』は、三月三十一日の紙上に於て、『ノウウー、ウレーミヤ』は、四月一日の紙上に於て、逸早くも大陸土地の割讓に反對を示しければ、露國の物論は必ずしも、我條件の提示を待ちて、始めて起りたりと云ふを得じ。然れども、四月三日となり、四日となりて、露國の新聞は、漸く其聲を大にし、又大陸の諸新聞中、之に應ずるものあり。要するに、我要求の條件は、四月六日の頃に至り、悉く歐洲に知れ渡り、同時物議を動かしたること、疑ふべくもわらず。清政府、或は其過當を辞として、列國に訴求せる所ありしならんか、我政府、蓋し亦友交の邦に對して、清に示命したる條件の大綱を知らしむるに吝いとみらざりしならん。列國政府は、當時其意向の幾微をたも漏すを慎つみしならん。然れども、露國が抗議こたがの意ありとのことは、一般

に想像せられ、日清交戦以來、露艦の支那海に來りしもの三十六隻に及べりしは、常事と見るべからずといへりし外交官もありしか云。而して三月下旬より、新嘉坡、柴根、香港を經由して來りし露艦には、グレミアスチー、ウオヂミル、モノモック、ニコラス一世、マカロフ、オトワツネ一等あり、其水雷艇には、スウエーボルク、アバナルド、クレニー、レウエル、バルゴ等あり。四月中旬に涉りて、漸次支那海に進めり。更に聞く所に依れば、露國は四月九日を以て、陸海軍委員を集め、軍事會議を開き、露の獨力を以て、日本の海軍を壓するを得るや否やを議題とし、討論しけるに、露國の艦隊のみにては、十分の成算なきも、佛國艦隊の援助を得ば、以て支那海を制するに足るとの決議に歸着しけりとかや。而して露國外務大臣『ロバノフ』は、此日に於て清國公使が大陸割讓の、永遠の平和に利あらざること、從て其實行すべからざるの條件たることを告げけるよし、人に語りしと聞け共、露政府の所見は、此時までも世に明知せられざりき。而して英國政府が、清國公使の訴求を斥けたりとのことは、此頃の風評なき。此間に、露國より大陸割讓の抗議を爲さんため、英、佛諸國に謀る所ありしは、當時の事情に於て疑ふべからず。四月十三日頃には、佛國既に露に同意したりけん、聊か其機微を示し、而して獨逸が商業上の特權に付て、我の清國より得んとする所に對し云々するの風聞、亦傳播せり。十七日調印を了するの後に至て、獨



三國の忠告

の氣概更に加はりたるが如く、而して二十日の午前、東京駐劄の獨公使「グートン・ニミット」は、我外務省に來り、重事あるを以て、外相、若くは次官を見んことを求め、外相は外に在り、次官は病むと聞くや、翌日を約して去り、翌二十一日事を以て來るを辭し、其翌二十二日も、亦來れるも未だ告ぐる能はざるを斷り、二十三日午後に至り、始めて其政府の訓令に出づる覺書を出して、來り示し、次で露公使「ヒトロゾフ」又次で佛公使「アルマン」、皆來て同一の例を追ひけり。而して其帝國に對する友誼の表明として忠言する所は、(帝國が遼東半島を、永久の所領とするは、東洋永遠の平和に利ならずと思料するに付き、之を見合せられんことを望む)と云ふに在りき。

露國が、此運動をなすに至りし所以は、滿州にして依然清國領たれば從て、自國の利益なりと信じたるに由る。曾て湖北布政使王之春の露京に趣くあり、又駐歐公使許景澄の周旋するあり、以て清國が極力、露政府に懇訴したること疑ふべからず。然れども、清國は同時に、英國及び他の強大國にも懇訴したりしなり。英、露の外、相俱に之を口にするを見ても知るべし。露既に之が急訴に應じけるも、獨力以て日本に懲罰し、能く其説を容れしむるを得べきや否やは、自ら之を疑へり。疑うて其能はざるを悟りければ、英、佛諸國合同の處置に出でんとはせり。而して英國

露佛合同の

は、之に加はらざりき。佛は露の與國、情に於て勢に於て、其歐洲政略は、露の提議を拒むを許さず。四月初旬佛、露は全く一致の運動を爲すに決意したるが如し、獨逸は如何帝國が商業上の特權を清國に收めんとするに對して異議あることは、四月中旬より、屢々聞えたり。願ふに、獨逸は去年英國の試んとしてたる合同運動を拒みたる第一國なり、之を平生露、佛に於ける干繋に併せ考ふるに、露、佛と合同の運動をなす國柄にあらず、露は其初め寧ろ英國の合同を期するも、獨逸の合同を期せざりしなるべし。而して英國の合同を拒みたるに反し、獨逸は今や之に應じたり。是獨逸が純然たる歐洲政略より、進みて合同に入りたるを知るべきなり。機敏なるかな彼等が交術、邦人亦之に倣はざるべけんや、清國に於ける商業上の特權に就て、其干繋の厚薄をいへば、獨逸は遙かに英國に及ぶべくもあらず、英國が、日本の、清より收むる所を以て、直接に其利益を害せずとするに、獨逸獨り害せらるゝの利益わらんや、獨逸は三國同盟の、漸く舊物に歸し、從うて其力の充分ならざるを見、露の歡を得て、露、佛の同盟を冷かにし、佛國を孤立の地におかんとせし政略に出でしことは、識者の一般に認識する所なり。獨逸が此の如き方針を取りたるは、果して其國に利ありしや、將た其功を全くしたるやは、茲に説くを要せず、三國合同の運動を以て、遼東の土地を永久の所領とするに對し、異議を提出し來りたるは、此の如き事情の下に成



熟したる結果なり。此合同運動は、豫め定まりて、調印の了るを待ちたるや否やは、世人の間はんと欲する所なるべし。而して、事實は否を以て答ふるが如し、張邵既に去て、李使來らんとするの時に於て、露公使は二度までも、朝鮮の獨立を名實共に完からしむるを得ば、韓和條件に付て、他に一の希望なしと明言したりと聞けり。露政府は、再び牒を我に移して、直隸進攻のため、其陸路の茶業貿易を碍ぐるなきの希望を述べたるのみと聞けり。而して李來りて談判の進行するや、露が大陸土地の割譲に異議ありとの疑盛に起ると雖も、獨逸の如きは、此點に關し、否として聞く所なきが如し。乃ち已に我外務省に來りて告げんとするに臨み、遷延踟躕、一日又一日、四月二十日に端を開きて、二十三日に至り、始めて覺書を讀示したるが如き、亦以て其豫め定計なかりしを見るべし。

三國合同  
の慈恩

三國既に合同の運動を以て、我れに遼東半島の永久所領を拋棄せんことを慈恩す、其辭柄とする所は、我に對して友誼を盡さんが爲めかりと云ふに在り。其理由とする所は、遼東半島の永久所領有は、清の國都を危地に置き、韓の獨立を空名に歸し、因て以て東洋將來の平和を障礙すといふに在り、前に記するが如く、四月二十二日、獨、露、佛三國公使、交々外務省に來て之を陳告し、其返答の成るべく速かならんことを望みたり。三國公使が、其本國政府より受けたりといふ訓令の

覺書は、全く右の如きに止まるも、三國政府が、此提議をなすに至りたるの意思と、其熱心の度合とは、互に相殊なりしが如し。佛最も冷淡、露最も眞摯、而して獨は比較的熱心なりき、而して皆友誼の忠告といふが故に、三國の外相、若くは在東京の公使が、口にする所必ず帝國の爲にするの辭を加へざるなし、或は曰く、遼東の領有、蓋し日本の利益に非ず、或は曰く遼東の領有を永久にせざるも、日本は自ら名譽を保持するの道あり、或は曰く、日本にして、此案件を以て列國の議に付して決するを欲せば、是れ亦辭する所に非ざるのみならず、從て日本の爲めに周旋する所あらん、而して前に韓和條件に付き、協議を受くるに方り、一再念を押されて、朝鮮獨立の外所存なしと述べたるものにして、豫め協議ありしならんには、なさん便もありしものと。今更の如くに、設言せしもあり。去年十月七日に、英の提議せる合同運動を斥け、今年三月八日に、豫め列國の交渉に就て忠告したりとて、得色を帯びつゝ、苦言せるものあり、好みて合同に就きたること、獨公使は周旋勸説最も勉めたるも、其窮極する所は、武力を用ふるまでの決心あらざりしが如し。佛國亦然りしが如し、而して露國は如何、露國軍艦の支那海に幅濶したる事實は、前已に略叙したり。今四月中旬後に於て、現に來り、若くは來らんとすと噂せられたる艦隻、噸數を左に擧示すべし。



東洋に艦  
隊を  
派せし  
露

露國太平洋艦隊 聯合艦隊司令長官海軍中將チルトーフ全司令官海軍少將マカローワ全 フレキセーエウ	アドミラル、ナチョフ、裝甲巡航艦 七、七二	八尹砲八、六尹砲十、遠砲十 三斤速砲四、機砲六、水四	一八五	二六、七	五月二日神戸發
アドミラル、ユレニロフ、一等巡航艦 五、〇〇〇	八尹砲二、六尹砲十四、四七密速砲 六三三七密速砲六、小砲五、水六	一八七	一七、五	五月二日 橫濱發 月へ向ふ	
ラツプシニツク二等巡航艦 一、三九	六尹砲三、速機砲 七小砲四	一八七	一三、〇	四月廿四日在神戸	
クレーゼル二等巡航艦	一、四二	六尹砲二、速砲七、 機砲一、小砲四	一八五	一三、〇	
ザビヤカ二等巡航艦	一、三三	六尹砲二、速砲六、 機砲四、小砲五	一八七	一四、五	
フレーツ砲艦	一、三三	八尹砲二、六尹砲一、速 砲二、小砲一、水二	一八六	一三、五	五月二日神戸發
ポープル砲艦	九、〇〇	九尹砲一、六尹砲一、速 機砲五、小砲六	一八四	一三、〇	
リントア一等巡航艦	二、九五	六尹砲十、速機砲九、 小砲四、水四	一八五	一四、八	五月二日神戸發
マンヂユル砲艦	一、三四	八尹砲二、六尹砲一、速 機砲七、小砲四、水二	一	一四、〇	
シウオツチ砲艦	九、〇〇	九尹砲一、六尹砲一、速 機砲五、小砲二、八、	一八四	一三、五	
一等水雷艇 四					
水雷艇 六					
増遣軍艦					

ウラジミル、モノマツク裝甲巡航艦 五、七六	八尹砲四、六尹砲十二、速 機砲十八、小砲四、水二	一八二	一五、二		
ガイダマツチ水雷砲艦	五、〇〇	四七密速砲四、三七密 速砲七、機砲十、水三	一八三	一三、〇	五月三日長崎 發芝罘へ向ふ
ウザドミアツク水雷砲艦	五、〇〇	四七密速砲四、三七密 速砲七、機砲十、水三	一八三	一三、〇	
ハミアット、アソウワ二等裝甲巡航艦 六、〇〇〇	八尹砲二、六尹砲十三、 速砲十四、機砲三、水七	一八八	一八、八	五月三日長崎 發芝罘へ向ふ	
ニコライ一世戰闘艦	八、四〇	三尹密速砲三、九尹九砲砲四、六 尹砲八、速砲三、機砲八、小砲四、水六	一八八	一四、八	同前
ウオストツク砲艦					
アレウト砲艦					
ウザコアク巡航艦					
シラツチ砲艦					
グラミアスチー裝甲砲艦 一、五〇〇	九尹砲一、六尹砲 一、速砲十、水二	一八二	一五、〇	五月三日長崎 發芝罘へ向ふ	
ラツトウルズニ一裝甲砲艦 一、五〇〇	九尹砲一、六尹砲 一、速砲十、水二	一八二	一五、〇	四月三十日香港 發長崎へ向ふ	
ナエツトニツク、コルベツト 一、三三	九尹砲三、速機砲 七、小砲四	一八六	一三、〇		
ヂジツトコルベツト	一、四六	六尹砲三、速機砲 八、小砲四	一八六	一三、〇	
水雷艇四隻					



スウキボルク  
ンバル  
バルゴ

五月三日長崎  
發芝罘へ向ふ  
四月三十日香港  
發長崎に向ふ  
同前

右の外左の軍艦派遣さるべしとの説あり。

ガミトリ、ドンスカイ裝甲巡艦五、八五	八八二	一六、五
機砲十六、小砲四、水四		
ナザアリン戰艦	九、四六	一八九二
十二吋五十二噸砲四、六吋砲八、速砲十四、小砲四、水六		一六、〇
ツエングズ砲艦	七、〇六	一八七〇
砲四門		
ガングート戰艦	六、五九	一八九〇
十二吋砲一、九吋砲四、六吋砲四、速砲十、水五		一四、七
クロジャスチー裝甲砲艦	二、四三	一八九〇
九吋砲一、六吋砲砲		二五、〇

露國が此の如く強大の艦隊を支那海に派したるは、其の目的の孰れに在るを知らず、勢力の平衡よりいへば、英國艦隊と力を均しくせんと試たるものと謂ふべし。東洋に於て一事を爲さんとせば、少くとも英國と角追するの力なくては、叶はざること、何人も知る所なり。而して假りに我邦が露國との和親を保つ能はずとするか、他國と同盟を爲さざる限り、獨力を以て此艦隊に當らざるべからざるは無論なり。露國が此頃舉行したる軍事上の施設、管に軍艦を支那海近傍

に集合したるに止まらず、四月二十三日には、海軍大臣の訓令、神戸、長崎に繋泊せる各艦に下りて、東京駐劄公使の命令次第、十二時間内に發航し得るの準備を爲すべしとのことなりと傳説せられ、而して神戸、長崎に在りて、各艦は水兵の上陸を禁じて、兎に角出發の準備を爲したるが如く、五月二日に至りては、神戸に在りしアドミラルナチモフ。リンダ。ユリアットの三艦、抜錨して西航し、長崎に在りし露艦も、亦出航せり。之に加ふるに、其本國に於ては、四月の末オデッサに補充士官を集めて東航せしむるの傳説あり、五月二日には、浦鹽斯德の軍務知事豫備兵を召集し、軍馬を徵發し、商賣買取まで、悉く役に就かしめ、東部西比利亞總督の令下に、現後豫備各々二万五千、合せて五万の兵を出し得るの準備を成したりとかいふ。同じ二日、我在浦二橋貿易事務官は、軍務知事より左の通牒を得たり、曰く當浦鹽斯德は臨戰地境と做す旨、本國政府より通知ありしに付き、在留日本人はミウエルスト以内は歸往し、更に通知次第立退きを爲し得る様、準備せしめられたしと。浦港は當時人心恟々、時に邦人の探偵嫌疑を以て、警察に拘引せらるゝあり、事釋けて速に放たれたるも、物情は既に戰端の、日露の間に開きたるを傳ふる程なりしと云ふ。而して露國は、當時正しく向ふ三個月以上の交戦を行ふべき設備を整へ、何時にても起つ用意を爲したりとの説、遍く歐洲に傳はりけり。



三國の忠告は、誠に友誼の忠告なるか、露國公使は、遼東領有の日本に利益ならざるを説けり。而して確定領有を止められよとは、無論永久に非ざる占領をも不可とするの謂に非ずと明言せり。獨國公使は、露國の執心堅固なるが故に、之が忠言を容れ、之が友交を保持するは、實に日本の利益なり、東洋平和の利益なりと説きたり。而して獨、佛兩政府及び、兩公使のいふ所を概味するに、決して武力を以てするも、自家の忠言の容れられんことを望むの意あらざりしが如し。即ち此場合に於て、當局者は、友交と、國利との權衡を判するに、露と和親を破るか、將た遼東の確定領有を止むるか、の二者に擇びたるを見るべし。

三國の合同運動なるもの、其狀勢粗々前の如し。英國は、去年十月八日を以て、某々の條件を基礎とし、和を清國に許すべきの議を我政府に提出し、同時に列國にも交渉したる邦なり、其行掛りとしては、第一に露の提議に應ずべきが如し、然れども、四月の初め下、關係件の通知せらるゝや、夙くも之を以て穩當とし、而して調印己に成り、露國の合同運動を求むるや、政府の機關たるデーレー、ニュース(四月二十二日)は、他の有力なる英國新聞と共に、日清締和の條件妥當にして、英國の利益を傷損せざることを論じたり。當時英國政府は、緘黙を守り、四月二十三日、即ち三國公使が交々外務省に來りて、政府の意を述べし日には、我加藤公使も、適々英國外相「ギムバ

英の意向

レー」伯と會したるに、伯は一語も此事に及ばざりしといへば、英政府は其時既に斷然として、露國の提議に應せざるの決答を爲したるが如し。四月二十八日のデーレー、ニュースは、明に本件を論じて、「三國の孰れたりとも、其政策を純然たる德忌に止めずして、其以上に及ぶが如くんば、干渉は往々交戦を止めずして、却て之を助長せん」と論じ、三國の示威運動を非とするの意を示しぬ。同日のタイムスは、「三國の意向甚だ解すべからざるものもあるも、其一國、若くは二國は忠告より、以上の手段に及ぶまでの決意なきが如し」と説き、且ツ事務局甚だ重きが故に、忠告に従ふは日本の得策たりと論じたり。伊國は合同運動に加はらざりし一國なり、管に加はらざりしのみならず、英、米の連ねて帝國の要求を支持するの合同運動を爲すに意ありしもの、如し。然れども、英國は三國の合同運動に應せざりしと共に、他の合同運動に加はることなく、超然として局外に立てり。デーレー、ニュース及び、タイムスの口氣は、乃ち英國の政略を示すものにてありき。英國既に此くの如く、米國亦他の歐洲列國を對手とするを欲せず、是に於てか、伊國も亦自ら止むの外あらざりしなるべし。我政府にして、若し外交の運用に求むる所ありとせば、必ず此間に於てしたるならん、此運用に依て友誼と國利とを兼ね全くするの道ありしならば、必ず之を講ずるに努めたりしならん。

米伊の意向



列國の忠告に對する勅語

此列國の異議に對する、我國の措置は、先づ他國の干涉的容喙を避けて而して自ら、臨機應變、緩急其宜しきを制するにあり、是に於て、突如として左の大勅は下れり。(明治二十八年五月十日)

朕嚮きに清國皇帝の請に依り、全權辦理大臣を命じ、其の簡派する所の使臣と會商し、兩國媾和の條約を訂結せしめたり。然るに、露西亞、獨逸兩帝國及、法朗西共和國の政府は、日本帝國が遼東半島の讓地を永久の所領とするを以て、東洋永遠の平和に利ならずと爲し、交々朕が政府に懲辱するに、其地域の保有を永久にする勿らむことを以てしたり。願ふに朕が恒に平和に眷々たるを以てして、竟に清國と兵を交ふるに至りしもの、洵に東洋の平和をして、永遠に鞏固ならしめんとするの目的に外ならず。而して三國政府の友誼を以て、切憚する所其意亦茲に存す。朕平和の爲に計る、素より之を容るゝに吝ならざるべきのみならず、更に事端を滋し、事局を艱し、治平の回復を遲滞せしめ、以て民生の疾苦を醸し、國運の伸張を沮むは、眞に朕が意に非ず、且つ清國は媾和條約の訂結に依り、既に淪盟を悔ゆるの誠を致し、我交戰の理由及目的を以てして、天下に炳焉たらしむ。今に於て大局に顧み、寬洪以て事を處するも、帝國の光榮と威嚴とに於て毀損する所あるを見ず、朕乃ち友邦の忠告を容れ、朕が政府に命じて、三國政府に照覆するに、其意を以てせしめたり。若し夫れ半島讓地の還附に關する一切の

批准條約交換使節

伊東全權の芝罘行

露獨軍艦の戰闘準備

措置は、朕特に政府をして、清國政府と商定する所あらしめんとす。今や媾和條約既に批准交換を了し、兩國の和親舊に復し、局外の列國亦斯に交誼の厚を加ふ、百僚臣庶其れ能く朕が意を體し、深く時勢の大局に視徹を慎み、漸を戒め邦家の大計を誤ることなきを期せよ。

此三國の勅告は、永く我國民の記憶に存して忘るべからざるものたり。此交渉の未だ落着に至らざるに先ち、我政府は早くも伊東已代治を全權辦理大臣となし、旅順を経て芝罘に赴き、批准交換を行はしめき。伊東全權は、二日軍艦八重山に搭じて宇品を發し、五日旅順に着したり。茲にて、氏は我政府より三國の忠告を容るゝの電報を得たり。時に批准交換の期限は、迫て緩かに三日、乃ち全權は翌六日横濱丸に搭じて芝罘に向ひ、七日午前七時同港に着せり。時に露獨軍艦八隻、水雷捕獲艦二隻、水雷艇一隻、獨國軍艦二隻、佛國軍艦一隻と共に、既に芝罘港内に在り、露、獨軍艦は正しく橋架を卸し甲板を拂ひ、砲門を開き、殆んど船體を塗更ふるまでの戰闘準備を整へたり。三國が、遼東問題の決了まで、批准交換を欲せざりしの意味は、推見すべきなり。我政府が三國の忠告を容れ、遼東の領有の永久にせざべしと照覆するや、東京駐劄の獨、佛兩公使は、五月五日、露公使は翌六日、何れも外務省に來りて敬意を表したり。翌七日に至りて、佛國外相「アノトー」は、會福公使を見て、公然たる照覆は、更めて之を爲すべきも、佛國は帝國が忠言



獨佛兩國  
の満足

を容れたるに満足すと述べたるの電報は、我政府に達したり。照覆云々は、蓋し共同國の意思を聞くの猶豫を残したるなるべし。同日又獨逸外相「ビーベルタイン」は、青木公使に對し、速に忠言を容れられたるの友誼を敬し、兼て述べたる如く、哀願、償金、誓約等の條件を以て、直に清國政府に忠告すべしと明言したるの電報は來りぬ。残るは露國なり、此夜李鴻章より休戦延期を乞ふの私電あり。而して東京駐劄の米國公使ゲン氏は、翌八日を以て北京駐劄同國公使デンドー大佐の居中傳遞せる清國政府の電報を、我政府に致したり。其言ふ所は、李の私電に同じく、露、獨、佛三國政府の忠告ありしたため、批准交換を延期したし、就ては休戦期限を、更に數日間延長せんことを乞ふと言ふに在りき。當時我政府は、未だ露政府の確答を得ず、而して交換の最終期限は、將に此日の午後を以て盡さんとす。期盡きて乍ち干戈を再びせば、平和の克復容易に見るべからず、是に於てか、廟議は五日間を限りて之を許し、同日午後之を清政府に回答し、又我換約全權に移電したり。此日兩公使の電報至り、公使は五日を以て、直に我答覆を露國外務省に送り、翌六日を以て、外相ロバノフ公に面し、公より露政府満足の明答を得たること分明となり。此夜李鴻章より私電の突來するあり、曰く、三國政府の回答を得たるを以て、直に批准交換を其全權に命じたり。因て前日の休戦延期請求を取消すと。其情偽未だ知るべからざるを以て、此報

露の満足

休戦延期  
の取消

北京芝罘  
の形勢

は半信半疑を以て迎へられたるに、翌九日に至り、米公使を經由したる北京政府の公電達し、續いて我伊東全權よりは、批准交換結了の公電あり。三國公使亦外務省に來り、各々其政府の訓令を以て祝意を表するの辭を述べたり。而して此の如く、首尾能く交換を結了するにつき、北京に於ける形勢は如何、芝罘に於ける形勢は如何。

清の和戰  
派

清國各省の高官大員には、李伯の敵多く、北京の各衙門、亦多くは然らざるなし。伯の馬關に來らんとして、陛辭するや、戰局の實際を擧げ、敗北の因る所を明にして、以て上臆に達したるを疑はず、然れども無責任の北京官吏及び、遠く地方に官するの大員が、漫に猶戰ふべしとして、和約に反對するの奏疏を呈出し、一時殆んど宸闕を動かさんとしたるは、亦疑ふべからず。軍務の責任ある欽差大臣劉坤一及び、直隸總督王文韶に、戰局の實際を諮詢せられたるは、蓋し之が爲めなるべし。而して其間終始毅然李伯と共に和局の議を持したるは、王に恭親王、大臣に孫毓文、徐用儀ありしのみなるが如し。此三人は皆兼ねて軍機處及び、總理事務衙門に大臣たり。李伯が全權の委任を得たるも、其約定畫押したる條約の批准を得たるも、主として此三人の力に頼たるが如し。清報の傳ふる所に依れば、清帝の批准は、清曆四月十日、即ち五月四日を以てしたりとあり。是れ五月三日を以て李伯の我れに電報したる趣旨、即ち交換の期に、間に合ふ様批准せ



らるべしといふものと相合ふが如し。然れども、四日に批准せられしもの、七日に於て既に芝罘に着し居るには、非常の速達便を以てせざるべからず、而して伊東全權の七日に芝罘に上陸して、彼れの全權と相見らるや、彼れ正しく一函を示して、其批准本書を藏むるを告げたり。彼れ果して如何なる速達便を用ひたりしか、將た四日と云ふも、其實は既に其以前に批准せられたるかは、今知るに由なし。

伊東全權大臣の芝罘に入るや、暫く道臺の公牒を待つて横濱丸に在り、午后に至りて上陸し、伍、聯南全權を其旅館に見るや、全權は休戦の期は明日午后に盡きなんとす若し午前批准交換を了る能はざらんか、和局の報、戦線に達する能はずして、干戈は乍ち再び交はるに至らんとを懼ると述べ、交換に關繫する必要の書類は、既に船中に於て整備したれば、之を以て一切の準備手續を結了せんと説き、更に其夜を以て兩全權と會見し、全權委任狀を照合し、準備書類を示し、兩全權をして之れに同意せしめ、殆んど明日の交換を約定せんとするに及び、伍全權北京總署より、一の訓電を得たり。其の略に曰く、『露國政府は、批准交換及び、休戦の期を猶豫すべきことを本日政府に要求し、北米駐劄の米國公使よりも、之を日本政府に電報したるも、總理衙門は、休戦期の満つる前に、日本政府の照覆を得る能はざるを懼るゝに因り、芝罘の日本全權大臣に依頼

し、日本政府に其事を電報せんことを求むべし』と。伍は既に此訓令を受けければ、更に訓令を待つに非ざれば、此上の進行を爲す能はずと述べ。伊東全權は、此時本國政府より何の訓電を受けず、唯々期日を以て交換するの使命たるを知るのみ。乃ち更に明日の交換を主張して、伍等と手を分ちぬ。明くれば、八日正に條約の規定したる休戦期限の盡くる當日とはなりぬ。午前十時に至るも、帝國政府より何の來電もなし、伊東全權は、時間の一瞬も緩くすべのらざるを見、書を贈り決意を示して、交換を促し、兩全權の倉皇來り訪ふや、之に對して、『正午までに交換せざれば、線戦に通報するに由なきが故に、同刻まで躊躇せば、清國政府は批准交換の誠意なきものと認め、本官は旅館を引拂ふべし。本官は、口實を殘さざらん爲め、期限の盡くる瞬間までは、船に在りて滯港すべきも、期限盡きて、戦線に在る將士の直に如何なる運動を開始するとも、是れ清國政府の自ら招く所なり』と述べたり。兩全權は之を聞て周章の色あり、北京に打電して訓命を得んため、午後十一時までの猶豫を求めたるも應せず、彼れ止むなく、打電の後午後三時の再訪を約して去る。期に及びて、兩全權の來るや、亦種々陳辯を以て猶豫を求めたるも、我れ斷乎として許さず、是に於てか、伍、聯は決然明言して曰く、如何の事情あるも、今夜十時には責任を取て、必ず批准交換を行ふべしと。而して其歸て未だ幾ならざるに、休戦期五日を約べ、交換を



を其間に行ふことを許諾したりとの京都發電報は、陸奧外相の名を以て來れり。時已に午後六時、全權以謂らく、既に期に及ぶの交換を約し、彼れ亦甘諾す、猶豫復た用ふる所ありしと。只管伍、聯兩全權の來るを待ちけるに、彼は期に先づ三十分、即ち九時三十分、書類を携へ來りて交換を了りぬ。

清の換約全權が彼が如く、交換の斷行を決心したるは、果して何に由るか、李伯の電文に依れば、三國政府の回答を得たるに依り、速に交換を了せんことを命じければ、休戦延期の要求を取消すどわり。正に清政府の命に因るが如し。而して清報(五月十四日字林滬報)、又四月十五日(我五月九日)の北京來電に依り、批准當日の情形を述べて曰く、

批准當日  
の情勢

總署(總理衙門)先因(俄法德三國公使出場勸阻之故。曾經照會倭人。令將換約之期再行展緩。倭人已允展五日。而俄國亦將所索之款照會倭人。囑令從速答覆必須三而允協。方能換約(中略)迨是晚九點三十分鐘時。總署接到三公使之消息。始知倭人已有三回信。遂發電報至烟。由中日兩公使臣於十二點前數分鐘時。會同調換。而李傅相前在東洋馬關所議之和約於是告成。

と。當日午後北京駐米國公使より、適々芝罘に在りし天津領事「リード」の許に達したる電報

にも、北京政府が交換を命じたるの趣旨見えたるが故に、彼の換約全權が、調命を以て交換の決意をなし、從て之が決答をなしたるは明白なりと雖も、其訓命が、果して三國の回答を待て下したるものなるや否やは、少しく明瞭を欠く所あり、而して五月十一日の字林滬報には、「換約詳面」題し、芝罘發の電報を載て曰く。

華曆四月十四日。中日換約之際、中朝特諭至烟之星使少安毋躁。乃由英公使商請日使。將換約之期。展至夜半為止。俄法德三公使、則進言中朝謂。日人如於遠地一節。未踐諾。則請留住批准之和約。其時在烟之俄兵艦。亦已豫備接仗。此際事務。眞覺岌々可危。日使聞而滋懼。頗以深入重地為憂。不得不降心相從。遂於此晚十二點鐘時。換約成禮。而免非常之變。想英公使。及赫總稅務司。必然贊襄其間也。

と。彼が我全權を以て、夜半までの換約實行延期を諾したりとなし、又其允諾の源因を以て、露艦の示威に歸したるは、全く事實を行れり。全權は、曾て實行の期を夜半に延ぶるを諾したることなければなり。然れども、清國全權が、其政府と共に、三國の留住と、我全權の促進との間に板狭みとなりて苦悶しけるは、疑ふべからず、此苦悶を脱せんとして、最も努力したるは、恭邸及び、孫、徐兩人なるべし。而して米公使デンビー大佐の之を扶けたるは、無論、英公使「オカナ」



總稅務司「ハート」、亦滬報のいふが如き助言を與へたるも、或は之をあらん、其結果として伍聯兩氏に訓命止むなくば、斷然交換せよと申送るに致りしならんか。要するに、八日の午后三時に、我全權を訪ひし時に、兩氏は換約の決意ありたるなり、清京は我よりも露京に近し、豈當日午下早くも、我國の應諾し、露政府の満足したるを電聞したるか、果して然らば、露の艦隊が依然示威の形貌を保持したるは、何の謂れありて然るか、我が三國の忠告に對して、允諾の決答を與へたるは、干繋國、局外國に論なく、東京駐劄公使、皆之を五月五日に知れり。打てば響くの北京、豈八日まで杳然聞くなからんや、後ち聞く所に依れば、批准交換延期に付て、獨、佛兩政府は、曾て何の言ふ所なく、清國政府に對して、終極の期まで猶豫すべしと忠告したるは、獨り露國のみなりといへり。清國、豈其忠告を文字の如く讀み、夙に日露の干繋甘諾したるを知るも、其文字の如く、終極の期に至るを待ちたるか、要するに、彼は三國、否露一國の意思に反して、交換を敢てするものに非ず、彼れは少くとも、形勢に於て、日、露の歎好成るを察し、而して一方には、我全權の決意斷々然として、排すべからざるを、其全權の報より聞き、遂に訓命を與ふるに至りしなるべし。或は、明に露政府の答を得たる後、訓命したるも知るべからずと雖も、午后九時半に明答を得て、而して後訓命したりと云ふ清報の記事は、兎に角事實に合はざるなり。伍、聯の更に來るや、

復た延期の事を言はず、我全權亦固より之をいふの要なきを以て、速に交換の手續に取掛り、一切の書類を比照査閲し、左の證書を交換して、全く批准交換の任務を果したりしは、時宛も午後十一時半にして、我陸奥外務大臣より、『清國延期の請求を撤回す、速に交換せらるべし、』との電報を得たるは、手續の已に終了したる時なりしと云ふ。

批准交換書

下名は、明治二十八年四月十七日、即光緒二十一年三月二十三日、下、關に於て締結調印したる大日本國皇帝陛下と、大清國皇帝陛下との間に於ける媾和條約及び、別約の批准書を交換する爲め、茲に會合し、右條約及び別約の批准を篤と對照し、其の各相符合することを認め、定式に依り本日右交換を執行す。

右證據として、此の交換證書に記名調印するものなり。

明治二十八年五月初八日即光緒二十一年四月十四日芝罘に於て之を作る

大日本帝國欽派全權辦理大臣	伊 東 巳 代 治
大清帝國欽差換約全權大臣二品銜	伍 廷 芳
大清帝國欽差換約全權大臣三品銜	聯 芳

清政府は夙に三國の忠言を傳聞して、遼東還附の件之に伴ふ。下、關條約改訂の件を、少くとも



交換と同時に定め置かんとし、照會を作りて之を換約大臣に附し、強て條約と共に我全權の携へ歸らんことを望みたり。我全權は、換約に付て、一切の全權を有するも、其他の事件に付ては、寸毫の權能も帶びずとて、峻拒し彼れの乞うて止まざるに於て、始めて之を受けざるの答文を與へ、悉く其照會を返却したり。是れ下、關係約を、寸分も更改せず、亦更改するの宣言、又は豫約を爲さずして、清國と交換するを以て、我方針としたればなり。清國に對しては、一步も譲らずして、兩全權の妥協畫押したる條約を認諾せしむるを、我趣旨としたればなり。我全權は、翌曉とはすへ、實は即夜直に伍、聯兩全權と手を分ち歸航の程に上れり。即ち其交換條約の全文は、左の如し。

勅令

朕明治二十八年四月十七日、下、關に於て、朕か全權辦理大臣と、清國全權大臣の記名調印したる媾和條約及、別約を批准し、茲に之を公布せしむ。

御名 御璽

明治二十八年五月十日

内閣總理大臣 伯爵 伊藤博文

外務大臣 子爵 陸奥宗光

媾和條約

大日本國皇帝陛下及、大清國皇帝陛下は、兩國及、其の臣民に平和の幸福を回復し、且つ將來紛議の端を除くことを欲し、媾和條約を訂結する爲めに、大日本國皇帝陛下は、内閣總理大臣從二位勳一等伯爵伊藤博文、外務大臣從二位勳一等子爵陸奥宗光を、大清國皇帝陛下は、太子太傅文華殿大學士北洋大臣直隸總督一等肅毅伯李鴻章、二品頂戴前出使大臣李經芳を、各其全權大臣に任命せり。因て各全權大臣は、互に其の委任狀を示し、其の良好妥當なるを認め、以て左の諸條款を協議決定せり。

第一條

清國は、朝鮮國の完全無缺ある獨立自主の國たることを確認す。因て右獨立自主を損害すべき、朝鮮國より清國に對する貢獻典禮等は、將來全く之を廢止すべし。

第二條

清國は、左記の土地の主權、並に該地方に在る城壘、兵器、製造所及び、官有物を、永遠日本國に割與す。

- 一、左の經界内に在る奉天省南部の地、
- 鴨綠江口より該口を溯り、安平河口に至り、該河口より鳳凰城、海城、營口に亘り、遼河口に至る折線以南の地、併せて前記の各城市を包含す。而して遼河を以て界とする所は、該河の中央を以て經界とすることゝ知るべし。



遼東灣東岸及び、黃海北岸に在て、奉天省に屬する諸島嶼。

二、臺灣全島及其の附屬諸島嶼。

三、澎湖列島、即英國「グロートンウイチ」東經百十九度、乃至百二十度及び、北緯二十三度、乃至、二十四度の間に在る諸島嶼。

### 第三條

前條に掲載し、附屬地圖に示す所の經界線は、本約批准交換後、直に日清兩國より各二名以上の境界共同劃定委員を任命し、實地に就て確定する所あるべきものとす。而して若し本約に掲記する所の境界にして、地形上、又は施政上の點に付、完全ならざるに於ては、該境界劃定委員は、之を更正することに任すべし。

該境界劃定委員は、成るべく速に其任務に従事し、其任命後一個年以内に、之を終了すべし。但し該境界劃定委員に於て、更正する所あるに當りて、其の更正したる所に對し、日清兩國政府に於て、可認する迄は、本約に掲記する所の經界線を維持すべし。

### 第四條

清國は、軍費賠償金として、庫平銀二億兩を日本國に支拂ふべきことを約す。右金額は、都合八回に分ち、初回及、次回には、毎回五千萬兩を支拂ふべし。而して、初回の拂込は、本約批准交換後六個月以内に、次回の拂込は、本約批准交換後十二個月以内に於てすべし。残りの金額は、六個年賦に分ち、其の第一次は、本約批准交換後二個年以内に、其の第二次は、本約批准交換後三個年以内に、其の第三次は、本約批准交換後四個年以内に、其の第四次は、本約批准交換後五個年以内に、其の第五次は、本約批准交換後六個年以内に、其の第六次は、本約批准交換後

七個年以内に支拂ふべし。又初回拂込の期日より以後未だ拂込を了らざる額に對しては、毎年百分の五の利子を支拂ふべきものとす。

但し清國は、何時たりとも該賠償金の全額、或は其の幾分を前以て一時に支拂ふことを得べし。但し本約批准交換後三個年以内に、該賠償金の總額を皆済するときは、總て利子を免除すべし。若夫迄に二個年若は更に短期の利子を拂込みたるものあるときは、之を元金に編入すべし。

### 第五條

日本國へ割與せられたる地方の住民にして、右割與せられたる地方の外へ住居せむと欲する者は、自由に其の所有不動産を賣却して、退去することを得べし。其の爲め本約批准交換の日より、二個年間を猶豫すべし。但し右年限の満ちたるときは、未だ該地方を去らざる住民を、日本國の都合に因り、日本國臣民と視爲すことあるべし。

日清兩國政府は、本約批准交換後、直ちに各一名以上の委員を臺灣省へ派遣し、該省の受渡を爲すべし。而して本約批准交換後、二個年以内に、右受渡を完了すべし。

### 第六條

日清兩國の間一切の條約は、交戦の爲め消滅したれば、清國は本約批准交換の後、速に全權委員を任命し、日本國全權委員と通商航海條約及、陸路交通貿易に關する約定を締結すべきことを約す。而して現に清國と、歐洲各國間に存在する諸條約章程を以て、該日清兩國間諸條約の基礎と爲すべし。又本約批准交換の日より、該諸條約の實施に至る迄は、清國は日本國政府官吏、商業、航海、陸路交通貿易、工業船舶及び、國民に對し、總て最惠國待遇を與ふべし。



清國は、右の外左の讓與を爲し、而して該讓與は、本約調印の日より、六個月の後有効のものとする。

第一、清國に於て、現に各外國に向て開き居る所の各港の外に、日本國臣民の商業住居工業及、製造業の爲めに、左の市港を開くべし。但し現に清國の開市場、開港場に行はる、所と同一の條件に於て、同一の特典及、便益を享有すべきものとす。

- 一、湖北省荊州府沙市。
- 二、四川省重慶府。
- 三、江蘇省蘇州府。
- 四、浙江省杭州府。

日本國政府は、以上列記する所の市場中、何れの所にも、領事官を置くの權利あるものとす。

第二、旅客及、貨物運送の爲め、日本國汽船の航路を、左記の場所に迄擴張すべし。

- 一、揚子港上流、湖北省宜昌より四川省重慶に至る。
- 二、上海より吳淞江及、運河に入り、蘇州杭州に至る。

日清兩國に於て、新章程を安定する迄は、前記航路に關し、適用し得べき限は、外國船舶清國內地水路航行に關する、現行章程を施行すべし。

第三、日本國臣民が、清國內地に於て貨品及、生産物を購買し、又は其輸入したる商品を清國內地へ運送するには、右購買品、又は運送品を倉入する爲め、何等の税金取立金をも納むることなく、一時倉庫を借入るゝの權利を有すべし。

第四、日本國臣民は、清國各開市場開港場に於て、自由に各種の製造業に従事することを得べく、又所定の輸入税を拂ふのみにて、自由に各種の器械類を清國へ輸入することを得べし。清國に於ける、日本國臣民の製造に係る一切の貨品は、各種の内國運送税、内地賦課金取立金に關し、又清國內地に於ける庫入上の便益に關し、日本國臣民が、清國へ輸入したる商品と同一の取扱を受け、且同一の特典免除を享有すべきものとす。

此等の讓與に關し、更に章程を規定することを要する場合には、之を本條に規定する所の通商航海條約中に、具載すべきものとす。

#### 第七條

現に清國版圖内に在る、日本國軍隊の撤回は、本約批准交換後三個月内に於てすべし。但し次條に載する所の規定に従ふべきものとす。

#### 第八條

清國は、本約の規定を誠實に施行すべき擔保として、日本國軍隊の一時山東省威海衛を占領することを承諾す。而して本約に規定したる軍費賠償金の初回、次回の拂込を了り、通商航海條約の批准交換を了りたる時に當りて、清國政府にて、右賠償金の殘額の元利に對し、充分適當なる取極を立て、清國海關税を以て抵當と爲すことを承諾するに於ては、日本國は、其の軍隊を前記の場所より撤回すべし。若又之に關し、充分適當なる取極立たざる場合には、該賠償金の最終回の拂込を了りたる時に非ざれば、撤回せざるべし。尤通商航海條約の批准交換を了りたる後に非ざれば、軍隊の撤回を行はざるものと承知すべし。

#### 第九條



本約批准交換の上は、直ちに其の時、現に有る所の俘虜を還附すべし。而して清國は、日本國より斯く還附せられたる所の俘虜を虐待、若くは處刑せざるべきことを約す。  
日本國臣民にして、軍事上の間諜、若くは犯罪者と認められたるものは、清國に於て直ちに解放すべきことを約し、清國は又交戦中、日本國軍隊と、種々の關係を有したる清國臣民に對し、如何なる處刑をも爲さず、又之を爲さしめざることを約す。

第十條

本約批准交換の日より、攻戰を止息すべし。

第十一條

本約は大日本帝國皇帝陛下及、大清國皇帝陛下に於て、批准せらるべく、而して右批准は、芝罘に於て明治二十八年五月八日、即光緒二十一年四月十四日に交換せらるべし。  
右證據として、兩帝國全權大臣は、茲に記名調印するものなり。

明治二十八年四月十七日、即光緒二十一年三月二十三日、下ノ關に於て二通を作る。

大日本帝國全權辦理大臣	內閣總理大臣從二位勳一等	伯爵	伊藤	博文	文印
大日本帝國全權辦理大臣	外務大臣從二位勳一等	子爵	陸奥	宗光	光印
大清帝國欽差頭等全權大臣	<small>太子太傅文華殿大學士北洋大臣直隸總督一等肅毅伯</small>	李鴻	鴻	章	章印
大清帝國欽差全權大臣	二品頂戴前出使大臣	李經	經	芳	芳印

(地圖)

別約

第一條、本日調印したる、媾和條約第八條の規定に依りて、一時威海衛を占領すべき日本國軍

別約

隊は、一旅團を超過せざるべし。而して該條規批准交換の日より、清國は毎年右一時占領に關する費用の四分の一、庫平銀五十萬兩を支拂ふべし。

第二條、威海衛に於ける一時占領地は、劉公島及、威海衛灣の全沿岸より、日本里數五里の地を以て、其の區域と爲すべし。

右一時占領地の經界線を距ること、日本里數五里の地内に在りては、何れの所たりとも、清國軍隊の之に近づき、若くは之を占領することを許さざるべし。

第三條、一時占領地の行政事務は、仍舊清國官吏の管理に歸するものとす。但し、清國官吏は、常に日本國占領軍司令官が、其の軍隊の健康安全紀律に關し、又は之が維持配置上に必要と認め發する所の命令に服従すべき義務あるものとす。

一時占領地内に於て犯したる一切の軍事上の罪科は、日本國軍務官の裁判管轄に屬するものとす。

此の別約は、本日調印したる媾和條約中に、悉く記入したると同一の效力を有するものとす。右證據として、兩帝國全權大臣は、之に記名調印するものなり。

明治二十八年四月十七日、即光緒二十一年三月二十三日、下ノ關に於て二通を作る。

大日本帝國全權辦理大臣	內閣總理大臣從二位勳一等	伯爵	伊藤	博文	文印
大日本帝國全權辦理大臣	外務大臣從二位勳一等	子爵	陸奥	宗光	光印
大清帝國欽差頭等全權大臣	<small>太子太傅文華殿大學士北洋大臣直隸總督一等肅毅伯</small>	李鴻	鴻	章	章印
大清帝國欽差全權大臣	二品頂戴前出使大臣	李經	經	芳	芳印

天佑を保有し、萬世一系の帝祚を踐みたる大日本皇帝(御名)此書を見る、有衆に宣示す。



朕親しく明治二十八年四月十七日下ノ關に於て、帝國全權辦理大臣、大清帝國全權大臣の記名調印したる講和條約及、別約の各條目を閱覽點檢したるに、善く 朕の意に適し、固然する所なきを以て、右條約及、別約を嘉納批准す。  
神武天皇即位紀元二千五百五十五年、明治二十八年四月二十日、廣島行在所に於て、親から名を署し璽を鈐せしむ。

### 御名 御璽

外務大臣 子爵 陸 奥 宗 光印

### 議定書

大日本帝國皇帝陛下の政府及、大清國皇帝陛下の政府は、本日調印したる媾和條約中の意義に付、將來誤解を生ずることを避けんと欲する目的を以て、雙方の全權大臣は、左の約定に同意せり。

- 第一、本日調印せし媾和條約に、附する所の英譯文は、該條約の日本本文及、漢文本文と同一の意義を有するものたることを約す。
- 第二、若該條約日本本文と、漢文本文との間に解釋を異にしたるときは、前記英譯文に依て決裁すべきことを約す。
- 第三、左に記名する所の全權大臣は、本議定書に本日調印したる媾和條約と同時に、各兩帝國政府に提供し、而して該條約批准せらるゝときは、本議定書に掲載する所の諸約定と、別に正式の批准を要せずして、亦兩帝國政府の可認せしものと見做すべきことを約す。

右證據として、兩帝國全權辦理大臣の、之に記名調印するものなり。

明治二十八年四月十七日、即光緒二十二年三月二十三日、下ノ關に於て二通を作る。

大日本帝國全權辦理大臣 內閣總理大臣從二位勳一等 伯爵 伊 藤 博 文印

大日本帝國全權辦理大臣 外務 大臣從二位勳一等 子爵 陸 奥 宗 光印

大清帝國欽差頭等全權大臣 太子太傅文華殿大學士北洋大臣直轄總督一等肅毅伯 李 鴻 章印

大清帝國欽差全權大臣 二品頂戴前出使大臣 李 經 芳印

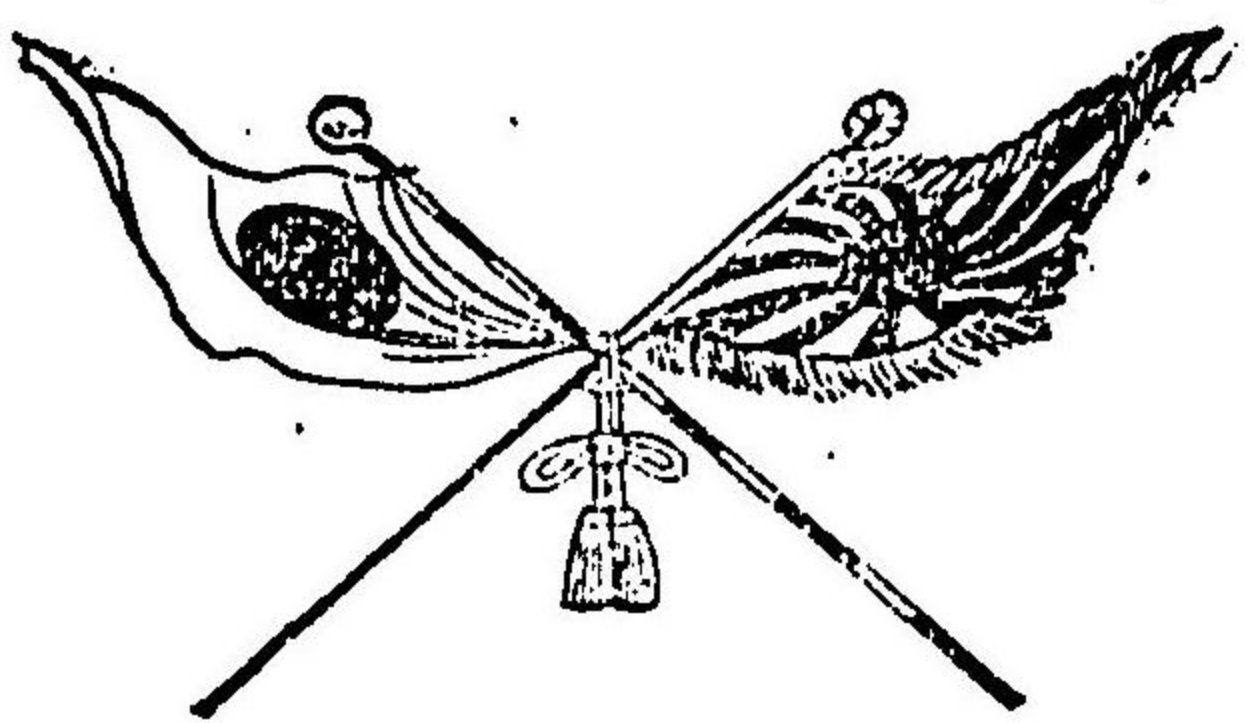
戰後に於ける帝國

坤輿旋轉幾んぞ三百回、即ち客歲七月二十三日、戰雲端なく豊島の沖に起りしより、本年五月八日、和風徐に芝罘の濱に度り、妖雲淨く掃はれて、一天晴明の曉に至り、日清の媾和全く成りぬ。  
遼東半島の還附は、深く三國を満足せしめ、全勝の收局は、忽ち萬國を聳動せしめ、清國政府は、待つに最惠國條款を以てし、世界列國は稱するに東洋の大國を以して、而して朝鮮國の特に謝恩使を我に派して、其獨立を喜べり。是皆仁慈忠勇なる、我君臣上下和協の致す所、日章旗の光は、皇國の榮譽を代表して、明に四海の航路を照し、臺灣の雄鎮は、東西南北を睥睨して、暗に鯨鵬の鱗翼を收む。第一の競争、即ち戦争は、先づ克を制して、次で第二の競争、即ち商業貿易の闘争場裏に縦横せんとす。實に是れ、戦後に於ける我大帝國の真相、此赫々の威武を代表し給ふ、允文允武なる我 大元帥陛下は、日月懸けて、雙肩に擔はせ給ひて、四月二十六日廣島御發興、暫らく



車駕還幸

蹕を京都に駐めさせられ、同月三十日鹵簿整々肅々、愛でたく千代田の岡の皇宮に凱旋あらせられたり。是に於て、交戦の状態は、全く熄み、東洋の天地は、復び平和の春に立ち回れり。



參照

皇后陛下病院行啓紀事

明治二十八年三月十七日

石黒軍醫總監識

皇后陛下東京御發興、廣嶋陸軍準備病院入院の患者御慰撫の爲行啓、同十九日御着與らせられ、直ちに香川皇后宮大夫をして、翌日にも病院へ行啓在らせらるべき旨仰出されしも、皇后陛下は、御不例後、殊に敷日間瀛東に召され、御勞あらせられし折柄なれば、一兩日は是非とも、御休養遊ばされ度旨達て申上げし故、遂に同二十二日より、隔日に各病院を巡らせ給ふこと仰出されたり。

二十二日には、御豫定の如く、廣嶋陸軍準備病院本院へ行啓在らせられ、樓上に於て兒玉陸軍次官、次に忠憲、次に鍋嶋廣嶋縣知事、土屋留守第五師團長、佐藤軍醫總監を首め、病院の職員たる榮任官に拜謁仰付けられ、殊に忠憲には、  
昨年出兵以來、全軍衛生上の經畫に心を盡せしを嘉ぶ、尙益々盡力せよ。

この御詞を賜はりし故、忠憲は、是れ全く陸軍衛生部一致協力の致す所にして、謹みて本日の寵榮を全部員に拜承せしむべしと御受け申上たり。陛下には、草薙陸軍準備病院長の御先導にて、第一に士官病室に入らせられ、在院士官患者の枕邊に立たせ給ひて、一人毎に委しく病状を問ひ召され、此後尙篤く加養せよとの難有御詞を賜ひ、次に下士卒の病室に渡らせられ、重き患者には、一々病状を問はせられて、夫々御慰撫の御詞を賜はりたり。其間患者の起上りて、陛下を拜し奉らんとするをば、御差止めありて、起るに及ばず大事にせよとのありかたき御詞を賜ひ、尙患者の被へる蒲團さへ、親しく御手にて撫でさせ給ひて、患者に適ふや否やを試みさせ給ふ。此勿體なき御詞を承りて、患者一同感涙に咽びしのみならず、我々は勿論、後に隨へる人々まで、覺えず涙を流したり。次に歩兵少佐橋本昌世以下、既に創所癒を復務して、當地にある將校に謁を賜ひて、御詞を下され、又歩廊の側に整列し居たる患者、是は最早創所癒の歩行散歩等に差支なき者なれば、皆病室を出で此に整列し居たるなり、一同を御覽ありて、「一同は名譽ある戰地に於て、傷病を得て歸りしも、今は創所癒え、病



治まり、斯く立並ぶまでに至れるを見て、甚だ悦ばし、此癒えたる有様を故郷の父母兄弟等が、見もし、聞もしたるならば、さぞ悦ぶなるべしと、仰られたり。次に又清兵負傷者の病室を御通あらせられ、敵ながら、負傷の有様を惻然に思召され、暫く立止まらせられて御覽せらる、香川皇后太夫は、陛下の御心中を察し奉り、捕虜患者に向ひ、一同大切に療養せよと申掛け、通譯官をして、之を譯し傳へしむるや、敵の負傷者、一同皇后陛下の方に向ひ、合掌し、涙を流して感戴せり。それより元の樓上に還らせ給ひて、更らに佐藤軍醫總監を召され、病院には多數の患者を收容し、去年來篤く治療に心を盡したる其結果のよきを見て、甚だ悦ばし。尙此上益々勉勵せよ、又草野病院長を召させられ、病院職員一同の盡力により、治療の結果能きを悦ぶ、尙皆々盡力すべしと、仰せられ。患者一同へ賜物あり。其後暫く御休憩あそばさる。此時余は陸軍々樂長に囑し、戦時の婦人なる軍歌を奏せしめしに、開き召されて後、還啓遊ばさせられたり。

二十四日午後一時より、西練兵場の第一分院へ行啓あらせらる。分院長軍醫正渡邊泰蔵、赤十字社理事首長清水俊に拜謁を賜ひ、後各病院を順次御巡り在らせらる。既に全癒に近き者は、皆床頭に直立して迎へ奉りしに、御氣色漸ほしく、汝等追々全癒し、顔色もよく此に立並ぶに至れるを見て、甚だ悦ばしと、の御詞を賜り、次に重傷患者室に入らせられ、枕頭にて、充分に治療を加へ、早く全快せよと、の御詞を下し給へり。外科手術室に入らせられ、總ての器械を一々御覽ありて、病院にて、最も必要の手術室、如斯完備するは、患者の爲め尤も幸にして、殊更安心すよと、仰せられ、更に各室を御巡覽あらせられて、第十二號室に入らせらる。此は極重症の外科患者にして、每一室に一人を入れ、特に毎人に看護婦二三人を附するものなるが、陛下は一病床に就きて、御慰撫あらせらる。患者の起上りて、拜し奉らんこせし者を御覽せられ、渡邊分院長に向はせられ、あれを早く止めさせよと、仰せられ、且患者に向はせられては、心静かに療養せよと宜はせられ、御涙を淨はせ給ふを見て、余も常に手巾にて眼を拭ひつゝ、御供を申上げたりき。更に十三號室の内科重病者をも、同様御慰撫あらせられし後、第十四號室にて、暫時御休憩遊ばせられ、其際陛下は余を御側近く召させられ、宜ふには、宮城の内にてすら、寒さの時には、屏風を立て廻して、寒さを防ぐに、滿州の氷雪に暴かれたる上に、病の爲斯かるバツク病院に在る兵士等の艱苦は、さこそ察せらるゝなりと此勿體なき御詞に接したる、余は感極りて涙に咽び、暫し御答へも得なきなりしが、漸くにして、軍人は兼てより、其身體を鍛練せるの上に、既に北清の嚴寒すら、凌ぎし者なると、廣鳴は氣候寒からざるが故、此寒さも感せず、加之各室共腰具の用意充分なれば、何卒大御心を安らがせ給へと、恭しく申上げたれば、陛下には、殊

に御安意の御様子に拜し奉りし。抑も此病院の半分は、赤十字社派遣員の受持なれば、赤十字社職員高橋種龍を首め、醫員看護婦取締、特志看護婦人等には、殊更に御通行懸け、拜謁を御詞を賜ひたり。昨年以來、能く其職務を盡したるを悦ぶ、尙自餘の者にも、此旨を傳へよと、の御詞を賜はれり。斯くて、各病室を御巡覽あせられたり。陛下御仁愛の深きは、患者一同感泣せざる者あらず、頓て便殿に入らせらる陛下は第一號室患者等が、御通過後尙列を正しく、寢蓋の側に直立し居たらんには、病を重らすの恐あらん、心置きなく、安臥せしむべしと、の有難き仰せありければ、御側に待りし余を初め、一同聲を飲みて、只感泣の外なかりし。此日巡らせ給ひたる病院の歩廊は、長さ六百五十餘間の遠きをも、少しも倦ませ給はず、一々見せなはせ給ひ、親しく御慰撫の御詞を賜はりし者、誰が感涙に咽ばざらんや、斯くて暫く御休憩の後、午後二時三十分還啓遊ばさせらる。

二十六日は、雨天なるにも拘はらず、午後一時五分、國泰寺村の第三分院へ行啓あらせらる。(此日余は昨日馬關にて李中堂不慮の災難に遇はれし爲、勅を奉じて佐藤軍醫總監と共に、之に赴きしため不在なりし)便殿にて御休憩あらせられ、伊部分院長初め、病院附職員兼任一同へ拜謁仰付けられ、又在院患者に下され物賜はり、分院長伊部軍醫正、草野軍醫長の御先導にて、第五號室に渡らせられ、患者を御覽せられて、伊部分院長に、彼等は最早顔色も能なりたれば誠に悦ばしと、仰せられ、又、彼の患者等は、凡幾日を経れば退院する事を得るやと、仰せ給ひければ、伊部分院長は、恭しく御答へ申上げた。それより、順次各室を御巡覽あらせられ、殊に重症の者には有難き御詞を賜りければ、各患者は、只感涙に咽びけり。次に軍夫の病室を御慰撫あらせられんとの仰ありしが、伊部分院長は、人夫室だけは御見合せありたき旨申上げたれども、陛下には御取上げなく、終に入らせられたり。此軍夫患者は、概ね凍傷者にして、手足腐爛し、歩行の自由ならざる者なれば、其室に入御の際も、病床に臥したるまゝ、奉迎したり。一々御巡撫あらせられし後、便殿に還御あり。此病院にある京都府派出の赤十字社職員、看護婦等の勤務をも、親しく見せなはせ給ひたり。暫時御休憩の後、同二時五分還啓あらせらる。

二十八日には、早朝より折々雨降りし故、いかりと思ひ居たりしに、御豫定の時刻に御出門あらせられ、午後一時十五分に、白島の第二分院に行啓あらせられたり。分院長加藤二等軍醫正御先導申上げ、御先登の勅任官より、病院附職員に拜謁仰せ付けられ、次に院長を召させられて、患者一同へ下され物を賜はりて、後順次に各室を御巡り在らせられ、半ば癒えたる患者の立並ぶる者を見せなはされ、皆々既に癒えて立並ぶまでに至りしは、悦ばしき限なり、尙能く養生して全く健康に復



せよ。御詞を下され、次に眼科室に渡らせられ、銃丸の破片にて、一眼を失へる者等には、「嘯不自由なるべし」と、御詞あり、又第一軍の雪中に在りて、遂に夜盲となりて歸りし八人の者には、「夜間嘯不自由なるべし、能く加養せよ」と、御詞を賜はり、其後脚氣病者にて、床を離るゝこと能はざる者の枕邊にて、一々發病せし職地の事など、問し召されし上、「篤く療養せよ」と、仰せられ、最後に呼吸器病の重病者のみなる室に渡らせられんごし給ひし時、余は是より内は呼吸器病の重き者のみなれば、其内へは平に御入りな辭し奉る旨申上げたれば、陛下には入口に稍久しく立させ給ひ、一々病者の顔を見せなほせられ、御眼に御涙を浮ばせられ、「何れも輕からぬ容體なれば、篤く療養を加へ、快方に向はん」と、望むこと、御詞を賜り、夫れより元の廊下を通御ありて、御座に復らせ給ひ、伍黨軍醫正、加藤第二分院長、渡邊第一分院長を特に召させられ、厚き御詞を賜り、又余を召させられて、「連日各病院を覽せなほされしに、何れも清潔にして、萬事能く行届き居ることを嘉みさせ給へり。是に於て、余は昨午出征以來、我國の婦人が、軍事殊に患者に對して、貴賤貧富の差別なく、熱心を表し、就中貞元の富まざる者までも盡力せしこと、又日本赤十字社、殊に看護婦の功績、又廣嶋地方婦人が、軍隊の宿泊に力を盡せる事、外國婦人が、病院に盡せる事業まで、悉く申上げ、是れ必竟陛下御仁惠の餘風に因るものなることを上奏したるに、陛下には、「斯かる軍國の際に當り、婦人が此くも心を國事に盡せるは、誠に御嘉しく思召さる旨、仰せられ、暫くして還啓あらせられたり。

三十日には、吳の海軍病院へ行啓あらせらる。同日午前十一時、第一吳丸にて宇品を被爲發、吳鎮守府にて、暫時御休憩在らせられ、午後二時鎮守府を出御、二時二十分海軍病院へ行啓遊されたり。島田院長を初め、副長以下高等官並列して奉迎せり。陛下には、直ちに便殿に入らせられ、暫くして院長、副長其他高等官に拜謁を賜はり、其後院長の御先導にて、各病室に入らせられ、職團患者に向はせられては、能く身を公に奉じ、傷を受くるに至る、能く療養の効を積み、速に全快せんことを望むこと、の御詞を賜はり。職團患者は、勿論平病患者に至るまで、九十餘名の患者は、君恩の深大厚なるに感激し、御後影を伏拜みて、感激に咽ばぬ者はなかりし。又患者一同へ下され物を賜はり、再便殿に入らせられ、島田院長を御側近く召させられ、「治療の功甚宜し、爾後益々盡力せよ」と、の御詞を賜り、轉て吳鎮守府へ還啓あらせられ、三時同府出門、第一吳丸にて、四時同港を御出發あらせられ、廣島に還啓遊ばせらる。

各病院行啓の概略は、前に述べし如くなるが、今又此回の行啓につきて、陛下の厚き思召の康を尙述べ奉れば、凡此假病院

は、何れも開戦以來、俄に假建てせし建物にして、茅草又は板垣根にて、壁さなく只鋸引の儘にて、鉋も用ひざる板を以て、四方を圍む、如何にも質素簡約なる小屋同様の病室なれば、本院の他へは、行啓在らせられては、實に恐れ多きことなる旨申上げたれど、陛下には、少しも御厭ひ在らせられず、今度は患者慰撫の爲めなれば、如何に見苦しくても、患者の居る所ならば、行きて慰撫すべしとの難有き仰にて、非慮線側又は敷石荒板の所にては、薄絨も敷かず、鉋もあてず、平日の儘なる假病院へ行啓在らせられ、且又病室は板敷にては、衣被履具等の清潔なるを賞めさせ給ひしは、吳々も御意を注がせ給ふの密なること、誠に難有く感佩し奉りし所なり。

去る二十二日より、引續き各病院を巡らせ給ふ内、雨天風日には、御願延遊されては、香川皇后大夫を經て申上げたるも、陛下には「今度は患者慰撫の爲め行啓あらせらるゝこと故、患者にさへ障りなくは、天氣の如何をいふべきにあらず、一日も早く各患者を見ん」と、延ばされ給はざりし。

患者に向はせられて、下さるゝ御詞は、皆其大御心の溢るゝ計りの御仁心より出づる故に、患者は勿論、御側に在る我々も、感泣に咽ひし許りなり。されば、余は平生聲も高く、胸も明かなる方なれど、御詞を拜するごときに、感極りて聲もり、聲えず小聲にて、其御詞を感者に傳ふるに至れり。餘の人も同様なりき。

各病院長を首め、職員等に、皆有難き御詞を賜り、實に身に餘れる光榮にして、此後は愈々益々治療に懇切に、萬事に盡さるればならぬことを、一同心肝に銘じたり。

此仁惠の勿體なきは、只に患者の感佩するのみならずして、彼の職地にある軍人が、之を傳へ聞き、しならば、嘯かし勇み進みて、一層の勇氣を起すなるべく、又患者の親族が、此事を承りしならば、さう喜ぶことなるべし。

皇后陛下には、曩に東京陸軍病院へ行啓あり、今度廣島病院に遠く行啓遊ばされ、職地より歸りたる患者を御慰撫在らせられしも、第六師團の患者は、下の關より歸り、此には居ること少なきを以て、御覽遊ばされざるを以て、殊に小松宮妃殿下を召され、小倉福阿・熊本・佐世保等の陸海軍病院へ遊ばされ、御慰撫の御沙汰あらせられたり。

抑も、此度各病院へ行啓在らせらるゝや、其際病院に居りし者のみ、此御恩庇を受け奉りしのみならず、内外各地の陸海軍病院に在る者は、皆等しく其光榮を拜受せるものにして、必竟職役に従事したればこそ、此恩榮を拜受せるものなれ、平時病に臥するや、王公大臣と雖も、病床に行啓あらせらるゝことなれば、思ひもよらざることなるに、國家の爲め、職役に



傷病を得し故にこそ、此恩榮を拜受するなれ。

### 英船益生號の捕獲并に解放

征清以來、中立國の船舶に臨檢を行ひたることありき雖も、之を捕獲したることあらず、其之あるは、英船益生號を以て始めとす、然ども之を我が捕獲審檢所に審問するに及んで、戰時禁制品を除く外、船舶及び、貨物等は之を解放したり。初め我が四海艦隊司令長官海軍中將井上良馨、中の一艦なる筑波艦は、四月五日旅順を發し、其夜龍巖島に碇泊し、七日拂曉太活沖に碇せり、是より先き、我が艦隊は、島山嶺附近に於て、船舶の臨檢を行ひし、天津の咽喉たる、太活に於て臨檢を行ふの便、且詳なるに如くされば、爾來は同所に於て臨檢を行ふことなせり。倂て筑波艦は、最初太活砲臺より十一哩許の處に碇泊し、後七哩の近きに進み、各商船の碇泊地に投錨して、順次碇泊中の漁船を臨檢せしに、八日正午に至りて、漁船イークサン號に遭遇せしかば、例に依りて帳簿を検査し、次で船内検査を爲せし、荷物山積の爲め細檢をなすに由なかりき、翌九日午前七時、通州號の臨檢を終へて、歸途に就きしが、不圖昨日臨檢を終へたるイークサン號が引船に荷物を積移るを認めれば、筑波艦の荒尾大尉は、同艦の高木少尉と共に立寄りて、再び之を檢せらるに、米及金巾の中より怪しき箱數個を發見せり。其表面には、何れもスチールパミ記し、鋼竿の如く装ひあるも、如何にも怪しければ、箱を壞して之を檢すれば、岩圍らんや、江南機器製造局、快利槍子毎匣二百五十顆と、題せる紙張あるブリツキ箱出でたり。今は躊躇すべし、引船の船長に問ふに、彼は既に顔色土の如く、身震しがらイークサン號よりなりと、答ふ。因て荒尾大尉は、同船に三名の水兵を残し、直に木艦に歸りて、捕獲の準備をなし、銃剣を裝ひたる水兵を率ゐ、イークサン號に臨檢し、船長も右艦に白狀せしが、百方辨護をなし、全く事實を知らず、單に上海に於ける獨逸商會の依頼を受け、チールパミのみ確信して、運漕したるものにて、且已に我船より積卸したる以上は、公法の定義により、荷物に對して責任を有する理由なしと主張せり、よりて荒尾大尉は、尙ほ殘る箱もあらんか、船内を捜索するに、又もや四個の箱現れ、運發銃用の彈箱出で、彼遂に我命に服せり。已に引船に積移せし荷物は、彈丸二百五顆入の匣五個を以て一箱となしたる、二百二十箱にして、米二

千四百袋、金巾六十九種あり、同船も直に拿押し來る筈なりしも、遼洋航行に便ならず、且つ同船は全く其情を知らざることを明にしたるを以て、積物ののみ没收して、其船は釋放せり。斯くてイークサン號には我艦、隨ひ來るべしとの機命を下し、眞田大尉及、高木少尉之に乗込み、外に下士三名、水兵二十名と共に旅順に廻航することになりしが、彼は我艦に先つて早くも十日正午の頃には入港し、筑波艦も其日午後七時過港外に着せり。然してイークサン號は、一旦旅順に於て、石炭飲料其他必須物品を供給したる上、十三日午後六時佐世保に向ひ廻航せしめたり。船長ラッドレーは、拿捕の當時、我臨檢官吉松參謀、關大機關士、高橋教授等に對して、余は一商船長なり、何ぞ國際法を知らん、強ひて佐世保に廻航せしめんか、余は航海の業を爲さず、日本人の手に於て之が廻航をなすべしといひ、甚だしきに至りては、余は英國官吏以外の命を受くるものにあらざるぞ、云ひ立てたり。

我艦如何に之を説諭するも、彼頑として應ぜず、止むを得ず、筑波の航海長、扶桑の大機關士等イークサン號に乗組み、彼の船長機關士等の手を假らずして、佐世保に廻航せんとするに當り、たゞく英艦ポロイス號の來航に會したるに、同艦長は事の成行を聽き、大に船長に説いて曰く、愈々同船を捕獲すべきものなるや否やは、審檢局の判定を経ざれば、決し難しと雖も、兎に角に佐世保迄は廻航せざるを得ず、之を拒むは、船長の誤見なるを論じければ、同艦長は、始めて我命を奉ぜんとする模様ありたれども、之を悟りたる時は、既に我が廻航長之に乗組み、將に錨を抜かんとする時なりしかば、其儘出發したり、十六日遂に我佐世保鎮守府に着しぬ、この報其筋に達するや、捕獲審檢所評定官、檢察官等は、直ちに同處に至り、田上評定官、擔任評定官となり、直ちに豫審の取調に着手せんとせしに、該船長は増島六二郎氏に辯護を依頼し、既に承諾の電報を得たるに就き、同氏來佐の日まで、審問を延期せられたしと請求せしより、其の請を容れ、二十一日増島辯護士の來着と共に、田上擔任評定官は、取調を初めたり。

取調は極めて擧重を旨とし、船長は勿論、運轉手、荷物方等まで、再三の審問をなしたり。渠等の答辯は、多少異同なきにあらずしも、該船乗組員は、素より上海拔店たるシナーアンマツソン會社に於ても、上海テルヤ商會より、百二十四箱の内百二十箱は、マンブリスチール(鋼竿と譯するもの)四箱は、チャイニスナツク(支那書籍)として、依託せられたれば、全く其言を信じ、禁制品たることを知らざりしと云ふにあり。審問は一週間に渉り、二十九日を以て、田上擔任評定官は、調書を檢察官に提供し、是にて正式の審檢は開かれたり。此の際に當り、船長は十六萬圓の保證金を納め、假解放せられん事



を請求せり。然るに、其書面は不整理の所あり、且つ評定官、檢察官の意見も略一定せし時なりければ、一應書面を却下せしに、船長は右不整理の原を訂正して、再び提出する際、審檢並に決定して、禁制品のみを沒收し、船體其他の積荷を併せ解放せらるゝ事となり。提督の驚喜知るべきなり、而して左の決定書は、去五月一日午後九時を以つて、捕獲審檢所に於て官渡されたるものなり。

檢定書

明治二十八年四月九日、清國直隸省大沽沖に於て、帝國軍艦筑波の爲め拿捕せられたる、英國倫敦の印度支那汽船航海會社所屬なりと稱ふる漁船、益生號及び、其搭載貨物捕獲事件に付、漁船益生號及び、別紙目録の貨物に對し、檢察官の意見書を閱し、檢定を爲すに左の如し。  
筑波艦長黒岡帶刀供述の要領は、帝國軍艦筑波が、清國直隸省大沽沖に碇泊中、明治二十八年四月八日午前十一時三十分頃、英國漁船益生號は、清國上海より、同國芝罘を経て大沽海岸を距る、凡そ八海里の處に到着したり。筑波艦長は、即日乘組士官荒尾海軍大尉、同高木海軍少尉をして、益生號に臨檢せしめたるに、船長フラッドレーは、船積書類を示し、戰時禁制品を搭載せざる旨陳述したるを以て、臨檢士官は搜索を爲さずして退船せり。然るに、翌九日大沽タッグ、エンド、ライター會社所用の荷船、北京號に小銃彈藥包を搭載しありて、該貨物は益生號より轉載したるものなることを發見せしにより、同日更に荒尾高木の兩士官を益生號に臨檢せしめたりしに、船長は臨檢士官の問に答へ、北京號にあるスチールバーと稱する貨物は益生號より轉載せしに相違なき旨を申立て、又其發送者の氏名及び、右スチールバーに乘運する貨物、或は書類有無の間に對し、船長は積荷目録寫、并に其明細簿、積荷差圖書を云ふを示し、該貨物は在清國上海獨國アルテルツ會社の發送したるものにして、仍に船内に同會社の發送に係るチャイニス、アツク四箱ある旨を答へたり、依て臨檢士官は、右書類を檢閲したるに、積荷目録寫にはマンブースナル二百二十四箱とあり、明細簿にはマンブースナル二百二十箱、チャイニスアツク四個とあるを認めたるより、チャイニスアツクと稱する貨物を點檢せんことを求め、船長と共に其一箱を展開せしに、江南機器製造局快利槍子袋五百個と記したる小函五個あり、其小函の中には連發銃用裝彈筒あるを發見したり。茲に於てチャイニス、アツクと稱せる戰時禁制品搭載の原を以て、直に之を拿捕せしめたりと云ふにあり。仍て、擔任評定官の面前に於て爲したる、關係人の申供聽取書及び、關係人より提出したる書類、并に其他の附屬書類に

據り、審察するに、漁船益生號は、英國倫敦の印度支那汽船航海會社の所有に係り、即ち中立國の船舶なり、而して現に搭載せる連發銃用裝彈筒、即ち戰時禁制品は、在清國上海獨國アルテルツ會社より、同國天津に向け發送せるものにして、其數量價額、共に全搭載貨物の一小部分に過ぎず、且つ戰時禁制品たる連發銃用裝彈筒をチャイニス、アツクと稱したる點に就ても、益生號の所有主、又は其代理店、若くは船長に於て拿捕を免るゝ爲め、故らに詐稱し、若くは詐稱を容したりと認むるに足るべき形跡なし。又別紙目録の貨物は、敵國人民の發送に係るも、性質上の戰時禁制品にあらず、且其所有主は、戰時禁制品の所有主と同一たる徵候なく、其中用法に依り戰時禁制品となすべきものも、果して敵國の陸海軍に到達すべきものなりと認むべき原なし。

凡そ敵國港に到達し、若くは寄港する中立國の船舶にして、現に戰時禁制品を搭載するものあるも、禁制品の數量、他の搭載貨物全部に比し、一小部分に過ぎざるときは、船舶所有主と、禁制品所有主と同一なるか、又は船舶所有主、若くは船長に於て詐稱の所爲あるにあらざれば、單に戰時禁制品のみを捕獲せしめ、船舶及び非戰時禁制品は、之を解放すべきは、國際公法の通理なり、又敵國人民の所有にして、中立國の船舶に搭載せる貨物は、戰時禁制品なるか、若くは非戰時禁制品なるか、戰時禁制品と同一の所有主に屬する場合の外、捕獲を爲すべからざるも、亦國際公法の認むる所なりとす。

以上の理由なるを以て、英國漁船益生號及び、別紙目録の貨物は、拿捕の適法なるに拘らず、捕獲を爲すべきものにあらずとし、之を解放す。

明治二十八年五月一日

- |          |   |   |   |   |   |
|----------|---|---|---|---|---|
| 捕獲審檢所長   | 官 | 人 | 見 | 恒 | 民 |
| 捕獲審檢所評定官 |   | 千 | 住 | 成 | 貞 |
| 捕獲審檢所評定官 |   | 島 | 山 | 重 | 明 |
| 捕獲審檢所評定官 |   | 田 | 上 | 省 | 三 |

(別紙)

一、鐵料

英出人

マンブースナル

六〇八個、



一、鋼棒	差出人	チンチヨン	二一、
一、石炭油	同	ウーチヨンチン	一、〇〇〇、
一、鋼索	同	チンチヨン	七、
一、外國製塗具	同	同	二二、
一、錫板	同	同	一、
一、帆布	同	同	一、
一、印度膠膜	同	同	一、
一、銅線鋼	同	同	一、
一、船舶用品	同	ホン、フアー	一三、
一、雜貨包	同	チンチヨン	一、
以上			

斯くて、長官以下の諸氏は、翌二日鎮守府用船にて、長崎に歸り、益生號は三日朝出帆、長崎港を経て上海に歸航したり。捕獲銃彈は、總數百二十四箱なるが、何れも最新式の物にて、其形狀も從來の物に異り居れり。而して其見殺代價は、一發二錢七八厘乃至、三錢位なれば、二十五萬發の總代價七千五百圓に過ぎざるなり。係官の懇切は、該船長等も感じ居たり、即定官、檢察官は、此の上時目を貸す等の事あらば、荷主代理店などの迷惑を、嗚かしながらの好意より、四月二十六日嫌疑なき荷物に限り解放を命じたり、然るに船長は、如何なる考へなりしが、船體解放なき中、是れだけ解放せらるゝも、別に致方なしとの意を陳述し、其儘酒溜の手續しなかりしを、又審檢了のとき如き、午後九時過ぎに言渡を了りたるも、一日も早く執行の手續を了らざれば、一日千秋の思あるべしとの考を以て、翌日午前二時過ぎでも、總係にて事務を執りたるなど、及ぶだけ彼に便利を興へたり。係り官は斯く懇切を盡したるも、彼等は尚ほ不満らしき氣色を顯はし、時々色々の事を申立てたるが、或日審問の際、自分等は捕獲類似の取扱を受け、隨分困難の事多し、殊に晝夜船内のみありては、衛生上甚だ懸念なればとて、上陸運動の許可あらんことを乞へり。左るに、佐世保は遊歩規定外の地なれば、審檢所にて許すべくもあらず、又鎮守府構内には、制規もある事なればとて、一應は聞き届けられざりし、後には特に鎮守府構内の一部

を限り、運動するを許されたり。蓋し非常の優遇なりかし。二日いよいよ解放の時に臨み、船長は鎮守府に對し、航路不案内に就き、然るべき水先案内者を取り込ませ、長崎まで送り、れんことを請へり、然るに、是固より許さるべき事にあらば、軍港内は相當の保護を興ふべきも、其他は海路圖によらば、左までの危険なかるべしと諭すも、彼は海路圖を所持せざる旨を申立しより、左らば同日午後一時を以て出港する佐世保丸に尾行せば、安全ならんことを云ひ聞かせたるが、佐世保丸抜錨の時まで、出港の模様もなく、漸く三日午前に至り、同地を發したるは、多分自ら水先案内者を雇入れしものなるべしとなり。

### 講和談判往復書類

#### 日本政府より米國公使を経て清國政府への電報、

日本政府は、茲に宣言を爲す、清國にして復た講和談判委員(譯者曰く、茲に、復たさいふものは張蔭桓等の事ありしを承けて云ふ)を簡派せんことを欲するときは、其の全權委員たるの人々は、軍費賠償金仕拂の事、並に朝鮮の完全無缺なる獨立を承認する事に關する外、更に戦争の結果として、土地を我に割譲することに對し、能く之を協定決定するの全權を有する人々ならざるべからず。右の外、別に關緊稍々輕き事項にして、協定を要するものあり、尙日本政府は、自ら見て以て必要とし、或は志望すべきものと爲すの事項は、總て時に及んで、追加要求を作すべし。

一千八百九十五年二月十七日東京に於て、

#### 清國政府より日本政府への回電、

(節略)清國政府は、一千八百九十五年二月十七日附を以て、日本政府より提示せられたる條款に従ひ、一の條約を訂結すべき全權を有する、清國全權大臣として、總督李鴻章を任命したることを通知し、其委任狀の本文を送附し、併せて會見の場所を指定せられんことを求む。先回全權大臣派遣の節、日本政府は、其の暗合電報を用ひ、本國政府と照復するを禁ぜられたり。今回派遣する全權大臣に對しては、此の特權を與へられんことを併せて、茲に要請す。

一千八百九十五年二月二十三日北京に於て、



日本政府より清國政府への電報、

會見の場所は、下ノ關と定むべし、昨號電報の事は、日本政府は、親しく清國全權大臣の委任状を檢閲し、其の良好妥當なるを認めたる後、其の之れを用ひて本國政府と照復するを許すべく、又會見の期日は、日本政府委任状の漢文を接受したる後、之れを取定むべし。

一千八百九十五年三月一日東京に於て、

清國全權大臣の委任状(大意)、

清國皇帝は、日本國皇帝陛下と、誠意和好を克復することを切望し、茲に特に文華殿大學士北洋通商大臣直隸總督一等肅毅伯李鴻章を擧げて、清國全權大臣に任じ、日本の任命せる全權大臣と相會して、媾和の事を商議し、應機任意の決定を作すの全權を附與す。該全權大臣は、媾和條約の條款を協定し、之れに記名調印するの全權を有す。

該全權大臣は、奉公忠實の臣たり、官に服する既に久しく、能く命令を得たり、願ふに、必ず能く小心其事に努め、彼此兩國の和好を克復し、以て朕が信賴する所に背かざるべきを信す。

兩國全權大臣の協議決定する所の媾和條約は、朕必ず一たび親しく之れを察閱し、而して其載する所の條款にして、體を得、宜きに合すれば、朕之れを嘉納批准すべし。

一千八百九十五年三月三日北京に於て、

日本政府より清國政府への電報、

電報に因て、委任状の草案を承り、之れを査閲するに、體其の宜きを得たり、其の正當の式を履み、蓋印を経たるときは、日本政府之れを承認すべし。兩全權大臣、會見の時日は、清國全權大臣の下ノ關に至るを待つて、更に知照せん。然れども、日本政府に於て、必要の準備を整へ得る爲め、清國全權大臣の其の地を去り、下ノ關に着する、正に今日より兩二週日より早からざるの間に於て、せられんことを望む。日本政府は、又清國全權の出發の豫定日及び、隨行員の數を成るべく、速に通知せられんことを乞ふ。

一千八百九十五年三月十日東京に於て、

清國政府より日本政府への電報、

清國全權の隨行員及び、從僕合せて二百二十五名とす。天津出發は、三月十五日、下ノ關到着は三月十九日の豫定なり。若し日本政府にして、妨げなくんば、清國全權大臣は、其の一行と共に既に既に韓和談判の二隻の漁船に於て、居を置かんことを欲す。乃ち日本政府の爲めに、迎接の用意を作すの勞を省しむることを得ん。

一千八百九十五年三月十一日北京に於て、

日本全權大臣任命の通知、

大日本帝國外務大臣、茲に清國全權大臣に知照す。大日本國皇帝陛下は、内閣總理大臣勲一等從二位旭日桐花大綬章伯爵伊藤博文、并に下名を日本國全權辦理大臣に任じ、適當の式を以て任命せられたる清國全權大臣と、媾和條約を訂結するの目的を以て、全權を附與せられたり。

一千八百九十五年三月十九日下ノ關に於て、

清國全權大臣任命及び、日本到着の通知、

下名清國全權大臣は、貴大臣本日附の文書を領し、内閣總理大臣從二位勲一等旭日桐花大綬章伯爵伊藤博文、並に貴大臣の日本國全權辦理大臣に任ぜられ、清國皇帝陛下より適當の式を履み任命せられたる清國全權大臣と、媾和條約を訂結するの目的を以て、全權を附與せられたるの事を知る。

下名、清國全權大臣は、日本國全權辦理大臣と、媾和條約を訂結するの目的を以て、清國皇帝陛下より正當の式を履み、全權を附與せられたる事を知照す。

下名、清國全權辦理大臣は、茲に又本日(三月十九日)午後當市に到着したる事を通知し、日本全權辦理大臣と、委任状を交換し、兩國媾和條約を訂結する爲め、談判を開始せんことを欲し、速に其の期を指定して、通知あらんことを望む。

下名、清國全權大臣は、此の時を機とし、貴大臣に敬意を表す。

一千八百九十五年三月十九日下ノ關に於て、

文華殿大學士北洋通商大臣直隸總督一等肅毅伯 李 鴻 章

清國全權大臣の旅館の事に關する書面、

貴國政府、我が全權大臣の旅館に充つる爲め、懇款準備を盡されたることを、並に旅館の構造眺望等の事に付き、優等の見る



所を以て、詳かに我が全權大臣に致したり。  
我が全權大臣は、大いに貴國政府の懇切を感謝し、併せて數日の後、天候喧和を致し、身を動す左して差支なきに至らば、速かに船を去りて、此の愉快なる陸上の住居に遷らんことを望む旨を述べられたり。但し大臣齎給尙去らず、寒に會ひ、濕を受くる、侍醫の固く禁する所なるを以て、今後數日尙船中に在らん。  
尙貴國政府の懇款なる取扱に對しては、大臣拜晤の上、親く謝意を申述べらるべし。  
一千八百九十五年三月十日下ノ關に於て、

第一回の會見を定む、

下名、日本國全權大臣は清國全權大臣に告ぐ、兩國全權大臣の會見は、貴大臣にして差支へなくんば、本月二十日午後三時を期し、豫て定め置きたる會見所に於て、第一回の會見を開かん。  
下名、日本全權大臣は、此の會見に於て、清國全權大臣の委任狀交換を行はんと欲す。  
一千八百九十五年三月十九日下ノ關に於て、

日本國全權大臣 伯爵 伊藤 博文  
同 于爵 陸奥 宗光

清國全權休戰の提議

清國全權大臣は、媾和條約の談判を開始するに方り、其の前提要件として、第一に期日を限り、休戰を行ふの約を結ばんことを提議す。此の休戰期間中は、清日兩國の軍隊海陸に於て、俱に敵抗の運動を一切中止すべし。  
清國全權大臣は、今此提議を起すに方り、一事の茲に言ふべきものあり、數月前清國政府より、北京並に東京に駐劄せる各合衆國公使を経て、同一の提議を起すに方り、日本政府は之に答ふるに、休戰問題は正當の手續を履み、任命せられたる兩國全權大臣の、互に同意するの時を待つて、商議に附すべきことを以てせられたり。  
清國全權大臣、今や既に兩國の永遠和好を成すの條約を協議決定するの全權を附與せられ、其の使命を全うせんことを求むるに切なり、此の和約の協議をして、偏に奏功せしめんと欲すれば、茲に休戰の約を結ばんことを、開端當に行ふべき至要の件たることを信す。

一千八百九十五年三月二十一日下ノ關に於て、

日本の提供せる休戰條件、

日本國全權大臣は、實戰の地を距ること尤も遠き、此地(下ノ關)に於て、媾和談判をなすに方り、之れをして奏功せしめんが爲め、休戰の約を結ぶを以て開端第一の喫緊事項となすといふの說を執らず、然れども休戰の條件にして、日清兩國に於て、能く同一の利益を享くることを保するものたらば、則ち休戰の事を承諾せん。  
日本全權大臣は、我が軍隊現時の情形、並に攻戰中止の爲め、生じ來る結果に見て、茲に其條件を提出すること左の如し。  
一、日本軍隊をして、太浩・天津・山海關並に、此等各地方に在る城塞砲臺を占領せしむる事。  
一、此等各地方に在る清國軍隊をして、一切の兵器彈藥を引渡さしむる事。  
一、日本國陸軍をして、天津・山海關間の鐵道を監督せしむる事。  
一、清國をして、休戰期間中、日本軍隊の費用を支拂はしむる事。  
以上列記する所の條件にして、承諾せらるゝを得ば、休戰開始の期日及び、其の期間、日清兩國軍隊の經界線、並に其他の細目に就て、速かに照定すべし。  
日本全權大臣の今答ふる所の旨に照し、且將來誤解の端を拒がんが爲め、茲に特に言ふべきものあり、誠に清國政府より、休戰の提議を起さるゝに方り、日本帝國政府の答へし趣意は、必らずしも、今貴大臣の言ふ所の如くならず、當時日本政府の答へし所は、實に左の如くなりしなり。念の爲め、茲に一言を加ふ。  
日本政府に於て、休戰定約の訂結を許すの場合ありせば、其條件は兩國全權大臣會見の席に於て之を示すべし。  
一千八百九十五年三月二十一日下ノ關に於て、

清國全權日本の休戰條件を斥く、

清國全權大臣、日本國全權大臣の送附せられたる說帖(覺書)を査するに、其の據記せらるゝ所の休戰條件は、本大臣に於て之れを承諾すること能はざるは、本大臣の遺憾とする所なり。  
清國全權大臣は、既に和を請ふが爲め日本に來り、又媾和の目的を達せんことを望むに切なり、是に於て乎、本月二十日附を以て、說帖を呈し、媾和談判を協定するの間、短日子を限り、休戰を行はん事を提議したるなり、本大臣の感する所を言



へば、休戦は清日兩國の名譽を傷けず、利益を害せざるものたるべき也。  
今清國全權大臣は、日本國全權大臣に休戦の事を提議し、其の條件の合理にして、萬國の慣行に従へるものたらんことを欲して得ず、然れども、清國全權大臣は、此の事あるにも拘はらず、従前の熱誠を以て、媾和談判の談判を全うせんことを努むべし。

一千八百九十五年三月二十四日下ノ關に於て、

清國全權大臣の遭難に關し、北京政府へ電報、

本日午後二時、總督依職の事に關し、日本國全權大臣と會見し、其節日本國全權大臣は、臺灣を攻撃するの番圖ある旨を語りたり。午後四時驛輿に駕し、街上を経て旅館に歸るの途、日本市民の服裝を作せる日本人の爲めに、短銃を以て射撃せらる。銃の口径三十二、彈丸は僅かに一發に過ぎず、兇徒は銃を發するの後、直ちに逃れて一店舖に入りしも、警吏の爲めに捕へらる。銃丸は、左眼の下一吋、穿つて頰に入る、眼には障りなし、侍醫二名及、日本國軍醫數名治療を施し、創所を洗ふ、銃丸を抜き取らんせしむ、之れを發見するに能はず、尙重れて之を搜るべし、創は重きも、死生に關する程の事なし、總督は善く苦痛に堪へ、神色自若として、自在に談話し、頰に公務を視んことを求めらる。日本國皇帝には、侍醫數名を廣島より遣はさる、伯爵伊藤、子爵陸奥、俱に來つて悲悼の意を述べ、兵士及び警吏市中を警戒し、無事總督は日下安らかに睡眠に就つる。

一千八百九十五年一月二十四日下ノ關に於て、

李經芳氏全權大臣を命ぜらる、

北京より四月六日、下ノ關へ電報あり、上諭を以て李總督の男、經芳氏を全權大臣に任じ、父を助けて媾和談判の事に與らしめらる、經芳氏此の日より以後李總督の疾癒ゆるまで、父に代りて談判の席に列す。

無條件休戦に關する陸奥子爵の覺書、

日本國皇帝陛下には、本月二十四日の事變を悼み思召され、一定の期日と、區域とを限り、無條件休戦を行ふことを許す旨を、貴大臣に傳ふべきことを命ぜらる、蓋し陛下の右事變に付き、聖慮を憐れ給ふことは、本大臣の改めて言ふを要せざるべきことを信ず、貴大臣の既に知らるゝ如く、全權大臣伊藤伯爵は、目下下ノ關に在らず、然れども速かに休戦協定を訂結

せんことを欲し、貴大臣の便する時を以て、何時にても本大臣に於て、貴大臣と會見し、之れが必要の細目を協議決定せんことを欲す。

一千八百九十五年三月二十八日下ノ關に於て、

媾和條件を提示せんことを求む、

本大臣(清國全權大臣)、本日午後會見所より歸るの途に於て、不幸にして創を蒙り、乃ち明日午前十時を以て、相約したる會見に臨むに能はず。

因て本大臣は、李經芳に命じ、前願の時を期し、貴大臣と會商せしむ、希くは俄て同日予に致さんことを約せられたる日本媾和條件を掲記せる、覺書を李經芳に附與し、以て予に致さしめんことを。

言ふ迄もなく、本大臣は右約束の覺書を、成るべく速かに送附察閱すべし、而して違ひらざるの後、貴大臣と相會して、談判を繼續し得んことを望む。

本大臣は、茲に重ねて貴大臣に敬意を表す。

一千八百九十五年三月二十四日下ノ關に於て、

清國全權大臣 李 鴻 章

日本媾和條件を提示することを踴躍す、

本大臣等、昨日附の覺書を領し、貴大臣不幸にして變故に遭遇し、爲めに今朝を以て、日本の提供する媾和條件を掲記せる覺書を、李參議に交附し、以て貴大臣に致さんことを望まると知る。

本大臣等は、貴大臣をして、今此の如き要請を爲すに至らしめたる、悲悼すべき變故の事ありしを聞かや、直ちに相携へて貴大臣の旅館を訪ひ、貴大臣の容體を問ひ、併せて貴大臣に對し、殘忍にして意味なきの攻撃を加へたるの事あるを、深く悲む旨を言明したり。

本大臣等は、敢て閣下に告ぐ、當時本大臣等の言明したる感情は、實に全日本帝國の共にする所なるを。

本大臣等は、貴大臣の要請に關しては、李參議と相謀る所あらん、然れども、之れを爲すに先だち、第一に貴大臣の遭遇せる、悲悼すべきの變故に關する事情を擧げて、詳かに皇帝陛下に報じ奉るの必要あるを以て、聊か其の事を述べざるを得ず、



故に本大臣、李參議に通知するの時至らば、直ちに李參議に通知することを忘らざるべし。  
本大臣等は、貴大臣の痛むべきの變故に對し、茲に重ねて慰悼の意を表し、併せて敬意を表す。  
一千八百九十五年三月二十五日下ノ關に於て、

日本全權辦理大臣 伯爵 伊藤 博文  
同 子爵 陸奥 宗光

病に臥し時の至るを待つ、

本大臣、不幸變故に遭遇したるが爲め、昨日書を呈し、貴大臣に要請する所あり、即日返書を辱うし、先づ本大臣の不幸を吊慰し、併せて本大臣の要請する所は、貴大臣に於て聊か其期を延さざるを得ざるの事情あることを開陳せられ、本大臣固んで之を諒す。  
貴大臣等、本大臣の不幸を悼み、相携へて俱に本大臣の旅館に臨み、吊慰の辭を述べ、併せて深く本大臣の不幸に罹れるを悲むの意を致されたること、本大臣、茲に深く其の好意を謝す。  
本大臣は、又日本國皇帝陛下の、深く本大臣に同情を表し給ひたること、並に皇后陛下御製の物品を下賜して、本大臣の創傷を治癒するの料に供せしめ給ひたること、併せて天皇陛下の侍醫數名を派遣し、本大臣の治術を施さしめ給ひたること、謹んで茲に之れを謝し、奉る。本大臣は、陛下派遣し給ふ所の侍醫の熱線と、貴大臣等の本大臣を慰諭する爲め、示命せられたる手段に因て、速かに快癒を致し、以て公式の手續を履み、兩陛下の洪福厚恩を謝し奉らんこと、切望に堪はず。  
貴大臣等は、本大臣に約せられたる媾和條件を、提示するの期を延ばさんことを求めらる。本大臣承けて、其說明を讀む、唯も異議を狭む所なし、本大臣は、悦んで、我國家の福澤に大關係を有する説帖の、本大臣に送附せらる、日を待つべし。  
隨んで、茲に貴大臣等の高意を謝し、併せて敬意を表す。  
一千八百九十五年三月二十六日下ノ關に於て、

清國全權大臣 李 鴻 章

再び媾和條件を示さんことを求む

依職定約は、既に調印を経たり。本大臣は、成るべく速かに其休職期限の未だ盡きざるに及んで、媾和條件の談判を進行せ

しめ、以て彼此全權大臣たるの使命を全うせんことを欲するに切なり。

本大臣、受くる所の創未だ全く癒せず、醫師は今尙ほ數日の間、本大臣の親しく會見所に至るを禁ぜり。故に若し貴大臣等にして、媾和の條件を筆記し、以て本大臣に交附せらるゝことを許されれば、本大臣の悦び、之に如くものなし、若し又筆記して、本大臣に送附するを許されずば、今本大臣の居る所の旅館の一部を割きて、會見所に充てん、然らば、則ち本大臣身を風雨に曝らさずして、善く貴大臣等と會商することを得ん。

因て、本大臣は、貴大臣の、或は書面を以て媾和條件を交附せらるゝか、或は本日午後、若くは明日貴大臣等の便とする所の時を以て、貴大臣等の來臨を奉りする事を得んか、一に貴大臣等の擇ぶ所に任せ、以て其の榮に與らん事を望む。

本大臣、終に隨んで茲に重ねて、敬意を表す。  
一千八百九十五年三月三十日下ノ關に於て、

清國全權大臣 李 鴻 章

以下の談判に就ては、媾和記中に詳なれば之を略す。

小山豊太郎判決書

群馬縣邑樂郡大島村大字大島第三十二番地  
居住平民無職業

小山 豊 太 郎  
明治二年二月五日生

右小山豊太郎に對する謀殺未遂被告事件、豫審終結決定區より公訴を受け、審理を遂ぐる處、被告豊太郎は、我帝國の清國と密を閉き、干戈を接するに至りたるは、清國現任欽差頭等全權大使李鴻章の、暗に禍胎を委ひたるに職由するを以て、其生命を斷つに非らずんば、永く東亞の平和を保ち難しと意思し、偶其國命を帯有し、我國に來り、山口縣赤間關市に於て、和を議せんことを聞き、茲に之を斃殺せんとの意を決し、明治二十八年三月十一日、神奈川縣横濱市金丸藤次郎方に於て、五連發短銃一挺、並に彈丸を買取し、同月十二日に東京を發し、陸行して、同月二十四日、右



赤間關市に至り、機を狙ひ居たるに、同日午後四時四十分頃該大使の轎に座し、外濱町路上を通行するに逢ひ、轎前より彈丸五個を裝置したる、前記の短銃を放ち、其胸部を狙撃したるに、左眼窩下縁中央を距る下方約一冊許りの部分に中り、彈丸約四冊許りの深さに達したるも、性命を損ずるに至らざりしものなり。

以上の事實は、被告が常公庭の自白及、同人の豫審訊問調査、證人憲兵上等卒阿部常次郎の豫審調査より、陸軍二等軍醫正古宇田信近の診断證書、現在の短銃、並に彈丸に照し證據充分なり、之を法律に照すに、被告の所爲は、豫め謀りて人を殺さんとし、已に其の事を行ふに雖も、意外の障礙により、未だ遂げざるものなるを以て、刑法第二百九十二條、同第二百九十三條、第一項同、第二百九十二條に依り、同第六十六條の例に照し、死刑より一等を減じ、無期徒刑に處し、犯罪の用に供したる短銃は彈丸四個を裝置のまゝ、同第四十三條第二項に依り、之を沒收し、其他押收に據る物件は、刑事訴訟法第二百二條に依り、之を被告に還附すべきものとす。

右の理由、なるを以て、判決すること左の如し。

被告小山豊太郎を、無期徒刑に處す。

短銃一挺、彈丸四個裝置の儘之を沒收し、沒收に係らざる押收の物件は、凡て之を被告に還附す。

明治二十八年三月三十日

山口地方裁判所公庭に於て

檢察官 黒部 隆平 立會第一審の判決言渡す

裁判長 判事 同 書記 市川 保 雄  
 判事 莊 田 慶 二 郎  
 判事 安 藤 淳 造

占領地總督部條例 (明治廿八年三月三十日勅令第三十八號)

- 第一條、占領地總督部は、占領地を管轄せしむる爲め、其本部を金州に置くべし。
- 第二條、占領地總督は、大將若しくは中將を以て之に補し、直に大本營に隸し、占領地内に屯在する陸軍各部各隊を統率し、軍事に關する諸件及、占領地人民に係る一般民政を總理す。
- 第三條、占領地總督は、占領地の警備及、防禦の事を掌り、其管轄内の靜謐を維持し、衛戍條例に準據し、衛戍勤務を統轄す。
- 占領地の管轄區域は、大本營の命令を以て之を定む。
- 第四條、占領地總督は、其管轄區域内に在る陸軍各部各隊の給養・衛生・其他風紀・軍紀を維持することに就ては、職務權限軍司令官に同じ。
- 第五條、占領地總督は、軍政と民政とに拘らず、一に大本營の區處を受く。其の人事に就ては、陸軍武官進級令及、陸軍豫備後備武官進級令に據るべしと雖も、陸軍武官進級令第十六條及、陸軍豫備後備武官進級令第九條に準じ、特に進級補除の權を假すことあるべし。
- 第六條、占領地總督は、民政上の必要に應じ、民政支部を置き、其民政區域を定むることを得。
- 第七條、占領地總督部の編制は別表の通(別表は略す)
- 第八條、參謀長は部務を整理し參謀及副官は參謀長の監視を受け各自擔任の事務に服し其責に任す
- 第九條、砲兵部長以下各部長は總督に具申すべき事に就ては先づ參謀長の承認を得べきものとす
- 四月五日に至り、第二師團長佐久間陸軍中將(左馬太)は、轉じて占領地總督に、金州民政長官柴本陸軍少將(惟昭)は、占領地總督部民政部長に、金州兵站監福原陸軍少將(豐功)は、占領地總督部參謀長に補せられたり。而して乃木少將は佐久間中將に代り第二師團長に任ぜらる此戰亂の際に於てすら、内外の整理毫も惰慢なし、之を支那の徒らに驚擾するに比すれば、果して如何。



詔勅

朕惟ミルニ、神武天皇皇業ヲ恢弘シ、繼承シテ朕ニ及ベリ、今ノ皇ニ登極紀元ヲ算スレバ、二千五百五十年ニ達セリ。朕此期ニ際シ、天皇親定ノ故事ニ徴シ、金鵒勳章ヲ創設シ、將來武功拔群ノ者ニ授與シ、永ク 天皇ノ威烈ヲ光ニシ、以テ其忠勇ヲ獎勵セントス。汝衆庶此旨ヲ體セヨ。

金鵒勳章年金令(明治廿七年七月二日公布)

- 第一條、金鵒勳章を賜ふ者には、功級に應じ、終身年金を加賜す。
- 第二條、金鵒勳章年金の定額は、左の如し。(年金改正を( )内に掲ぐ)
  - 功一級 九百圓 (二千五百圓) 功二級 六百五十圓 (一千圓)
  - 功三級 四百圓 (七百圓) 功四級 二百四十圓 (五百圓)
  - 功五級 百四十圓 (三百圓) 功六級 九十圓 (二百圓)
  - 功七級 六十五圓(百圓)
- 第三條、本令の年金受領者、死亡したる時は、仍一年間遺族に、其年金を賜ふ。
- 第四條、前條の遺族とは、寡婦孤兒父母及祖父母にして、年金受領者生存中より、戸籍簿に登録したる者を云ふ。
- 第五條、本令の年金は、他の勳章年金、又は恩給を受くるに妨げなきものとす。
- 第六條、本令施行に關する細則は、閣令を以て之を定む。

同叙賜條例

朕金鵒勳章叙賜條例を裁可し、茲に之を公布せしむ。

御名 御璽

明治二十七年十一月廿五日  
勅令第九十三號

内閣總理大臣 伯爵 伊藤 博文

金鵒勳章叙賜條例

- 第一條、金鵒勳章を武功拔群なる者に叙賜するは、本條例の定むる所に依る。
- 第二條、將官の初叙は、功三級とし、武功を累ねるに従ひ、逐次進級せしむ。  
特旨を以て叙賜するもの、前項の限にあらず。
- 第三條、佐官の初叙は功四級とし、尉官の初叙は功五級とす。武功を累ねるに従ひ、逐次進級せしめ、佐官は功二級、尉官は功三級に至るを得。
- 第四條、准士官及、兵卒の初叙は功七級とす、武功を累ねるに従ひ、逐次進級せしめ、准士官下士は功五級、兵卒は功六級に至るを得。
- 第五條、陸軍見習士官、海軍少尉候補生は、尉官に準じて叙賜す。
- 第七條、戦後間、武功常に卓越にして優賞すべしと論定したる者、又は重要な職に當り、武功拔群なる者は、第二條乃至、第四條初叙の例に依らず一等上級に叙賜することあるべし。
- 第八條、戦役の景況に依り、特に軍司令官、又は艦隊司令官等に、金鵒勳章五級以下を、其部下に授與するの權を假すことあるべし。
- 第九條、金鵒勳章叙賜規程は、別に定むる所に依る。



# 凱旋紀念帖 本紀及參照尾

## 傳記

本書編纂の初め、陸海軍各將校を羅して漏らさざらんとし、各調査する所ありしが、一は紙幅に制せらるゝと、一は各將校の勳功偉蹟、皆收めて本書本紀中に明記しあれば、今時に茲に能載するは亦重複の嫌もあるが故、唯是に戦死將校の略傳のみを掲げて、以て聊か英魂を吊はんとす。

### 陸軍少將大寺安純君

君は鹿兒島縣鹿兒島郡西田村の士族、弘化三年二月を以て生る。幼名を彌七と稱し、早く父を喪ひ、母の手に養はる。家道豊かならずも、毫も之を意とせず、憤然立て書を讀み、劍を撃ち、頭角早く健兒の社中に嶄然たり。會、海内紛擾し、維新の氣運漸く迫る。藩公先ちて勤王を唱へ、大義を天下に伸べんとするや、君大に感得奮起し、一兵卒となりて新式軍隊に付き、日に銃を握ひ歩趨馳驅し以て時の到るを待。既にして形勢益切迫し、藩薩兵を送りて禁闕を守護す。忽ちにして伏見の役起る、君一兵卒の身を以て、戦闘甚だ勉む。爾來官軍に在りて奥羽の間に轉戦し、功を以て隊長に擢でらる。是に於て君の名聲漸く揚る。偶、藩政改革の論起る、君亦改革を主張せる一人なり。屢、執政を見て抗論措かず、藩乃ち君及び河島醇、山本權兵衛、柴山矢八等に遊學を命じ、東上せしむ實は敬して遠けたるなり。君乃ち修學の傍各藩の傑士と交を結び、日に國事を圖議す。既にして歸藩を命せられ、藩學に在りて書を讀み學を講ず。時に幼名を棄て、安純と稱せり。

明治四年藩の大參事西郷隆盛、藩兵を率ひて上京す。君之に従はんと請へども聽かれず、君懇請



甚だ到り、決意面に溢る、今の屯田司令長永山少將、時々一小隊長たり、竊に君の志を憐み、大將に請ひて陸軍少尉に任じ、以て之に従はしむ。實に是れ明治四年七月廿五日のことなりき。是より次第に進みて翌五年には大尉として東京鎮臺附となる。

明治六年征韓論の破裂するや、西郷大將寇を掛けて郷里に歸る、桐野・篠原以下の將校皆官を辭して去らんとす、安純以て不可となし、大將の寓に就きて諫止懇到大に努む、大將笑て聽かず。而して安純亦自ら信ずる所を守り、留任去らずして十月四日兵學寮非職士官舎に入り、七年二月佐賀縣征討總督に隨行して隊外士官取締を仰付られ、八年征臺の役起るや、西郷都督に従ひ、四月臺灣鐵道石門に於て大に戦闘し、次で牡丹社に進入し、六月遂に凱旋を以て歸京す。後ち諸科訓練として戸山學校に入り、十年二月復隊し、旋りて中隊長となり丸龜の營に就く。十年西南の變起るや、亦一隊を率ゐる山田少將に従ひ、八代より進み、以て叛軍の背後を衝き、力戦甚だ功ありき。

昨二十七年二月命を奉じて奥中將等と歐洲に赴き、佛國を経て獨逸に入り、轉じて露國に遊び、以て此等強大國の兵勢を熟察す、會々征清の役起るに際し大佐、中將等と召還せらる。九月十一日歸朝して直に其第一師團に就き、僅に十一日を隔て、山地中將に従ひ參謀長として征途に上れり。爾來全州旅順に轉戦し、第一師團の向ふ所勁敵なく。支那第一の天險と稱せられたる旅順に奇功を奏し、兩日を出でずして之を拔きたるが如き、大佐運籌の功實に多し。既にして十一月二十九日戦地に就て少將に拜せられ、第六師團第十一旅團長に任せらる。今年一月威海衛の攻撃起る時少將乃ち旅團を率ひて向ひ、連戦連勝して直ちに威海の衛頭に臨み、旅團を麾きて全衛第一の險壘、百尺崖所に肉薄し、一舉して之を拔く。惜哉此日敵の散彈に中り終に起たず。

第二軍の將に編制せらるゝや、少將尙ほ歐洲に在りたるを以て、當局第一師團の參謀長を讓す。山地中將言を建て、曰く、第一師團の參謀長たる者は大寺を措きて他に求むべらず。是に於て急に少將を歐洲より召喚し、以て師團に就かしめたり。既にして師團の廣島に出づ、諸將謂て曰く『第一師團では師團長と參謀長とが先づ討死しさうなり』と、二將軍の以て諸將に推重せられたるや斯の如し。宜なる哉、二將の向ふ所、彼が如き大功を策したるや。

第一師團の未だ廣島を發せざる、少將參謀長あるが故に、時々大本營に上りて幕議に參すべきや。亦も、少將寓に在りて日に酣醉出でず、人之を問へば笑て曰く『大寺は只戰闘を知るのみ、會議將た何にかせん。』と、其廣島を出づるに至るまで、終に一回だも發聲せざりしと云ふ。君が豪放夫れ斯の如かりき。

初め日清の交戦開くるや、戦報日に臻る、然れども未だ著しき大捷を見ず。少將乃ち曰く『將官死せざれば士氣奮はず、諸將の無事餘り結構にあらず』と、後屢々此言を爲せしと云ふ、蓋し激する所ありて之を言ふ。今や躬行して其言を踐む、少將に視なば豈慙死すべきものなしとせんや。少將豪放彼が如しと雖も、深く東西の兵畧に通じ眞個獨得の戰略眼を有せり。若し之れをして大將の地位を得せしめ、百万の貔貅を率ゐて之を練統せしめんか、技倆恐らくは多く比ぶものあらざりしあらん。惜哉、太平の天地は、剛直の士を容れず、一朝僅に風雲の機に會し、未だ大に其才を試むるに至らずして空しく幽篋界の客となる。嗚呼惜し哉。

### 陸軍歩兵中佐今田唯一君

大丈夫生れて身を軍國の事に委し、自ら信ずる所によりて、骨を白砂青草の間に横ふ、亦恨みな



かるべし。況んや電光礮火の間に在り、狂瀾怒濤に類する攻兵に對し、自若として勇進し、逆境に處して、強敵を塵殺するに至ては、天下の壯事はより壯なるはなく、人生の快事はより快なるは否し。斯の如くにして生き、斯の如くにして死す、俱に是れ男兒の眞面目なり。男兒宜しく此の如くからざる可からず、中佐今田唯一君の如き眞に其人なる哉。

今明治廿八年三月四日牛莊城攻撃の際、其右側面攻撃の一隊は、富岡中佐の率ゐる今田大隊にして、正面攻撃部隊と紫方屯より別れて敵陣地を前進し、木橋頭に向ふや、彈丸雨飛硝煙暗濛殆ど咫尺辨せず、時に一彈あり來つて今田少佐の咽喉を穿つて斃す。嗚呼君は平壤攻撃以來、各所に勇戦殊功を奏し、名聲噴々たるの良將、就中摩天嶺攻撃の如きは、世人の共に稱道する所にして、功を以て將に中佐に榮進せられんとするの際、忽ち此事あり矣、天何ぞ此丈夫を奪ふとの夫れ速かなるや。噫悲哉。然れども武人一たび闘を辭して國難に赴く、死は其本分なり、馬革に裹まれ泉下に逝く、死する者固と憾みなからむ、我等は此好個の一良將を失へるを、大に憾ますんばあらざるなり。茲に牛莊は陥落し、富岡中佐は君の爲に吊戦し、能く其右側面攻撃の任を果したり、君幸に瞑せよ、噫。

今君が在官履歴の大要を聞くに、君が維新後武人として立てるは、明治三年にして伏見教導團入隊の時なりき。爾來佐賀暴徒鎮壓に、鹿島叛徒征討に、勇戦大に功を奏し、累進して、從六位勳五等歩兵少佐に叙任せられ、廿三年より廣島鎮臺歩兵第二十二聯隊第一大隊長となり、次いで昨廿七年勳四等瑞寶章を賜はり、十月正六位に叙せられ、今廿八年三月四日牛莊戦死の日を以て、歩兵中佐に昇任せられたり。嗚呼此偉人は是長門國美禰郡綾木村の士族にして、弘化元年十一月十九日を以て生れ、明治廿八年三月四日を以て戦死す。

### 陸軍歩兵少佐田上覺君

君は嘉永六年十一月十一日岡山縣備前國岡山區花畑七十番地に生る、資性剛毅言行嚴正、軀幹甚た大ならずと雖も、肉肥へ身健にして坐作活潑、文武兩道に通じ、事務に老練にして、善く部下を御し、且職務に精勵にして、其素行亦缺くる所なし。而して其戦術上の知見に至りては特に大に見るべきものあり。君明治五年五月教導團に入り、翌年十二月陸軍軍曹を拜命す。十年二月西南の亂別働第二旅團へ編入せられ、次て三月陸軍少尉候補生となり、別働第二旅團第二聯隊第一大隊第三中隊附を命せらる。八月陸軍少尉に進み、十一年三月廣島鎮臺歩兵第十二聯隊第一大隊第三中隊第一小隊長に、次て六月同中隊第四小隊長となる。十二月鹿兒島逆徒征討の勳功を以て勳六等に叙せらる。十三年三月正八位に進み七月第三小隊長となり、十二月第二中隊第一小隊に轉す。十五年四月陸軍歩兵中尉從七位に昇叙、九月更に教導團歩兵大隊副官を命せらる。十九年五月勳五等に昇叙し、雙光旭日章を賜はる。廿年六月陸軍歩兵大尉に昇り、歩兵第十一聯隊第一大隊中隊長となり、暫くにして第二大隊中隊長に轉じ、又第六中隊長となる。廿二年一月戦術學生として戸山學校へ入學、同年六月卒業、十二月大日本帝國憲法發布紀念章を賜はり、廿三年一月正七位に叙せられ、今回外征の事起るや歩兵第一聯隊第六中隊長となりて軍に従ひ、次て同月廿九日成歡の役、第二大隊長橋本少佐傷くの故を以て、君之に代り、大隊長の職を執り、先登して頗る功を奏す。而して九月十五日平壤大攻撃の際、君は大尉を以て歩兵第十一聯隊第二大隊長とし、混成第九旅團に屬し、赤屯地店方面の清兵に當る。此方面は牙山敗將葉志超が決死以て大に防戦せる處たり。此日午前第五時を以て、敵壘を距る僅々二千米突の地に於て、大激戦は



開かれたり。而して敵壘甚だ堅く、容易に抜くべからざるを見、君大に怒り、部下を麾き自ら壘に迫る、機一髮愾たる敵彈君が赤誠を以て滿てる胸廓を貫通して、起つ可からざるに至り、兵卒の介抱に由り水湧橋の一小民家に退く。君奮然從者に謂て曰く『今戰況如何我既に起つ可からず、汝速に我髮を斷つて去れ、今將た此處に止るの時にわらず、速に戦線に赴き、以て汝の功を樹よ』と、氣息喘々たるの瞬時、尙戦況を愛ふ、切齒數番遂に瞑す。噫乎時午後二時三十分なり。翌十六日我兵大勝利を以て平壤に入る、偶ま使あり大尉を少佐に進めらるゝの令を齎らして到る、時既に君は喪ふ、惜しむらくは、君の生前此令を傳へ、平壤陥落の快事を見せしむる能はざりしを。

### 陸軍歩兵少佐花岡正貞君

明治廿七年十一月二十一日旅順口激戦の際鷄冠山の敵壘に薄りてあへなく重傷を負ひ、遂に死を遂たる長谷川混成旅團歩兵第十四聯隊(小倉)第一大隊長陸軍歩兵少佐正六位勳六等花岡正貞君の略歴を聞くに。君は嘉永二年十一月廿三日を以て京都所司代邸に生る、家代々若狹小濱城主酒井若狹守に仕ふ、父を酒井信之丞と云ひ、酒井家の勘定奉行たり。母は同藩士川村宗輔の養女、名をいく子と呼ぶ。君三歳にして江戸牛込の藩邸に移り、同藩の扈從役花岡鈴五郎の養嗣子となる。幼にして藩士山岸新八郎に就て讀書を學び、後藩の學問所に入り、専ら力を漢書に注ぐ、稍々長して擊劍柔術馬術砲術を學び、刻苦精勵幾ならずして技大に上達し、藩中錚々の名あるに至る。慶應四年北越朝命に抗せしかば君仁和寺宮の先鋒を仰せ付られ征討の途に上り、各所に轉戦し、後金澤藩の服罪せるを以て十一月十五日小濱へ凱旋せり。明治三年身を陸軍に入

れ、爾來廿四年間能く其職を奉し、累進して少佐に任せられ、昨夏征清の事起り、出師の命下るや、長谷川少將の下に屬して渡清し、十一月廿一日午前十一時頃旅順口攻撃の際馬を躍らせて突進し、大喝奮勵部下を指揮す、時に敵の彈丸命中して馬より墮つ。君既に身に重傷を負ひ死せ起つ可からざるに、尙旗手南歩兵少尉が軍旗を壘上に樹てつゝあるの勇を見て、己が重傷の若痛を打忘れ、大に満足の意を顯はし軍旗萬歳を絶叫したりと云ふ。後直ちに病院に入つて治療を加へしも、翌廿二日の朝に至りて、悲哉幽魂復た歸らずなりぬ。是れ何等の慘事を、然れども君希くは瞑せよ、武人として一死國に殉し芳名勳功眞に神州男兒たるに愧ぢず。後世君が名を聞くもの、以て怯夫も勇に、惰夫も豈起たざらんや。

### 陸軍歩兵少佐榊原忠誠君

君は家世々幕臣を以て食祿六百五十石を食み、麴町表六番町に邸す。父を忠恕と稱し、母をスエと云ふ。君實に安政七年九月を以て江戸の自邸に生る。幼にして穎悟最も人に愛せらる、長ずるに及て益々至孝、後年顯榮の地位を占むるに至りても母を思ふの情骨て變せざりしは人の皆感激する所なりき。明治三年父と共に京都に移り年甫めて十一、學を京都中學校に講じ、佛人ジュライ氏が薰陶を受け、大に氏に愛せらる。後年ジュライ氏去るや、君も亦校を退きぬ。明治廿三年君官命を奉じて獨逸に留學せるや、途に佛國馬耳察を過ぐ、時にジュライ氏日本名譽領事の囑を蒙りて此地に在り、君乃ち刺を通じて其門を叩く、氏は此の思ひがけざる對面に、嘗て薰陶したる一青年が、儼然たる好將校となつて海濤万里の異邦に來れる不意に驚き、喜極せりて君を擁し啼泣せりと云ふ。是より先、明治八年六月東都に來りて陸軍幼年學校に入り、十年五月



士官學校に入り、十二年十月業を卒へて歩兵少尉に任せらる。十五年朝鮮事變の起りしとき、守備隊に加はり京城に至りて駐る歳餘、事平きて歸朝するに及び、近衛に轉任し、次で十七年二月陸軍大學校に入り、在學中歩兵中尉に進み、十九年十二月業成りて卒業徽章を受く。其卒業の際、特に優等の故をもて辱くも、主上より双眼鏡一個を下賜せられ、教師獨逸參謀少佐メツケル氏の如きも、特に君の器を愛し、第一等參謀過任證書を授くるに至りぬ。翌廿年一月參謀本部勤務を命せられ、五月陸軍大學校教授を兼ね、更に教官となる。次で大尉に昇進し、二十三年教官を免して獨逸國留學を命せらる。君の職を陸軍大學校に奉するや、諄々教へて倦まず、學生皆悦服して、其教授を樂み、君の講堂には出席者最も多かりきと云ふ、歸朝後廿六年十一月を以て歩兵少佐に任せられ、再び陸軍大學校教官となり、次で軍醫學校教官を兼ね、同年從六位勳六等に昇叙せらる。昨夏日清の戦端開くるや、第三師團附參謀として渡韓し、爾來惟幕に參す。十二月十一日橋木城に進まずんとして正午二道河子に敵に會近す、時に師團長及び參謀長は君に連る、殆ど二里、君は前衛の兵を率ゐ敵に當り、先づ戦端を開く時に君前方の山上に登り、星野參謀・宇治田副官と共に敵情を視察す、午後漸く三時ならんとする時、流彈あり來つて君が下腹を穿つ、君絶叫して曰く『ヤラレタリ』と、其到底堪ふべからざるを覺り、傍なる石に憩ひ、軍醫の來るを待ち、遂に野戰病院に至り治療す。翌朝に至り容體よろしからず、馬丁利平傍に侍して遺言を乞ふ、曰く『別に遺言なし、我死なば司令部に宜敷申せ、宅へは軍人の戦時に死するは本懐なり、悲む勿れ、我は天晴れ成佛する故、安心せよと傳へよ』と云ひつゝ、十三日午後九時遂に瞑す。此役や我死傷甚だ多からず、而かも不幸にして此好參謀を失ふ、抑亦天運耶、惜しみても尙餘あるとなり。君の永眠に就くや、僕利平屍を奉じて橋木城に到り、城郊一片の烟となし了りぬ。あはれ

君が英魂今何地にあらん噫。

### 陸軍歩兵大尉松崎直臣君

君は熊本縣熊本市千反町の士族にして、安政三年正月廿三日を以て生る。明治八年二月兵學寮に入り、九年三月陸軍少尉試補に任せられ、爾來身を軍に委ね鹿兒島十年の役、諸方に轉戦し、戦後功を以て勳六等に叙せらる。十九年戰術學生として戸山學校に入り、後累進して歩兵大尉の榮職に在り、正七位勳五等たり。昨夏日清の戦端開くるや、軍に従て渡韓し、成歡の激戦、先登第一の芳名を留めて終に逝く。于時明治廿七年七月廿九日なりき。

### 陸軍歩兵大尉林久實君

君は舊鳥取藩士にして、因幡國邑美郡東町に生る、時に安政二年十二月十四日なり。今其在官履歴を見るに、明治二年十一月東京河東練兵場に於て佛式練兵修業、三年十一月喇叭曹長となり同隊取締申付らる、四年四月陸軍兵學校に入る。爾來累進十年四月陸軍少尉に任じ、五月正八位に叙せらる。十一年八月諸科訓練の爲め陸軍戸山學校へ、入學、今月鹿兒島逆徒征討の功に依り勳六等に叙せられ、單光旭日章を賜はる。十九年八月射撃術研究の爲め再び戸山學校に入り、二十一年一月卒業、修業兵教授申付らる。二十一年五月勳五等に叙し雙光旭日章を賜ふ、廿五年一月陸軍歩兵大尉に昇進し中隊長仰付らる。昨廿七年六月朝鮮國へ出張を命せられ、九月十五日平壤攻撃の際遂に戦没す。



### 陸軍歩兵大尉町田實義君

陸軍歩兵大尉正七位町田實義君は、鹿兒島縣鹿兒島郡鹿兒島の人にして、嘉永五年八月十五日を以て生る。戊辰の役年市で十七、今の野津大將に従ひ常野の間に轉戦、進て白河口に奮闘し、頗る奇功あり。爾來身を軍籍に置き、明治五年三月教導團に入り、七年八月海軍少尉補に任せらる。西南の役、肥後田原坂に奮戦し、亂平ぐの後勳六等に叙せられ、十三年二月正八位に叙せらる。次いて歩兵中尉に進み、從七位に昇り、十八年十一月勳五等に叙し、雙光旭日章を賜ふ。同年十一月從軍記章を授與せらる。君は臺灣蕃地に從軍せしを以てあり。廿一年戰術科學生として戸山學校に入り、七月業を卒ふ。廿七年六月歩兵第十七聯隊中隊長として征清軍に從ひ、各地に轉戦し、九月十五日平壤に敵彈に斃る。嗚呼是れ何たる慘事ぞ。

### 陸軍歩兵大尉金藤之明君

君固と新瀉縣の人、嘉永五年七月を以て生る。家世々新發田藩士なり、初め藩兵に列し明治元年七月奥羽征討に従軍して各所に轉戦し、十月廿四日に至りて藩に歸れり、明治四年八月八日歩兵第四聯隊第一大隊に入隊し、爾來累進して六年十月陸軍軍曹に進めり。十年偶々西南の役起るや、軍に從て各地に轉戦し大に殊功を奏せり。凱旋の後功を以て更に陸軍少尉に任じ、勳六等に叙せらる。十二年七月戸山學校に入り、十七年五月更に歩兵中尉に補せられ再び戸山學校に入り、七月同校退校の後、修業兵教授となる。廿五年四月正七位に叙し、九月歩兵大尉に任じ、歩兵第十八聯隊大隊長に任せらる。而して廿七年八月征清として朝鮮に出陣し、九月十六日平壤に於て我軍大勝利の際、遂に戦没せられたり。

### 陸軍砲兵大尉山本忠知君

君は齋岡山藩士にして、嘉永三年七月十日を以て岡山縣備前國御坐郡岡山區内山下二百十番地に生る。天資英敏其職に在るや能く其部下の兵員を訓練し、専ら兵士の志氣を鼓舞することに力を盡せり。君明治五年六月教導團に入り、後砲兵科を志願し、七年三月教導團砲兵科卒業、陸軍々曹を拜命し其後進で東京鎮臺軍法會議判士に列し、砲兵大尉に進めらる。廿二年十月陸軍射的學校へ入學し、廿三年一月正七位に叙せられ。二月陸軍射的學校の業を卒へ、十一月勳六等に叙し、瑞寶章を賜ふ。昨夏七月朝鮮京城へ出張、九月十五日平壤攻撃の際、大島少將の部下として敵の正面攻撃に當り、苦戦甚だ努む。時に我歩兵進撃稍苦戦の状あり、君部下を指揮し進戦突撃、部下を麾下挺身して危難の衝に立ち、遂に敵彈に中りて斃る。于時午後七時なりき。

### 陸軍騎兵大尉竹内盛雅君

君は山口縣士族にして、弘化二年十一月籍地長門國阿武郡萩椿郷西分村四百五十五番地に生る。明治元年十二月軍務官御用掛りを命せられてより、次第に累進し、七年四月を以て陸軍少尉に任せられ、十年七月陸軍中尉に昇任せらる。九月鹿兒島賊徒征討に従ひ、平定に及び本隊に復し、十五年六月正七位に昇る。十六年六月勳六等に叙せられ、十八年八月勳五等に昇叙、十九年三月大坂鎮臺調馬士官に轉任、廿年一月修業兵教授仰付られ、廿二年十一月大日本帝國憲法發布紀念章授與、廿五年三月從六位に進めらる。而して今回日清の事起るや、命を受けて渡韓し、爾來其職に勵む、九月廿四日君兵站部の兵士三名を引連れ、東學黨の情勢視察として臺封附近に向ひし



に、突然東徒の襲ふ所となり、首部に重傷を負ひ、馬より落ちて終に死す。

### 陸軍歩兵大尉川崎四郎君

第三師團第六聯隊附大尉川崎四郎氏は、千葉縣佐倉の人にて、年甫めて十四幼年學校に遊ひ、更に大學の門に入り、數年の登雪學成り、第三師團副官に任じ、從七位に叙せらる。今回出師の命下るや第三中隊長勤務を以て渡韓し、昨年九月初朝鮮國平安道平壤に於て大尉に任せられ、正七位に叙せらる。全年十月廿五日滿州九連城外虎山に於て遂に忠死せられたり。生きて賊膽を破り、死して君恩に酬ゆ、武夫の心情何ぞ其れ高潔なる、何ぞ其れ勇壯なる、今や旅順陥り威海衛落ち、遂に彼をして和を請はしむるもの、亦君等の力なり。幸に瞑せよ。

### 陸軍歩兵大尉中萬徳次君

君は文久元年八月十三日を以て、日向飯肥に生る。世々伊東侯に仕ふ、彌九郎氏の長子なり。幼より郷校に學び後年十五にして東京に出て、身を軍籍に投じて報効を圖らんとせしも、資給せざるより、諸處に寄食し千辛萬苦の間に處して毫も屈撓の狀なく、苦學精勵終に士官學校を卒業し、此に始て宿昔の志を遂げ、戎軒に従事することを得たり。次て征清の師起るや、君第二軍に従ひて遼東半島に轉戦し、奮闘皆功あり、十月十八日旅順口攻撃に先ち、土城子に挺身奮戦して、終に戦死せり。噫惜哉。

### 陸軍歩兵大尉松下綱業君

松下綱業君は播磨姫路の人、世々酒井家の家臣たり、父を松下大次と云ふ、母は町田氏。弘化四年十二月朔日を以て姫路に生る。幼名は國藏、後綱業と改む。君甫めて五歳、父を失ひて孤たり。幼より専ら心を武事に傾け、故陸軍中佐石本四郎氏、春山弟彦氏等に就て薰陶を受け、慶應三年姫路藩兵制を改革するに當り、小隊長に補せられ、明治五年陸軍歩兵少尉に任せらる。爾來各鎮臺に轉戦し三重縣泰徒鎮撫、西南道徒征討等に從事し、功を以て勳六等に叙せらる。十六年歩兵大尉に進み、十八年更に勳五等に叙せらる。明治二十年以來第二聯隊に轉じ中隊長として任に佐倉にあり征清の軍起るや、西旅團長に従て發す。二十一日我軍旅順を攻撃するに當り、君は大隊長渡邊少佐の命を奉じ、黄金山砲臺攻撃の先鋒隊長となり、挺身勇戦大に力む、大尉中隊を指揮して呐喊將さに敵壘に迫らんとするに及び、偶々敵の砲彈に當り、左頬及び左股に重傷を蒙り、遂に斃る。于時享年四十有七。

### 陸軍歩兵大尉齋藤正起君

陸軍歩兵中尉齋藤正起君は、茨城縣西茨城郡笠間町の士族、嘉永六年九月を以て其郷に生る。明治七年十二月始めて教導團歩兵大隊に入りてより、絶えず身を軍籍に置き、明治十年熊本逆徒征討の時の如きは、大に殊功を奏せり。十三年三月戸山學校に入り、卒業の後少尉補より少尉となり、更に進んで中尉となる。廿一年八月戰術科學生として再び士官學校に入り、業を卒へて從七位に叙し、勳五等瑞寶章を下賜せられ、更に廿七年正七位歩兵大尉として職を第五師團に奉じ、昨夏征清軍に従て出陣し、十一月廿五日清國盛京省草河口に於て遂に名譽の戦死を遂げられたり。



### 陸軍砲兵大尉關谷豁君

陸軍歩兵大尉正七位關谷豁君は、伊豫國温泉郡南吉田村關谷許三郎氏の第二子にして、慶應二年六月十五日を以て生る。明治十九年陸軍士官學校に入學、廿二年卒業、陸軍砲兵少尉に任せられ、第五師團野戰砲兵第五聯隊附を命ぜらる。二十三年特に撰ばれて陸軍乘馬學校に入學、廿四年卒業、同年十二月又撰ばれて陸軍砲工學校に入り、廿六年十一月卒業、在校中廿五年十一月砲兵中尉に進み、從七位に叙せらる。日清難を構ふるや、君第一軍に加はり渡韓し、爾後平壤・九連城・鳳凰城の諸城に轉戦し、十一月廿五日草河口の劇戦に奮闘重傷を蒙り、鳳凰城第二野戰病院に送らる。廿八年一月十五日特に大尉に進み、野戰砲兵第五聯隊第二中隊長に任せられたり。天果して有情耶、二月十三日午前十時を以て遂に此猛夫を奪ひ去る。嗚呼悲哉。

### 陸軍歩兵大尉岩根常重君

昨夏日清戰爭の起るや第二軍に從ひ金州旅順口に頗る殊勳を奏し、二月廿四日太平山の役、挺身奮闘享年四十有二を一期として、遂に戦死を遂げたる陸軍歩兵大尉岩根常重君は、和歌山縣の人、名を鹿之助と稱す。幼にして父を失ひ、母堂高子の手に鞠養せらる。慶應三年紀藩の兵制を改革するや、獨逸人を聘して専ら訓練を努む、此時に當り君亦身を軍籍に列して日夕訓練を受く。後明治維新廢藩の際、徴せられて大坂鎮臺に入り、軍曹となり、幾くもなくして曹長に進む。是れ君が軍人となりし始めなり。十年西南の役に於ては植木田原坂等に激闘轉戦し、爾來累進して大尉に叙せられ、第一師團第十五聯隊附として任に高崎營所に在りき。

### 陸軍歩兵大尉石黒重瀨君

君は愛知縣名古屋の人、嘉永五年八月を以て生る。人となり謙嚴溫厚實に軍人の模範たり。明治二年初めて陸軍に出仕してより、累進歩兵中尉に至り、二十一年七月戸山學校戰術科優等の名譽證を得て、名古屋に歸着するや、其年十一月第三師團副官に補せられ、次て廿五年十一月歩兵大尉に進み、第六聯隊中隊長に任せらる。君の死は實に本年三月五日、牛莊市街大戰の前日にありき。君の一中隊を率ゐて偵察に従ふや、端なく敵兵の重圍に陥り、苦戦百方するも圍を出づる能はず、頭部に敵彈を受け、終に三發子邊恨を吞で鬼籍に登る、嗚呼可悼矣。

### 陸軍歩兵大尉新保正君

君は嘉永四年四月鳥取縣因州鳥取市に生る。明治四年四月舊藩常備兵教導の爲め東京に出で、十月準中尉に任せられ、次て中尉に進む。八月戸山學校に入り、九年六月同校を退き、仙臺鎮臺歩兵第四聯隊附となり、七月陸軍大尉に任じ、十年七月征討軍團に編入し、西南の役に従ひ、功に依り賞を蒙る。爾來各師團に奉任して勳五等に至る。昨年征清の軍に従ひて渡韓し、本年三月牛莊城の激戦に、君は第十八聯隊第三大隊第六中隊長として、勇奮猛進身遂に斃れて止めり。嗚呼亦壯哉、于時年四十六。

### 陸軍歩兵中尉町口熊槌君

始め大島混成旅團の牙山の進撃の擧あるや、特に君を擢で、斥候偵察の重任に當らしむ。爾來



千辛萬苦大に効績を致し、任半ば終へ、復歸將に近に臨み、昨廿七年八月十日拂曉不意に敵の襲撃に遇ひ、前途望み多き身を以て、一朝不運にして敵手に委ぬ、嗚呼追悼措く能はざるあり。今聊か君か半生の閱歴を記して之か弔詞に代へん。通稱を熊槌と呼び、山口縣吉敷郡上宇野合村の人なり。慶應三年十月を以て其郷里に生る。明治十八年九月陸軍士官學校に入り、初めて身を軍籍に移し、廿一年歩兵科を卒業して、少尉に任じ、第十一聯隊に隸し、轉して又廿一聯隊附となる。廿四年正八位に叙せられ、廿六年中尉に進み從七位に昇叙せらる。次で征清軍に從つて渡韓するに至りしなり。

### 陸軍歩兵中尉今井健君

君は故陸軍少將從四位勳三等今井兼利氏の三男なり。文久三年五月五日を以て鹿兒島市山下町に生る。母は貴族院議員折田平内の氏姉なり。明治十六年九月遂に自ら請うて士官學校に入り、歩兵科を修め、廿年七月業を卒へ歩兵少尉に任せられ、第廿一聯隊附第四中隊第三小隊長に擧げらる。廿四年一月射撃演習生として陸軍戸山學校に入り、後幾許もなく擧げられて同校の教官となり、廿五年三月中尉に榮進し、次で五月正七位を授けらる。日清の事變起るや、君大島少將に從ひ、歩兵第十一聯隊第二中隊に在りて、各所に轉戦し、九月十五日平壤大攻撃の際流丸に中りて終に斃る、噫。

### 陸軍歩兵中尉細井有順君

中尉名は有順、加州金澤の藩士、安政四年十月二日を以て生る。明治八年の頃陸軍教導團に入

り、勉勵數年、業を卒へて後伍長に擧げられ、次で軍曹に進む。偶西南の役起るに及び、選ばれて戦地に赴き、各所に轉戦し、營を斬り、壘を抜き、數度の偉功を以て亂平して後少尉に榮進し、陸軍幼年學校附となり、更に進て中尉に昇り、從七位に叙せられ、同校の教官となる。昨年九月廣島鎮臺附に轉するや、偶々韓山風雲の荒るゝに會ひ、率先戦地に進み、敵情偵察の衝に當り、遂に昨夏九月十五日平壤城邊一片の煙と化し去る。嗚呼悲哉。

### 陸軍歩兵中尉神田音熊君

君は慶應元年十一月十五日山口縣長門國阿武郡荻川島村に生る。家世々農を業とす。明治十七年九月陸軍士官學校に入り、廿年七月陸軍歩兵少尉に補せられ、次で累進して正八位に進み、更に廿五年九月歩兵中尉從七位に進叙せらる。廿七年八月二十日日清の和破れ、兩國兵を交ゆるに當り、朝鮮國へ出張を命せられ、佐藤大佐の部下に屬して平壤に奮闘し、遂に敵丸の爲に斃る。

### 陸軍歩兵中尉時山龔造君

君は山口縣阿武郡の人、嘉永二年十二月を以て生る。明治十年鹿兒島道徒征討軍に從て功あり、十一年二月戸山學校に入り、翌年二月業を卒るや累進して中尉に至り、更に明治廿一年八月戰術科學生として戸山學校に入り、翌廿二年二月卒業後、正七位勳六等に叙任せられ瑞寶章を賜はる。日清交戦の日軍に從つて成敵に進み、安城渡激戦の際、彼岸ある味方の苦戦を救はんとて自ら身を水に投して進まんとせしに、水深く頭を没し、水底泥濘靴を没す。是に於て進退谷まら、



遂に無慘にも溺死せられたり。

### 陸軍歩兵中尉青山忠次君

君は舊尾張藩士、青山莊八郎忠善氏の第三子、母は深津氏、明治二年十月名古屋久屋町の賜邸に生る。十九年笈を負て上京し、私立成城學校に登り、筈雪頗る力む、越て廿年十月陸軍幼年學校生徒を命せられ、廿三年六月同校の課程を卒へ直に士官候補生となる。廿六年三月竟に歩兵少尉に任じ第六聯隊附に補せらる。茲に始めて素養を伸すの階梯に進めり。既にして日清の修交一たび破れ、硝煙彈雨の間に相見るに當りてや、君は第一軍に従ひ、韓山の野を踏破して深く不毛に入り、十月廿五日清國盛京省虎山の役、衆に先んじて奮撃突進、敵壘を突く偶ま飛丸來りて君を貫く、即ち功を以て中尉に進み、後遂に起たず。嗚呼可惜矣。

### 陸軍歩兵中尉柳原楠次君

陸軍歩兵中尉從七位柳原楠次君は土佐の人、慶應二年八月を以て高知南新街に生れ、幼にして父を失ひ、母の鞠育する處とす。家素と貧し、是を以て備に艱苦を嘗め、明治二十二年四月遂に陸軍士官候補生採用試験に及第し、翌年十一月士官學校に入り、筈雪功を積み、二十三年七月を以て士官學校を卒業し、見習士官となり、尋て二十四年三月歩兵少尉に任せられ、歩兵第十二聯隊附に補せらる。後幾くもなくして旗手士官となる。二十七年一月中尉に昇進し、四月撰拔せられて陸軍大學入學者の候補生となり、七月下旬受験の爲め廣島に赴く時、朝鮮の警聞に接す、君即ち中途召還の命を受け、遂に七月二十九日を以て出征の途に上り、平壤九連城等に激戦

し、進で鳳凰城に至る。君敵情偵察の命を受け、十一月十五日部下二十餘名を率ひ、塞馬集方面に進み、敵に會近し、奮戦激闘遂に部下と共に敵の鋒刃に斃る。享年正に二十有九。

### 陸軍歩兵中尉淺田丹治君

君父を作次郎と云ふ、慶應元年四月宮城縣伊具郡金山の郷に生る。十七年士官學校に入り、二十一年學成り業卒へ歩兵少尉に任せられ、次で二十五年三月中尉に陞り、從七位に叙せらる。二十六年一月射擊學生として戸山學校に分遣せられ、同年九月歸營す。昨年鷄林に事あるに方り出陣の命を拜し、立見旅團に附して平壤九連城鳳凰城等に奇功を奏し、後十二月十四日鳳凰城を出て草河を涉り、優勢の敵に會し、遂に之を撃退しけれども、不幸にして敵彈に觸れ、遂に起たず。嗚呼可惜哉。

### 陸軍歩兵中尉守永直一君

清國山東省九嶺塞に於て、斥候として地形偵察の爲め出張の歸途、敵兵に圍まれ奮戦し、下士一名兵卒五名と共に戦死したる第六師團歩兵第十三聯隊第二中隊附陸軍中尉守永直一君は、山口縣士族陸軍中佐守永蕪氏の長子にて、明治十七年陸軍士官學校幼年生徒となり、廿年幼年學校の設立ありしより移て同校に入り、同十一月卒業士官候補生を命せられ、歩兵第十三聯隊第二中隊に入隊し、二十一年十一月士官學校へ入校を命せられ、廿三年七月卒業。廿四年三月歩兵少尉に任せられ、次で中尉に昇進し、從七位に叙せらる。氏は明治三年一月を以て生れ、享年僅に二十八年を以て終る。噫。



### 陸軍歩兵中尉柴山勇吉君

陸軍歩兵中尉正七位柴山勇吉君は、慶應元年三月八日近江國甲賀郡多羅尾村に生る。父を俊良と云ふ、世々多羅尾氏の士班たり。明治十四年五月陸軍士官學校に於て學び、廿年七月歩兵少尉に補せらる。後累進して歩兵中尉從七位に叙せられ廿六年一月陸軍戸山學校射擊學生として入校を命せらる。昨年八月戰地に出陣し十一月第六聯隊第二大隊副官に補せらる。清國紅瓦塞攻撃の際、敵砲の爲めに傷を蒙り、本年一月正七位に叙せらる。同日盛京省岫巖野戰病院に於て死亡す。

### 陸軍歩兵中尉山縣駒喜君

二月六日第一軍の斥候として敵地に深入し、敵兵の爲めに重傷を負ひ、同八日遂に海城の野戰病院に於て死去したる第二師團第六聯隊歩兵中尉山縣駒喜君は、舊福岡藩士川上慶之進の第二子にして、山縣家を嗣ぐ。明治十五年陸軍士官學校の試験に及第し、十八年卒業して少尉となり、幾くも亦中尉に進む。桂第三師團の麾下に在りて鴨綠江近傍の戰に常に奇功を奏したり。其豪膽にして機敏なるを以て、斥候の如きは最も君の長所なりと云ふ。

### 陸軍歩兵中尉白川震一郎君

蓋平の戰に名譽の戰死を爲したる陸軍歩兵中尉白川震一郎君は、信州松代出身にして、父を白川税と云ひ、母は中島氏、明治元年九月に生る。始め成城學校に遊び、後士官學校を卒業し、歩兵少

尉に任じ、正八位に叙せられ、高崎營所十五聯隊附に補せらる。客年中尉に進み從七位に昇進したり。其第二軍に屬して出征の途に上るや、君曰く殊功を奏せずんば生還せずと。果せる哉、蓋平の戰に終始陣頭に進み、敵彈の爲に斃る、蓋し又君の志なり。

### 陸軍砲兵中尉西山龜吉君

二月廿四日太平山に於て戰死したる野戰砲兵第一聯隊第二大隊砲兵中尉西山龜吉君は陸軍士官學校の出身にして、砲兵隊中有數の人なり。居常忠孝を以て身を捧じ、其部下を愛撫すること慈母の赤子に於けるが如し。曾て第一聯隊小隊長より大隊副官に轉補せらるゝや、部下の兵士は其去るを惜み、特に紀念章を製して君に贈りたりと云ふ以て其一斑を見るべし。家に母堂ヤサ(六十六)のあるあり、兄正吾氏は鑛山技師にして今福岡監督署にあり、君今年二十九、之を一期として遂に逝けり矣、悲哉。

### 陸軍歩兵中尉樺山勇輔君

君は慶應三年十一月鹿兒島縣鹿兒島市西田村に生れ、明治十七年九月幼年學校に入り、廿年士官候補生として歩兵第十八聯隊に入り、後一等軍曹に進み、廿二年士官學校に入り、廿三年卒業して、曹長の階級に進み、廿四年三月陸軍少尉に任じ、第十八聯隊五中隊附となり。而して昨廿七年八月征清軍に従ひ渡韓し、平壤攻撃に於て殊功を奏し、九月三十日を以て陸軍中尉に昇進せられ、次て二月廿一日海城第四回逆襲の際負傷により、三月四日遂に逝く矣。

### 陸軍騎兵少尉竹内英男君



君は慶應三年十二月八日武藏國南埼玉郡濱里村に生る、幼時吉藏と稱し、後自ら英男と改む、始め陸軍教導團に入り、學業優等を以て陸軍士官學校に入學を許され、業卒へて陸軍騎兵少尉正八位に叙任せらる。今回日清の事起るや直に出張を命ぜられ、朝鮮國龍山にあり、七月廿三日拔擢將校斥候を命ぜらる。時方に炎熱熾くが如き盛暑なるも敢て意とせず、下士以下十餘騎を率ゐて平壤に向ひ、危きに臨み險を冒し、能く敵情を探知し之を報ず、其功大なり八月十日清兵突然我斥候隊を襲ふ、君等迎撃奮戦せしも衆寡敵せず、遂に敵丸に斃る。

### 陸軍歩兵中尉青木織之助君

陸軍歩兵中尉青木織之助君は神奈川縣相模國足柄下郡真鶴の人なり。業を陸軍教導團士官學校に卒へ、其志を遂げて陸軍歩兵少尉となり、次で中尉に昇進し以て昨年九月渡韓の時に至りしと云ふ。君の陸軍士官學校に在るや夜間便所に入り書を檢して歸るを知らざる事ありと、教官之を聞き其由を語れば、君曰く校規甚だ嚴にして時刻外點燈を許されず、故に之に及ぶと。其初め年期未滿にして未だ陸軍教導團に入る能はざるや、東京本郷の某塾に在り、夜臥するるとき會て寢具を掩はず、塾長怪み之を問へば、君答へて曰く人富めば則ち驕る、眠暖すれば必ず起るに備しと、以て君が少年志を執るの堅きを知るべし。今や乃ち戦に死す、可惜矣。

### 陸軍歩兵少尉田中時哉君

君は岐阜縣美濃國土岐郡土岐津町の人にて、明治二年十一月同地に生る。父を田中定右衛門と云ひ、世々陶磁器製造を業とす、君は其二男なり、十八歳の時上京し、直ちに成城學校に入り、陸軍

幼年學校を経て士官學校に入り、廿五年七月卒業して見習士官となり、豊橋營所に在勤す。廿六年三月陸軍歩兵少尉に任せられ、第十八聯隊第一大隊附となる。二十七年八月廿三日佐藤大佐に屬して出陣し、十二月十九日飯瓦寨に於て奮戦激闘遂に戦死す。于時年齡廿五年なりと。

### 陸軍歩兵少尉三浦吉太郎君

君は石川縣金澤市野田寺町の士族にして、明治三年三月を以て生る。十九年八月幼年學校に入校し、廿二年七月幼年學校卒業、士官候補生として歩兵第七聯隊附となり、廿三年一月更に士官學校に入り、廿四年七月業を終へ見習士官となり、廿五年陸軍歩兵少尉として第七聯隊付を命ぜられ、正八位に叙せらる。今回征清の軍に従ひ、各所に轉戦して殊功あり、後十二月十九日飯瓦寨の激戦遂に戦没す。

### 陸軍歩兵少尉平野永次君

陸軍歩兵少尉平野永次君は舊飯田藩の士にして、安政五年七月長野縣下水内郡飯山町に於て生る父を亨と云ふ、早く母に離れ繼母に仕へ、異母弟を愛慕する事深し明治十一年十二月陸軍教導團に入り業を卒へて廣島鎮臺に屬し、廿年三月勳八等に叙し、瑞寶章を授與せらる。後陸軍屬を以て職を名古屋陸軍經營部附に奉じ、次で陸軍歩兵少尉正八位に叙任せられ、豫備員たりしが、昨年日清戦端開くや、第二軍に従つて出征し、十二月廿一日金州城の激戦に遂に戦没す。

### 陸軍歩兵少尉藤村平三君



陸軍歩兵少尉藤村平三君は、岡山縣備前國盤栗郡物理村の農、柴田幾次郎氏の四男なり、元治元年を以て生る。明治廿三年十一月幕臣藤村應興氏の養子となりて性を習す、年甫めて十九、米相を抛て單身東京に來り陸軍教導團に入り、明治十七年五月歩兵科卒業伍長を以て名古屋鎮臺附となり、廿三年三月曹長に昇進し、廿四年五月十六日を以て士官適任證書を得、七月十六日陸軍屬に任じ、廿六年十二月に至り終に陸軍歩兵少尉に任じ、同日豫備役に服し、十二月正八位に叙せらる。廿七年磨礮の師起るや、從ひて各所に轉戦し殊功を奏し、十一月廿一日盛京省旅順口に於て遂に戦没す。

### 陸軍歩兵少尉長崎武之助君

長崎武之助君は高知縣幡多郡佐賀の人なり。明治元年五月二日を以て生る。明治十八年五月志願して陸軍教導團に入り、廿一年五月四日卒業して後ち曹長に進み、廿四年五月滿期除隊の後は京都の同志社に入り、學事を勉勵しつゝありしに、闕らずも征清の事起りて客年六月十六日豫備後備召集の命あり、君も松山なる大隊區の召集に應じ、補充第三中隊附特務曹長を命せられ、程なく陸軍少尉に任せられ、征清第一軍に從隨して出發し、十二月廿九日草河口の戦後、立見旅團長の命により、部下と共に連山關に出て、偵察中、敵の伏兵に遇うて、遂に戦没す。

### 陸軍砲兵少尉佐藤毅君

君は熊本縣代議士紫藤寛治氏の三男にして、元治元年正月を以て熊本縣合志郡原水村に生る。明治十八年一月陸軍教導團に入り砲兵科を修め、卒業の後陸軍軍曹に任じ、擢て、教導團教官に

補せられ、一意専心部下を獎勵し誘掖最も勉む。期滿て除隊せらるゝに際し、特に士官適任證を與へらる、時に明治二十四年一月なり。昨夏日清事あり大に磨礮の師を發せらるゝに及び、君亦召集に應じ、直に第六師團砲兵第六聯隊彈藥大隊に編入せらる。次で砲兵少尉に累進し、正八位に叙せられ、混成第十二旅團砲兵第三中隊第二小隊長として出征し、威海衛の激戦遂に數彈に中りて斃る。

### 海軍少佐阪元八郎太君

骨を埋むる何ぞ青山のみならんや、大海茫茫萬丈の激浪山の如きの處、却りて好墓田ならずや。大丈夫生の短きを愛へず、唯死所なきを愛ふ。身を獻けて奉國の大義に致す君の如きは死すと雖も恨なかるべし。赤城艦長阪元少佐は鹿島縣の人、安政元年四月を以て生る。常に海防の忽にすべからざるを慨し、齡方さに十九(明治四年)奮つて海軍兵學寮に入り、苦學他生に拙き、俊才の名夙に高く、屢々賞譽を受く。明治十年西南の變あるや、征討の命を蒙り、筑波艦に乗組み、戦地に赴く。十一年八月海軍少尉補となり、十二年二月功を以て勳六等に叙せらる。十三年八月海軍少尉となり、十六年海軍中尉に進み、勳五等に叙せらる。十九年浪速艦回航委員を命せられ、英國に赴き、爾來同艦に乗込み、遂に海軍大尉に昇任す。最も航海術に長じ、又廣く各國語に通す。二十二年魯國軍艦「ナビゴフ」號に乗込み、二十三年十月海軍少佐に任せられ、廿四年十一月魯國公使館付を命せらる。爾來同國に駐在すると二年餘、此間大に海防の事に潛心し、得る所頗る多しと云ふ。一昨二十六年十一月吉野艦の英國に成るや、再び回航委員を命せられ、十二月



同國「ニユウカツスル」を出發し、水天萬里の風波を凌ぎ、昨年四月廿日、日を以て無恙歸朝、同月勳四等に叙せられ、六月更に擢られて赤城艦長の重任を帯ふるに至れり。當時同艦清國芝罘にありしを以て、商船に投して赴任し。後少時にして日清の開戦を見るに至れり。高秋九月十七日、千古稀有の大海戦は大孤山沖にて演ぜられたり。時に君は少たる六百廿二噸の小艦を操縦して、七千餘噸と世界に稱せらるる、雄大艦に當り、最も奮勇進一死地に立ち、危難面に當り、而かも泰然自若司令塔内に在り、大聲令して曰く「自餘の敵艦は顧るに足らず、唯定遠を粉粹せよ」と號令叱咤其聲雷の如し、他の將士皆奮て死せんことを願ふ。時に砲烟天を掩うて四面暗黒唯た互に打ち出す散弾の赤電を撃つて嗽々去來するを見るのみ。敵艦の所在更に分明ならざれば、少佐は切齒に堪へず「定遠遁すな殘念なり」と喇叭手をして耳を裂くまでに進撃喇叭を吹き鳴らさしめ、自身は司令塔に昇り硝煙の間に透かし見て、遂に敵艦の影を認むると同時に「ソレ撃て」と怒聲高く急喝する一刹那、三十珊の大弾飛び來り、爆然一聲赤城の甲板を碎き、血を吹き肉を飛ばし、無慘にも勇武絶倫なる少佐の下腹部は其二つに裂けたる儘、硝煙に包まれて遙かに海面に飛び去り、滿腔の紅血淋漓波を染めて永く赤心を表しぬ。而して其分裂せる上部の面貌は、襁褓として尙暖せざるか如しと。嗚呼死せるものは少佐の身、死せざるものは少佐の心、七たひ人間に生れて此賊を滅せん、大和男子の心魂古今同一ある期せずして此の如し。獨り惜む此の勇武絶倫の好丈夫、爾か國民の歡呼する千古無比の大勝を知らずして、早く已に明界を去りしことを、少佐死するの時年四十一、郷里なる親戚木村某に送りし書中の一節に曰く「予今や赤城艦長として征清の役に従ふ、赤城固と徹々たる小艦、敵の定遠鎮遠の堅艦に比すべからずと雖も、吾能く一死以て是に當らば、焉う粉砕せざらんや、此時に於て予は生を期せず、若し戦没の報

達せし上は、足下請ふ余の爲に後事を處せよ」と、其忠肝義膽万世の龜鑑として長く士風を振作するに足る。男兒生れて君國の爲に斃る、豈遺憾あらんや。噫。

### 海軍大尉高橋義篤君

君は舊富山藩士にして高橋篤氏の三男、母は三輪氏、安政五年五月舊富山城下に生る。明治七年十月海軍兵學校に入校し、爾來筑波艦に乗組、各地に航行し、十九年十二月海軍大尉に任じ、廿一年六月水路部圖誌科係に補せらる。七月復た海軍語類編纂委員となり、後高千穂分隊長に補す。廿五年九月更に筑波艦分隊長となる。廿六年二月清國居留民保護として同國に出張を命ぜられ、滿州芝罘の間に廻航す。廿七年五月勳六等に叙し、瑞寶章を賜はり、同六月橋立艦分隊長に補せられ、今回大孤山沖にて古今未曾有の激戦に、名譽ある戦死を遂げられたり。

### 海軍大尉瀬之口覺四郎君

君は鹿兒島縣大隅國始良郡蒲生村に、元治元年十一月を以て生る。年甫めて十三、武人の尙ふべきを思ひ、決然爰を負うて東都に來り、日夜刻苦精勵明治十二年九月を以て海軍兵學校に入る爾來海軍少尉に昇り、扶桑、海門高千穂の諸艦へ乗組、又水雷練習所砲術練習所等に歴仕し、廿二年八月海軍大尉に進み、廿五年十二月正七位に叙せられ、廿六年一月以來龍驤艦に移りしが、同年八月海軍部内より、七人を撰抜して海軍大學に入學せしむるの議起るや、君は砲術科より撰ばれて同校に入り、修學中なりしが、日清事起るに及び、命を受けて本年六月山城丸に乗組み戦地に向て出發し、後復た橋立艦に移り、砲術長の職に在りて、勇奮屢敵艦を苦しむ、後黃海の戦遂に



其職に斃る。蓋し逝く者再び見るべからず、唯黃海の激浪今猶器々として耳底に残るのみ。眞に痛惜に堪へざるなり。

### 海軍大尉志摩清直君

君は安政五年五月宮崎縣北諸方郡都城に生る、清雄氏の長男なり。資性温厚にして孝心深く、其友人に接するや最懇切を極む。明治十年九月初めて海軍兵學校に入り、殊に砲術に巧なり。十三年九月龍驤艦稽古乗組を命せられ、次で十八年海軍少尉正八位に叙任せられ、廿二年更に海軍大尉に任せられ、爾來武藏高千穂諸艦分隊長に補せられ、廿三年軍艦千代田の成るや、同航委員となり、從七位に叙せらる。廿五年十二月海軍大學校甲號學生となり、同月砲術科定期の課程を卒業す。今回日清の關係彌々迫るや、陸兵護送として近江丸乗組を命せられ、次に聯合艦隊旗艦松島號乗組に轉じ、第一分隊長に補せられ、東洋第一の巨砲三十二門砲を主管指揮する事となり。其任又輕からず。九月十七日大孤山沖の大劇戰に於て、松島艦最も苦戰を極め、勇奮攻撃頗る猛烈なりしが、遂に君も砲丸に中りて斃る。

### 海軍大尉永田廉平君

君は滋賀縣人にして彦根藩士なり。慶應二年六月芹橋の藩邸に生る。父を榮次郎、母を千代と曰ふ。十六年八月遂に海軍兵學校に入り、十九年二月航海演習の爲め龍驤艦乗組を命せられ、次で海軍少尉に進み、金剛艦分隊長に補せらる。九月海軍大學校丙號學生と爲り、廿五年五月水雷術練習として迅鯨艦へ乗組を命せられ、十二月水雷術練習艦尉官教程を卒へ、海軍大尉に昇る。

廿七年六月秋津洲分隊長に補せられ、七月廿五日豐島沖の海戰に當り、部下の兵員を督し清艦を破り、衆と共に清國軍艦操江を捕獲せり。九月十七日清國盛京省大孤山沖の海戰の際、猛壯能く其職を盡し、勝敗未だ決せざる激戰の火に於て、敵の流彈我秋津洲の左舷側に中りて破裂し、不幸にも其碎片飛て君の小腹を左より右に貫通す、艦員之を見て直ちに治療所に伴ひ醫療すと雖も、又再び起つこと能はず、遂に國に殉し、職に倒れたり。

### 海軍大尉中野信陽君

君は舊佐賀藩の士、安政三年十二月佐賀副島家に生る。幼名熊三郎と稱す、後故ありて中野次郎助氏の跡を相續せり。明治五年一月海軍砲術生徒を命せられ、教師ブリンクレー氏に就て學ぶこと五年、十年海軍少尉補を拜命し、爾來軍艦鳳翔、淺間、富士山、清輝、龍驤、天龍、高城、金剛等に歴乘し、諸港を廻航す。又海軍兵學校、海軍大學校、砲術練習所等に學び、後兵學校に教官たり。昨年金剛艦の實地研究の爲め遠航するや、君亦金剛砲術長兼教官として乗組み、布哇に航行し、歸朝して後、天龍副長となり、征清の途に就き、廿八年二月廿一日威海衛、劉公島東口砲臺攻撃の際遂に戰死す。

### 海軍少尉淺尾重行君

君は富山縣人、父を行敏といひ、舊富山藩士なり。慶應三年八月十一日を以て富山に生る。年少にして夙に武を以て君國に報すへきの志を抱き、東京に遊學する兩三年、明治十九年十月遂に海軍兵學校に入り、廿三年七月海軍少尉候補生に拜命し、實地練習として比叡乗組を命せられ、土



耳古へ航し、廿四年六月金剛艦乗組み、廿五年五月轉じて滿珠艦乗組となり、十二月少尉に昇る。廿六年十月正八位に叙せられ、本年三月吳鎮守府海兵團分隊士より轉じて吉野艦分隊士補となり、九月十七日大孤山沖の海戦に際し、君分隊士の格を以て衆卒を指揮し、其敵艦を打撃することに献掌せられしが、敵艦より發したる榴散弾は、遂に君を斃すに至れり。嗚呼哀哉。

### 海軍少尉伊東滿嘉喜君

君は慶應三年一月九日向國沃肥に生る。藩士川崎縫殿介の子なり、君年尚幼にして出て、伊東圖書氏の後を嗣ぐ。年漸く十三にして父を負て大坂に遊學し、後東京に來る。明治十七年九月海軍兵學校に入り、廿二年四月海軍少尉候補生として、實地演習の爲め比叡乗組を命せられ、廿四年一月海軍少尉に任じ、正八位に叙せられ、爾來諸艦に歴乗す、日清の役起るや、分隊士として旗艦松島に在り、豐島の戦を経て遂に海洋島の激戦に際し、大に敵艦を苦め、防戦攻撃最激烈を極む。既にして猶進んで敵艦を一發の下に撃碎せんとする一刹那、敵の流弾に中りて志摩大尉と共に粉碎せらる。其最後の壯烈慘絶今猶悽然として暗涙下る、嗚呼可惜。

### 海軍少尉鈴木虎十郎君

明治廿八年二月五日、清國山東省威海衛港内の敵艦破損の爲め、水雷艇に乗組み襲撃の際、名譽の戦死を遂げたる鈴木虎十郎君は、福岡の人、慶應二年十二月を以て生る。明治十八年十一月兵學校生徒となり、二十二年四月に至り課程の學術を卒へ、海軍少尉候補生となり。爾來實地練習金剛艦に乗組み、遠洋を航行し、次で少尉正八位に昇る、二十六年四月水雷術練習として迅鯨乗

組仰付られ、十一月水雷術練習艦尉官教程卒業證書を受け、後常備艦隊附屬第一水雷艇附として征清の軍に従ひ、遂に戦没せられたり、噫。

### 海軍大軍醫三宅貞造君

君は安政元年十二月伊豫國野間郡菊間に生る。明治七年九月海軍を醫寮に入りて業を收む、十年西南の役起るや、熊本軍團病院附を命せられ、更に山口出征別働團第四旅團附となる、十三年二月海軍を醫副官となり、後累進して海軍大軍醫從七位に任叙せられ、職を天城艦主任軍醫に奉じ、更に廿二年正七位に叙せられ、大和艦軍醫長補となり、廿六年五月勳六等瑞寶章を賜り、金剛艦軍醫長補に轉ず、翌廿七年八月比叡艦軍醫長に補せられ、朝鮮國近海に向ひたり、是れ君が這同名譽の戦死を遂ぐる首途なりき。君醫術をアングルン氏に受け、拮据勉其蘊奥を究めり。今回清國沿岸大孤山沖に於て大激戦の際、彈丸雨注の中に在て熱心に其職務に従事し、遂に敵丸の襲ふ所となりて斃る。

### 海軍少軍醫村越千代吉君

君は元治元年八月和歌山市廣瀨辨財天町に生れ、少時父を喪ひ、實兄良應氏と共に母手に鞠育せらる。明治十六年海軍軍醫學校に入り、廿一年七月業を卒へ、軍醫候補生となり、廿三年一月少軍醫に、廿四年正八位に叙任せらる。廿七年六月比叡艦乗組仰付られ、今回の事變に遇ふ。九月十七日黄海に戦起り、砲聲波間に轟爆し、坤毀け乾折れんとせし壯絶快絶名狀すべからざる間に在りて、悠々三宅大軍醫と共に治療室にありて、負傷者を診断し、今や醫刀を取り施療せんとす



る一刹那敵艦上に爆發し、碎片飛んで君及び三宅大軍醫を斃すに至る、嗚呼是れ何たる慘事ぞ。

### 海軍大主計石塚鑄太君

海洋島の戦死者石塚鑄太君は、靜岡縣の士族にして明治三年三月東都小石川に生る。十八年九月海軍主計學校に入り、爾來勉勵甚だ力め、學を修むると三年、業成り海軍少主計候補生として海門艦に乘組み、隣邦諸港を回航し、廿三年小主計に任せられ、後從七位に叙せらる。次で高千穂、龍驤、比叡、館山の諸艦に轉乘し、又横須賀鎮守府秘書心得を命せらる。昨年六月更に比叡主計長に補し、越えて比叡常備艦に編入せられて征清の軍に従ひ、九月十七日彼の海洋島附近大激戦の際、遂に敵彈に斃る。

附言、以上調査の後に係るものは拾遺に之を掲ぐべし

### 奉公記

敵愾の心内に充ちて、奉公の象外に顯はる。壯士、全身體物の元氣は、躍て義勇兵たらんとし、婦女、滿懷忠愛の念慮は、奮て看護婦たらんとし、而して老幼、若しくは、躬、自ら軍役に當るを得ざるものは、擧げて貲財を献じて、萬分涓滴の報効を思ひ、其他、軍夫となりて、從軍を請ひ、或は、軍役者家族の不幸を救はんことを謀り、殊には、宗教家・教育家・富者・醫者等の如きは、赤心以て或は、國民の精神を發揮し、或は善後の策を講ずる等、其方法は、千態萬狀なるも、我四千萬同胞は、惟、一心國を愛するのみ。正に是れ、征清當時の景況、眞に皇國の民たるに、耻ぢざるものなり。其忠愛の度は、何を以て量る、今、一々之を掲出せざるも、總に、其一斑を擧ぐれば、即ち足る。試みに海軍恤兵部に向て、其献金出願の總額を問へば、實に、五十七萬七千九百有餘圓(明治廿七年八月一日ヨリ同廿八年十月卅一日ニ至ル)其陸軍に献金するもの、亦、之より多きも、決して少なからざるを信ず、其他物件の如きは、擧げて算ふべからず。勢既に斯の如し、奉公記の、如何に緊要にして、如何に價值あるかを見るべし。然り而して、編して之を網羅するもの、哀然已に帙をなす。只憾らくは、本帖豫定の紙數に制せられて、容るゝに所なきを奈何せん。因て今、特に赤十字社の、義舉を示すに止めて、他は、皆補遺に譲り、聊か、其全豹を代表すと云ふ。

### 日本赤十字社奉公事蹟

帝國の臣民が征清役に盡せる奉公の精衷は、總て愛國の氣魄にして、固より甲乙の差なく輕重の別なし。而かも我赤十字の致せる功蹟に至りては、超然獨歩洵に不磨の偉勳となす。本書の特



に一欄を設けて其顛末を序するもの蓋し之が爲なり。社は本と人生の至道、慈仁愛惠の目的に依つて組織せられ、戦時砲彈彈雨の慘境に臨み、負傷に苦悶し、重創に號泣するものを救護するに在りて、此際敢へて彼我の間隔敵愾の仇讎を設けず、初め日清戦争の未だ起らざるや、我赤十字社各員の總数は、六萬〇六百二十九人に止まりしが昨夏宣戦の詔勅一たび喚發せられしより、國民競うて此偉業を賛し、翌廿八年六月三十日に至るまでに十萬三千八百十五人を増加し、當日に於ける社員の總計無慮拾六萬八千四百四十四人の多きに達し、爾來尙ほ其数を増加し、日に數百乃至千人以上の賛加を見るに至れり。左れば、社員今日の現数は、更らに幾千を倍加せしや疑なし然れども帝國赤十字社の誕生以來未だ幼稚にして、僅かに八星霜を経たるにも係らず、此大多數の社員を叫合し、去年開戦以來金貳拾八萬千八百六拾八圓五拾錢貳厘の戦時非常救護費を支出し、優に海外諸國の同盟赤十字社に比肩し得たるものは、獨り該社の名譽のみならず、又以て帝國の光輝を發揚するに足れり。願ふに世人の赤十字社を視る、實に戦時兩軍の傷病者を救護するの目的たるをば之を知るも、未だ其實地に遭遇したるときが爲めに、間々遲疑して逡巡敢へて進まず、協賛の實、發達の要、時に或は知者をして、隔靴搔痒の難わらしめたるものありき。這般輒ち幾多の巨資を擲ち、臨戦親しく博愛救護の道に勸め、炎暑近寒、萬艱を凌いで能く赤十字の深意を人心に貫徹せしむるを得たり。爰に昨年以來、該社の經營せる戦時救護の實況社員の奉公及び役員醫師、看護員諸氏の勤勉努力を詳記するの前に、聊か筆を其歴史と、沿革とに繋がん。

日本赤十字社の沿革

明治十年西南の乱起るや、今の社長佐野常民副社長大給恒の兩氏、戦場の慘況を聞知し、坐に救護の念を勃發し、有志の華族と謀り、佐野氏は親しく戦地に赴き、其五月一日有栖川總督宮殿下

の允可を得、初めて博愛社なるものを創立し、傷病患者を救護せり。戦戦むに迫んで、氏等尙ほ目的を永遠に希圖し、移して以て平時の事業となし、之を汲々事に従ふもの數年、然るに軍人救護は戦時局外中立の權利を得ざれば、到底其目的を達し難きにより、彼の殿州に設立せられたる萬國赤十字社に同盟するの必要、止むべからざるを認め、明治十六年内務省御用掛柴田承桂氏の獨逸國出張の好機を以て、歐洲赤十字社實況の調査を委託し、尋て翌十七年橋本軍醫總監大山陸軍大臣に従ひて、歐洲に航せらるゝや、又之に托し、幸に端西國デユネーブ府に開會せらるる第三回萬國赤十字集會に參席して、大に其要義を精査するを得たり。是より先き、一方には博愛社員總會の決議を以て、總長大勳位熾仁親王殿下より、赤十字社條約加盟の必要を政府に建言せられ、政府は乃ち明治十九年六月十一日を以て、其同盟に加入することばなれり。之を日本赤十字社の濫賜となす。

報國恤兵の主義を以て設立したる博愛社を擴張すべき時運は、漸く當に到達せり。社は政府が萬國赤十字條約に加盟せし盛舉を機會とし、之と交通を開いて、世界公同の慈善事業を全うせんことを期し終に畏くも

兩陛下の眷護を仰き、宮内及海陸軍三大臣の允許を経て、名を日本赤十字社と改め、故有栖川一品親王殿下を總裁に頂き、新社則を發表せり。是れ實に明治廿年五月廿四日の事に係る此年獨逸國に第四回萬國赤十字集會ありて、我政府よりは、軍醫監石黒忠憲氏を參列せしめられ、赤十字社よりは、幹事子爵松平承承氏を委員として出張せしめ、同會に參列して、遂に萬國赤十字社と聯伍同盟の公認を得るに至れり。是れ實に我日本赤十字社の、歐洲赤十字社と交通を開くの始めなりとす。是より社運大に面目を改め、廣く博愛慈仁の要概を彰にし、平時力を盡して救



世界に於ける赤十字社の功

療の器什を備へ、資金を儲へ、看護員を養成し、以て戦時非常の慮に備へり。  
 世界に於ける赤十字の沿革を、單簡に記述するも、強ち無用の事にも、わらず西暦千八百五十三年クリム戦争の時、英國ナイチンゲル嬢、其同胞慈善の巾幗婦人を勸誘して戦場に赴き、傷病兵士を救護してより、漸く軍隊救護の要を唱ふるものを生じたりしが、千八百五十九年に至り、瑞西人ヘンリー、ドヴナント氏が有名なるソルフェリーの戦場を目撃し、其慘狀に端なく悲愴を感じてより、哀憐の至情は凝つて『ソルフェリーの紀念』と題する著書となり、初めて戦時救護法改良案を提げて、世界公衆の面前に事の一日も緩うすべからざるを絶叫せり。曰く、如何に政府が救護に周密の方法を設くれればとて、戦時克く遺憾なきを得るか。曰く、軍隊附軍官醫に強うるに、汝は敵愾心を有するとなき、敵の傷兵をも尚ほ我兵と同視せよと要求して、實功を奏し得るか。曰く、少數の醫官に、戦闘線内に力を盡し、更らに又後方兵站部内に、其救療を完全にする能力あるかと。彼は各種の題目を掲げて、慈善なる人民の同情を喚起し、戦時救護の適當なる結社を唱導せり。當初彼が所謂軍隊の後方に周旋し、軍隊附醫官の力及ぼさざる所を補助し、慘境に苦悶する勇士を救濟せんとせる大々の慈善結社も、他の常套なる結社の如く、其運命甚だ危殆なりしが、三ヶ月を経過するに及んで、彼が熱心と誠意とは遂に其郷里なるゲンブ村に一小結社を創立するを得たり。然れども、其地邊僻に屬し、社員又赫々盛名の人なく、多くは同儕、各疑懼して後來の隆昌必すしも今日あるを信せず。否寧ろ其當初は、他に物數寄なる奇人なりと笑はれもやせんかと、慄々たる人多かりき。左れど、少數ある社員は、幾多の艱難を経て、志業益々堅く、其主義の廣布を謀りしがば、千八百六十三年に至りては、社員の總數大に増加し、其年二月六日を以て社務を商議し、漸く今日赤十字の基礎を置けり。故に世界の赤十字の同盟は、今尙現に此

日を紀元と稱せり。越えて同年十月廿六日社運は益々好果を奏し公然萬國會議を開くに決し、埃地利、西班牙、佛蘭西、和蘭、瑞典、普魯西、瑞西等の各政府は、各特派員を派遣し、ヂュネーブ府に於いて第一回赤十字大會を開き、更らに翌六十四年八月廿二日、第二回の開會、十四日間の決議に依り赤十字條約十條を締結せり。是より各國皆赤十字に特殊の保護愛敬を加へ、兵馬惚卒の間と雖も、赤十字の標章あるものは、人と物とを論せず、盡く之を局外中立と認識し、厚く優待するに至れり。其名つけて赤十字と稱する所以のものは、初め此事業の濫觴は、瑞西に起り、其首唱も亦同國政府の斡旋に成り、中央社も亦同國に置かれたるより、其名譽の標章として、同國の國旗が赤地に白十字なるを其裏面を襲用し、彩色を交換して、白地に赤十字を染め出せるより起因す。

道般赤十字社の功

宣戰の詔勅煥發せらるゝや、赤十字社は、即日其主旨に則り、臨時會議を開いて、戦時救護の諸件を議定し、非常部會計規則、救護員給與規則、救護員心得、救護員服制等を制定し、更に救護員編制の人員品數等を改定し、五十九人を以て一組となし、之を一病院の定員とし、克く患者二百名を救養し得るの準備を爲せり。今同社の盡せる功蹟を記載するに當り、特に複雑を避けんが爲め、

- (一) 豫備病院及兵站病院の勤務、
- (二) 船内患者護送勤務、
- (三) 負傷捕虜清兵の救護、
- (四) 慰問及救護視察、



- (五) 恤兵寄贈及寄贈品送達取扱、
  - (六) 鐵道輸軍及臨時傷病者救護、
  - (七) 看護員の養成及役員會、
- の七節に分つ。

(一)、第一回派遣の救護員は、理事首長清水俊賢高橋種紀氏以下四十三名にして、廿七年八月二日を以て東京を發し、廣島豫備病院勤務に従事し、患者二百人に對する、衛生材料及び、被服器具一式を携帶せり。九月十六日又同敷の人員と、同量の材料を派遣す。之を第二回救護員とす。越えて十一月四日及び八日京都支部救護員一組及び、患者二百人に對する材料を派遣す。實に廣島豫備病院勤務の第三回派遣員なり。爾來救護員中増減更迭ありて、今現に(木書編纂の時以下之に効ふ)同病院に勤務するもの合計二百九十四名の多きに達せり。

明治廿八年一月十日、松山豫備病院に、隊長高橋恒磨氏以下廿四名の救護員を派遣す。

明治廿八年一月二十日同社の病室を東京陸軍豫備病院第三分院に充てらるゝに及び、隊長難波一氏以下四十七名を其救護員となす。

同二月廿三日隊長熊谷幸之輔氏以下三十六名を名古屋豫備病院に、同く豊橋豫備病院に十二名の救護員を派遣す。

同三月十二日四月十二日醫員三名、看護婦四十六名を熊本豫備病院に派遣す。

同三月十六日隊長小西功氏をして、五十八名の救護員を率ゐ、東京豫備病院、ブラック第三分院に従事せしめ、其後幾多の増員ありければ、今や前後通じて同第三分院に勤務の人員は、醫員十七名、調剤員八名、看護婦百八十七名の多きに達せり。

同三月廿日、同廿六日、看護婦三十名を福岡及び小倉豫備病院に分遣し、其救護に任せしむ。同四月廿五日、醫員四名、看護婦二十三名の救護員を、仙臺豫備病院に派遣し、其救護に従事せしむ。

赤十字社は前後三回救護員を朝鮮及び、占領地に派遣し、各地に兵站病院の勤務に従事せり。其主なるものは、(一)仁川假設病院設廠、(二)平壤兵站病院、(三)龍川兵站病院、(四)金州兵站病院及施仁醫院、(五)大孤山戰地定立病院、(六)旅順港兵站病院等となす。初め第一回渡韓救護員は、患者二百人に對する一組及び、衛生材料被服器具を携帶し、昨年九月二日東京を發し、同月二十五日仁川に上陸して、此處に假設病院を開き、更らに十月九日、進んで平壤に至り、十二月六日其一半を割いて義州に至り、更らに龍川に入らしめ、第三回渡韓救護員の一部と合して、龍川兵站病院を勤務せしめたり。即ち今現に救護に従事せる人員は、平壤に在るもの二十三名、龍川に在るもの三十七名となす。患者二百人に對する第二回救護員は、昨廿七年十月十九日日本邦を發し、初め漁隱洞兵站病院に従事し、十二月十二日大連灣、柳樹屯兵站病院に従事し、翌廿八年一月十八日其半部を金州兵站病院及び同地施仁醫院に轉せしめ、更らに三月五日に發せし第三回渡韓救護員は、總計三十八名なりしが、上陸の後十七名を割いて龍川兵站病院なる第一回救護員の一部と合せしめ、殘餘二十一名を以て大孤山戰地定立病院に勤務せしめたり。

廿八年七月二十日、更らに政府の命を奉じ理事及び隊長をして、醫員四名、看護人四十九名を率ゐる臺灣に航し、今現に基隆兵站病院に従事せしめつゝあり。赤十字の盡せる報國の偉勳も、亦大ならずや。



(二)、上記載せる救護病院の外、更らに航行船舶内に、醫員及び看護人を派遣し、護送勤務に従事せしめたり。即ち廿七年九月廿四日以来、同年十一月廿八日に至るまで患者送還の事あるや、赤十字社は、實に六名の醫員と、十二人の看護人とを船内に派遣し、前後十二回を以て、二千九百五十一名の患者を救護したり。越えて翌廿八年三月十一日、更らに醫員一百名、看護人三百名を船内救護員として派出すべき命令に接し、社は各地方支部に其人員を急徴して、三月十九日より順次所要の人員を派遣し、今尙ほ船内救護に従事せり。

(三)、第三に記載すべきは、清國俘虜傷兵の救護なり。廿七年十月十五日、東京陸軍病院の囑托を蒙るや、社は直ちに負傷清兵五十五名を、本社なる救助患者室に收容して、救治に着手し、當初彼等が非常に恐懼の状を呈し、其救済に疚かりしに拘らず、慰諭安撫して食を給し、衣を與へ、沐浴洗滌、最も懇切を加へ、其救護に奮勵せしかば、遂に彼等をして皇恩の隆渥に感激し、涕泣嗚咽嘯涕して言ふ能はざらしむるに至れり。加ふるに、當時社の病室建物は、既に陸軍豫備病院の病室に供せられ、清兵を收容するの餘地なく、且つ彼等の負傷者を混じて區域を設けずんば、或は意外の失措あるを恐るるに、特に宮内省用地一町四反八畝二十五歩を借用し、四百二十七坪の假病院を建設して、俘虜の病室に供せり。注意の周到、慈仁の厚深も、亦爰に至つて極まれりと云ふべし。同日第三師團に護送せられたる俘虜も、名古屋支部の救護を蒙り、百八十名(名古屋)百二十名(豊橋)の患者、盡く皆國民の慈愛に感泣せりと云ふ。翌廿八年一月十二日、大坂に於いては、其支部救護員を同地陸軍豫備病院に派遣し、其第二分院に救護せらる、清兵を救護せり。此の如くして、豫備病院に、兵站病院に、船内救護に、將た清兵の治療に、赤十字社の盡せる博愛の治術は、明治廿七年八月九日より、廿八年六月三十日迄日數三百廿餘日間に於いて、無慮二萬

八千九百六十三人(内清兵六百九十二人)の、驚く可き大多數を救護し得たり。今救護患者の部類に依て其總計を掲げば、庶幾くは其功蹟の如何を知るに於いて、思ひ半に過ぐるものあらん。

	將校以下下士卒	清國 俘虜	外來 患者	外來 韓人	外來 清人
東京	二千百七十八	五十五人			
大坂		三百三十六人			
名古屋	未詳	百八十人			
豊橋	未詳	百二十一人			
廣島	三千三百三十一人				
京都	千百七十五人				
松山	二百六十三人				
仙臺	四十七人				
熊本	二百一十一人				
仁川	百人		八十四人		
平壤	八十一人		千二百四十八人		千二百七十三人



南浦	五十二人		五百人	十九人	
義州	百十二人				
龍川	七百六十二人		八十六人	七十一人	
昌岑	五百六十人				
耳湖浦	千十七人				
漁隱洞	六百五十三人				
柳樹屯	千四百人				
金州	二千四百九十五人				
旅順	千四百人				
大孤山	二千八百八人				
土城子	千六百三十六人				
青惟子	千七百廿六人			四十人	
第一船 内護送	二千九百五十一人				

救護患者  
總計

(四) 斯く一回に患者の救護に盡瘁すると共に、他の一面に於いては、患者を慰問し、物品を寄贈し、以て其恤兵を致せり。即ち九月十一日、先づ幹事松平信正氏を廣島豫備病院に差遣し、十月十一日、十一月、二十二日、十二月廿九日、同三十日の數度は、社長佐野常民氏自ら東京豫備病院、廣島豫備病院並に吳、佐世保、兩鎮守府病院に赴き、傷病兵士を慰問し、傍ら救護の實況を視察せり。後在外救護員の視察兼傷病慰問として、幹事黒田綱彦氏を朝鮮に派遣し、仁川より東北義州・龍川を究め、更に道を轉して南の方金川・旅順・威海衛に至つて歸朝せしめたり。次で本年四月に至り、幹事子爵松平乘承氏は、社長代理として、全国各地豫備病院、並に吳佐世保鎮守府病院患者を慰問し、七月十日に至りて、全く之を結了せり。殊に、垂帳閣裡貴婦人の組織に成れる、篤志看護婦人會の盡せる仁慈に至りては、更に感激措かざるものあり。同會幹事長小松宮妃殿下は、身皇族の尊きを以て、親しく東京を發し、陸海軍人の傷病を慰問あらせられんが爲め、廣島に至らせられ、北白川宮妃殿下も、亦同行せられ、鍋島侯爵夫人、西郷伯爵夫人、大山伯爵夫人、又同じく隨行せられ、厚く品物を患者に寄贈あらせられたり。

(五) 是より先き、幹事長小松宮妃殿下は、開戦の詔勅下るや、歷年組織せられたる篤志看護婦人會々員を召集し、患者の慰問物品の贈與等、平生の素望を達すべきは、全く此時なりと勸誘し、深く御諭示せられしかば、會員の感激更に其度を高り、各應分の醜金を義捐し、又幹事長殿下以下、日夜赤十字社に集會して、消毒綑帶等材料の調製に従事し、忽ち千三百人に對する一ヶ月分の材料を陸海軍、并に赤十字社に寄贈せられたり。後又石黒軍醫總監の囑托に應じ、小包綑帶の製造に着手し、數月を出でずして壹萬五千個を調製し得たり。若し夫れ赤十字本社の物品寄贈に至りては、特筆すべきもの甚だ尠からず、廿七年七月十四日手巾壹萬枚を陸海兩軍の慰勞に



供し、九月十一日廣島豫備病院患者にラムネ七十六ダースを贈與し、十月佐野社長の廣島、吳、佐世保の各病院を慰問するや、手巾、烟草及書冊を各傷病患者に贈與し、十二月三十日東京豫備病院及第一、第二分院の患者千七百七十七人に對し、密柑百箱、烟草二千三百四十二包を贈り、更に幹事黒田綱彦氏渡韓視察の際は、患者慰問用として、フナネル襯衣、手巾各三千枚を携行し、松平幹事は手巾並び扇子を贈與せられしと云ふ。斯る赤十字社の熱衷は、畏くも 皇后陛下の御聞に達し、畏れ多くも御手づから綳帶を御調製せられ、且つ宮城内の女官一同をして、其務に服せしめ、千二百個を下賜せられ、十二月廿五日には、常宮、周宮兩殿下より傷病兵救護費中へ、金百圓を賜はる等、優渥なる帝室の恩惠斯くの如くなりしかば、軍民の感泣は言ふも更らなり、事遠く佛蘭西婦人協會に傳承し、遂に綳帶具一函を献呈し、欽仰の意を表するに至れり。陛下又之を赤十字に下賜せられ、參考の資に供せしめられたり。其他赤十字社が其本旨に遵ひ、支那傷兵をも救護したりし博愛は、遠く歐洲人士の恭敬を購ひ、瑞西中央社は、七百拾九圓七拾貳錢を、蘭領印度赤十字中央委員は、千七百七拾五圓貳拾錢を、露國赤十字社は、負傷者二十五人に對する衛生器具、被服、寢具一式を、獨國赤十字社は、外科器械十二函を、埃國赤十字社は、千八百四拾五圓貳錢を寄贈し、社の業務を幫助せり。而して昨廿七年七月以來、廿八年七月迄、赤十字社救護費に義捐せる人員は、内外人合せて三萬七千六百人と二百九十八團體の多きに達し、總計金額六萬五千八百七拾九圓貳拾錢八厘に及べり。其他物品の主なるものは、綳帶材料一萬二千七七十二卷、一萬千八百三十四反、十七貫三百三十八匁、被服二千五百五十八點、醫療器七十九個、藥品十一種、書籍五千二百二十部、食品二十七種、雜品四十類に達せり。

明治廿七年七月十日、陸軍省の特に恤兵部を設け、全國有志の寄贈物品を處理せらるゝや、赤十

字社も、亦其主義に基き、送達の勞を取らんと欲し、各地方支部委員に通牒し、全國の連絡を作り、更らに鐵道局を始め、鐵道會社、汽船會社及内國通運會社等に協議して、無賃運送の約を定め、刻下に陸海軍の允可を得て、寄贈品送達の事務を肇始し、七月廿三日より、翌年一月十八日迄に、五萬五千二百三十七個の荷物を下の關、佐世保、吳の三地に運搬せり。其費用の如き、今精査する能はずと雖も、恐らくは巨額意思の外にあらん。若し昨年十二月陸軍省が特に地方の便宜を計り、寄贈品受納の場所を増加する微りせば、赤十字社の取扱ひし荷数は、更らに其數を増加せしなるべし。

(六) 同社は、又遠征軍隊の行行沿道なる各停車場、殊に東京・京都・大坂・兵庫・名古屋・岡山・宮城・福島・滋賀・静岡・朽木・岩手・青森の各所に犒軍所を設け、一面に供茶、給水及、寄贈品を堆積して、兵士の取るに任じ、以て遠征の勞を慰め他の一面に於ては、醫員看護を配置し、臨時傷病者の救護に従事せり。各救護場は、天幕或は假屋を設けて、療養所となし、以て應危療法を施せり。其治療せる人員即ち東京に在つて七十二人、兵庫に於いて八十人、宮城に於いて二十八人、合計百八十人を算せり。(其他各地の救護は未だ調査の報告なし。)犒軍所の景況は、各地大同小異ありと雖も、専ら志氣の發揚を希圖し、晝間は各種の旗幟を風に翻し、夜間は球燈烟火に依りて、其行を壯にせり。其他多くは高大なる綠門を作り、篝火を燒き、音樂を吹奏す斯くて遠近老幼社員有志、皆相携へて場に臨み、數千人共に和して、萬歳を唱へ、天地も爲めに震撼せり。願ふに此舉に依りて奏功せる効果は、單に遠征軍の慰勞、一片に留まらず、大に軍氣の振興を促したるや疑なし。

(七) 看護婦の養成は、戰時準備の最要務として、赤十字社夙に着手せる處なれども、今回に於



ける征清役の如き、對手國は全く野蠻の風を脱せず、軍紀紊亂して赤十字の何者たるを解せざるが故に、若し孱弱の婦人を以て、看護の任に當らしめば、遂に凌辱と危険とを免る能はず、是に於いて赤十字社は、第一陸軍看護手たりし經歷あるもの、第二醫學生、第三篤志者等を撰擇して、急速に看護人の教養を勉め、戦地に派遣せり。斯くて三月末日に至る迄に、教養せる總數は實に百八十人に達せりと云ふ。爾後益々教養して今尙之を募集しつゝあり。且つ京都、大坂兩支部の外、兵營所在の各支部、即ち北海道・兵庫・長崎・新潟・群馬・名古屋・宮城・愛媛・熊本等の各支部には、戦時一病院を設置すべき相當の準備を整へ、以て豫備病院増設の緩急に應せしめ、更らに其他の支部に向つては、醫員調劑員を豫撰し、二十名乃至三十名の看護婦を養成して、不時の需要に應ずるの計畫を爲せり。後ち廿八年二月廿七日、總ての救護事務を協議せんか爲めに、同三月三日に至るまで、五日間、全國支部役員總會を廣島に開き、總裁小松宮殿下の御臨會仰ぎ、衛生長官の參會を請ひ、更に前途の救護區域を擴張し、以て媾和終戦の時に至り、續いて今日又征臺軍に向つて其餘力を盡せり。

爰に赤十字社が盡せる報國の義舉に、幾何の費用を抛てるかを精査せんに、廿七年非常部を設けてより、本年八月廿四日に至るまで、戦時救護費は貳拾八萬千八百六拾八圓五拾錢貳厘を要せりと云ふ。其各支部に於ける支出經費の報告、尙未だ知盡し難きもの、甚だ渺からざるが故に、其全般の費額は恐らく參拾餘萬の巨額に超過するや、疑なし。此に其部目を擧ぐれば、

- 廿七年七月ヨリ廿八年八月廿四日ニ至ル救護費及救護準備費調査
- 救護員諸給與
- 救護員旅費
- 一金拾六萬四千八百八拾四圓八拾六錢九厘
- 一金千四百貳拾壹圓貳拾參錢八厘

- 一金貳千八百八拾六圓五厘
- 一金千參圓八錢
- 一金參千參百八拾貳圓四拾壹錢四厘
- 忠者慰問費
- 一 軍 費
- 一金貳千參百九拾七圓參拾壹錢八厘
- 恤兵寄贈品取扱費
- 通信及運搬費
- 一金貳千四百七拾七圓八拾八錢參厘
- 假設病院建設費
- 一金五百七拾圓八拾壹錢五厘
- 雜費
- 一金壹萬貳千貳百七拾九圓六錢
- 各支部委員部救護費
- 一金五萬九千五百六拾壹圓七拾四錢貳厘
- 救護準備製造費
- 一金參萬千七百五圓七錢八厘
- 合計貳拾八萬千八百六拾八圓五拾錢貳厘

若し夫れ赤十字社の熱心ある、此の報公に對し、官民一般の幫助を擧げば、運輸通信長官は、軍用電信使用の便を特許して、緊要なる事務の交通を迅速敏活ならしめ、以て業務の沮格失機の慮なからしめしが如き、臨戦地、各兵站部、若くは船内に在りて、救護員の糧食は、凡て官給にせられ、且つ防寒衣服を給與せられしが如き、若くは恤兵寄贈品送達の際、鐵道、汽船、通運等の諸會社は、特に無償を以て傳遞し、本社の救護員は、定價の半額、救護用品は無償を以て各地に運送せられし等、各新聞社の恤品寄贈兵送達救護費の寄贈、其他臨時廣告の無代價掲載等、諸般の幫助は皆赤十字社事業をして、能く這般の効果を奏せしめたり。願ふに、我帝國赤十字社の所生甚だ幼稚なるに似ず、這般の良果を奏し、博愛慈仁の要を擧げて、盛を萬邦に輝し、自今帝國をして、所謂文明の光彩を放つて、克く榮を泰西の諸邦と競はしむるもの、今實に之を赤十字社の偉蹟に得



たり。向後誰か其の隆昌に向つて、力を盡さざるものあらんや。

頌贊記

和歌

祝凱旋

<p>ますらをばさもひさましくかへりきて雲井にひく萬代のこゑ</p> <p>日の御旗かゝけいはひてかちとどの聲はちまたに響さけるかな</p> <p>唐國に勝ちてかへれる皇軍のいさをと千代のはまれなりけり</p> <p>民くさのよろこひふかし御軍のふねもかへれり日の本のうみ</p> <p>日の御旗なひくみやこの内も外もけふはどゝろく萬代のこゑ</p> <p>皇軍はうみもくぬかもかへるなりいさよろこひの聲あはせてむ</p> <p>いくさ人かへるをまちてよろつよの聲みちくぬ都おほちに</p>	<p>從一位侯爵 久 我 建 通</p> <p>從三位伯爵 津 輕 承 昭</p> <p>從四位子爵 水 野 忠 敬</p> <p>從四位子爵 岡 基 祥</p> <p>從三位伯爵 松 浦 詮</p> <p>從六位 黒 川 眞 頼</p> <p>鶴 久 子</p>
---	--



ことくにあたをなひけて大みはたかへす軍のいさましさかな  
 勝どきの聲はかりかよ大御代をちよろつ世といはぬはなし  
 皇軍のかちどきうたふ聲の中によはのどかにもならんとすらん  
 遠くにの草木もなひく御稜威をもみどりの門にあふくけふかな  
 あまつひの光をわけて立ちかへる浪のおとたかしひむかしの海  
 かへりきて勝どきあくる皇軍のこゑあめつちにとろかしけり  
 國のためすてむとしつる命をもちへつとにしてかへる君かな  
 わか國に浪よせかへるときの聲とつらみへたをうちをさめつゝ  
 よもの海のみみ森かし動なきやまと島根にかへるなみかな

- |      |      |      |      |     |     |      |      |       |      |
|------|------|------|------|-----|-----|------|------|-------|------|
| 鈴木弘恭 | 鈴木重嶺 | 遠山英一 | 三田襟光 | 坂正臣 | 橘道守 | 加藤安彦 | 小杉楳郎 | 小中村清矩 | 千葉胤明 |
|------|------|------|------|-----|-----|------|------|-------|------|

みいくさの萬代よはふ聲たかしちよたのおほちうこくはかりに  
 家ことに旗たてなへてかへりことまをさん人を待ちえたるかな  
 よろつよの聲響なりいくさ人かへりくるまのおともとゝろに  
 あたといふわたことむきて大御蘇かへさせたまふけふを賢こき  
 かちどきの聲をほにわけて雄夫のかへるみなどの賑はしさかな  
 皇軍のかへる日なればくも晴れておほうなはらにあた波もなし  
 ことくになひけてかへる皇軍をちよろつよと祝ふ今日かも  
 ことむけて御かへりますと萬たみくにもとゝろにはき奉りつゝ  
 をしくも仇をつくしの沖とほくみいくさ船は今かへりけり  
 たてました功績をのせてくろこまの蹄もたかくひく今日かな

- |      |      |      |      |      |      |       |      |      |
|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|
| 江刺恒久 | 植松有經 | 大口鯛二 | 梅村宜雄 | 伊豆凡夫 | 井田秀生 | 戸田敬一郎 | 須田豊常 | 渡邊綱男 |
|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|